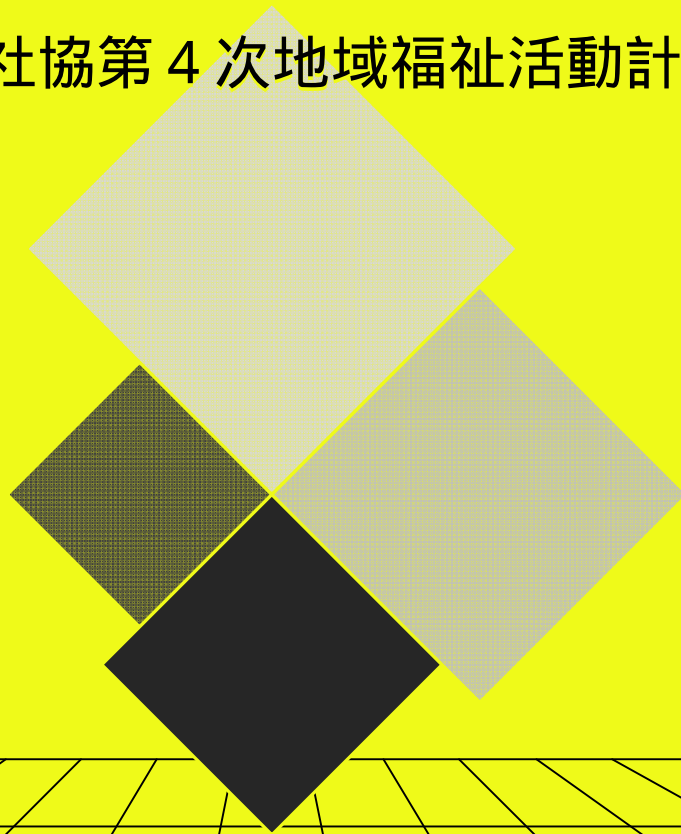


ふれ愛プラン2015

# 「私たちでつくるやさしいまち」

神栖市社協第4次地域福祉活動計画



社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

平成27年3月

## ごあいさつ



このたび、神栖市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画を策定いたしました。

平成27年度以降5カ年の活動方針を定めた本計画は、本会がこれまで策定してきた第1次地域福祉活動計画（平成7年3月）、第2次行動計画（平成12年3月）、第2次地域福祉活動計画（平成17年3月）、第3次地域福祉活動計画（平成22年3月）に次ぐ5番目の計画となるもので、前回計画が掲げた「つながりづくりの専門機関」としての活動を発展させ、社会福祉協議会だからこそできる新事業への着手を計画の大きな柱に位置付けました。

計画の策定にあたっては、神栖市で活動する保健・福祉の専門職や民生委員、ボランティアの方々など14名により「第4次地域福祉活動計画策定委員会」が設置され、それぞれの分野から本会活動の現状を評価、そして今後の本会活動の方向について、貴重なご意見をいただくことができました。また、市の福祉関連計画策定部局からも委員に参画いただき、行政の福祉施策と密な連携・連動を図る計画としたことも本計画の特徴の一つです。

現在、国では社会福祉法人の在り方について検討が進められ、その中では、社会福祉法人が制度化された原点に立ち返り「地域における公益的な活動の推進」「公益法人としての透明性と公平性の確保」が強く提言されています。

本会は法人化以来、社会福祉法人の原理にもとづき社会福祉協議会の本質的活動を常に考え、法人運営と事業展開をはかってきました。今後も決して現状に甘んじることなく、常に地域の課題を捉え、新たな取り組みとして事業化していくというプロセスを繰り返していくことで、市民の皆様をはじめ関係者・機関からの信頼と協力を得ていかなければならないと考えます。

そのための具体的な提案が、「第4次計画」であり、この計画で新たに掲げた「日常生活圏域レベルでのコミュニティソーシャルワーク」「法人後見機能の発揮」などが、今の神栖市において本会が担うべき活動であると、策定委員会は位置付けました。

今度の計画推進には、事務局職員の専門性強化はもちろん、市民の力も大切です。この第4次地域福祉活動計画によって、本会の変わらぬ目標である『私たちでつくるやさしいまち』実現のため、市民一人ひとりがそれぞれの立場で協働されることを期待しますと共に、今後の計画の推進につきましても格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

おわりに、策定委員並びに本計画策定にご協力をいただきました全ての皆様に衷心より感謝申しあげ、ごあいさつとさせていただきます。

平成27年3月

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会  
会 長 保 立 一 男

## はじめに

第4次地域福祉活動計画策定は、めまぐるしく変化する社会情勢の中で「社協の本質とは何か」を問い直す作業であり、また、私たち策定委員も、行政や、医療・保健・福祉の専門機関、民生委員・児童委員、ボランティア、そして市民の立場で、どう「地域福祉の推進」に関わっていくべきかを、改めて考える機会となりました。

神栖市社協は前回（第3次）計画で、専門機関同士のネットワークを促進し、市内の相談窓口やサービス事業所がそれぞれ得意分野を活かしながら連携・協力し合える関係をつくることと、さらに精神障害や発達障害など、少数派故に制度の狭間に置かれ、社会資源も十分でないことで困っている人々への支援活動を推進してきました。これは高い公益性をもつ社協にしかできない役割であり、現在も変わることはありません。今回策定した第4次計画では、この社協の役割をさらに追求しようとしています。

ひとつは、「法人後見機能の発揮」という、新たな社会資源の創設に取り組むことです。福祉の専門機関として、不足する社会資源を見極め、活動の起点づくりを進めることで地域福祉の向上に貢献していくことも、社会福祉法人である社協の重要な役割です。第3次計画を通して高めてきた「社協職員の質」が、具体的な事業として神栖市に還元されることに、私たちも一市民として大いに期待しています。

もうひとつは、第3次計画で進めてきた「つながりづくり」を、「市」という大きな単位から、できるだけ地域住民の生活圏に近いところで取り組もうということです。

地域福祉の課題はととも見えにくく、課題を持つ住民が社会から孤立してしまっていることも少なくありません。こういった「地域社会の中に埋もれてしまっている課題」をいかに早く発見し、適切な解決機関へつなげるか。この機能を強化しようという試みを「日常生活圏域へのコミュニティソーシャルワーカー（CSW）配置」という形で第4次計画に示しました。

ただ、CSWや他の福祉専門機関の力だけで地域福祉の課題を全て発見するには限界があります。各地域において、困っている人を「見つける」「知らせる」「協力する」ことのできる存在がとても重要になります。そしてここを担うのは、私たち市民の力であると、本計画は位置付けています。第4次地域福祉活動計画は、私たち市民が、社協CSWとしっかりつながりながら、地域福祉に参加していくための計画であり、その思いを計画のサブタイトル「一人ひとりがつながりあえるまちづくり」に込めました。

この計画書をお読みになった皆さんも、「自分（達）にできることは何か」「私（達）も“つながりあい”の一員になりたい」など、それぞれの立場で思いを寄せていただければとても心強く思います。そして、この計画書を起点に、神栖市民全体で『わたしたちでつくるやさしいまち』の実現をめざしていけますよう、ご理解とご協力をお願い致します。

平成27年3月

第4次地域福祉活動計画策定委員会  
委員長 阿部年英

# 目 次

第1章 総論	1
1. 社会福祉協議会活動と地域福祉活動計画	1
○社会福祉協議会活動の本質	1
○社協がつくる地域福祉活動計画	2
○神栖市社協のあゆみと計画策定	2
2. 第3次地域福祉活動計画の達成度合いの検証	6
○第3次地域福祉活動計画で示した活動方針	6
○5カ年の具体的取り組みの評価と出現した課題	8
3. 第4次地域福祉活動計画策定の背景とねらい	15
○神栖市福祉関係計画での社協活動の位置付け	15
○社協が置かれた環境の変化	19
○神栖市社協がめざすべき活動と組織	23
(1) 地域福祉をさらに推進するための新たな仕組みづくりの必要性	23
(2) 新たな仕組みの推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー	24
(3) 法人後見機能を発揮して市民の権利を擁護	25
(4) 行政の福祉に貢献し社協活動を充実継続する人員の確保・育成	27
(5) 求められる社会福祉法人としての中立性	28
4. 第4次地域福祉活動計画の構成	30
5. 今後の推進体制	30
第2章 各論	31
基本項目（Ⅰ）地域福祉推進システムの構築	32
基本項目（Ⅱ）市民との協働による新たな地域づくり	37
基本項目（Ⅲ）必要とされるサービスの開発と利用支援	41
基本項目（Ⅳ）地域福祉推進システムを実現する組織体制整備	45
参考資料（参考資料目次）	48

## 第1章 総論

### 1. 社会福祉協議会活動と地域福祉活動計画

#### 社会福祉協議会活動の本質

社会福祉協議会（以下「社協」と表記します。）は、社会福祉法第109条に位置付けられた「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」です。

地域福祉とは、同法第4条で「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を持てるようにすること」と規定されています。これは、市民一人ひとりが持つ権利と、権利を行使できる機会を、等しく保障することです。

地域社会という共同体の中には、例えば重度の知的・身体・精神・発達障害者や難病患者など、自分の力だけでは日常生活を営むことが困難な人達が存在しています。

この人達の市民としての権利を保障し守っていくには、社会福祉政策の充実に加え、同じ地域社会に暮らす住民一人ひとりが、障害や病気、生活のしにくさを理解し、存在を受け入れ、ともに暮らしていける環境をみんなで作っていくことが大切です。そしてそのプロセス（過程）全てが、社協の考える「地域福祉の推進」です。

社協の役割は、行政や他機関と密に連携しながら、同じ地域社会に住む住民とともに、生活のしにくさ（課題）を持つ人を発見し、地域の中でその課題を話し合い、共有し、相互に協力しあえる関係をつくることです。さらに社協は常に「福祉サービスを必要とする地域住民」の立場に立ち、解決のために必要な取り組みを自らも創設します。これが社協活動の本質であり、社協でなければ担えない役割です。

そのため社協には、社会福祉に関する高い専門性はもちろん、高い中立性と公平・公正な事業運営が求められ、その公益性（非営利性）ゆえに行政からは助成、地域住民からは会費や寄付等、公私の支援を受け、継続した活動がはかられています。

## 社協がつくる地域福祉活動計画

社協活動の本質をふまえ、これから社協が推進すべき地域福祉活動の「対象はどこか」「しくみをどうつくるか」「どんな事業を興すか」を、みんなで考え、中長期的な方向性を明らかにするのが「地域福祉活動計画」です。

この計画は、社会福祉協議会が呼びかけ、住民はじめ地域において社会福祉に関わる人・団体同士が、協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画で、行政計画である「地域福祉計画」と相互に連携しながら、ともに地域福祉の推進をめざします。

## 神栖市社協のあゆみと計画策定

神栖市社協（以下「本会」と表記します）は、神栖町社協として社会福祉法人格を取得した昭和 61（1986）年より、福祉ニーズの発見と福祉課題の解決のための活動を続けています。法人化当初は、町内のひとり暮らし高齢者や老夫婦世帯、重度障害者世帯への訪問活動を民生委員・児童委員の協力を得て実施しました。また、ボランティアとの協働による各種福祉イベント開催、障害児の親の会（あすなる会）との協働による在宅障害児支援（平成 6（1994）年より福祉作業所として本会が神栖町より受託）にも取り組みました。

現在も本会の根幹的活動である在宅訪問は、地域で生活課題を抱える方やそのご家族の持つニーズの発掘と、地域住民の福祉感覚を掴む重要な機能であり、課題解決に向け住民、そして行政や他の支援機関とともに取り組むなかで、解決のための具体的なしくみ、必要な福祉サービスの計画的な創設が必要となりました。

### ・第 1 次計画（平成 7 年～ 1 6 年度）

平成 6（1994）年に実施した「町民福祉意識調査」の結果をふまえ、本会が策定した「ふれ愛プラン' 94～私たちでつくるやさしいまち～」は、10年間にわたる社協活動の在り方と方向性を明確にした初めての

中長期計画でした。計画の中では、高齢社会の到来を見据え、ケアマネジメント(※)による高齢者支援の重要性と、地域住民を主体とした活動の必要性を打ち出し「神栖町独自の地域ケアシステム(※)の構築」を目指すこと。また、福祉課題の直接解決手段(福祉サービス)を総合的に備えた「事業型社協」への転換を、計画の方針としました。

第1次計画は前期5カ年経過後に見直しを行い「後期行動計画(平成12～16年度)」を策定しました。

前期5カ年を通じて、ケアマネジメントによる個別支援が、各支援者と共通理解のもとで展開できるようになり、また地域内に福祉専門機関が増えてきたため、後期行動計画では「専門機関同士の連携」を重視し「福祉の組織化(※)」を軸にしたコミュニティづくりを、新たな方向性として打ち出しました。実施計画には相談窓口としての機能強化と、社協が直接的な解決機能を持つことの必要性とそれによる地域福祉向上を掲げました。

後期行動計画初年度の平成12(2000)年は、介護保険制度の導入や社会福祉法の施行など、福祉関連法令の大改正が行われた年です。本会は事業型社協への転換をめざし、既に行政からホームヘルプサービス事業を受託(平成11(1999)年)していましたが、この年から高齢者デイサービス(受託)、障害者デイサービス(受託)、居宅介護支援事業所(自主)、福祉用具貸与事業所(自主)を実施することとしました。

平成12年当初は福祉サービスを提供する事業所が少なく、法改正により民間企業も実施可能になったとはいえ、当時の神栖町にどれだけの事業者が参入するかは不透明な状況でした。公益法人である本会が介護保険事業に参入した理由は「町内に最低限のサービス提供体制を構築し、町民の不利益を回避する」というもので、これは現在も、本会が自らサービス提供主体となる唯一の意義であり変わることはありません。

同じ理由で平成15(2003)年からは訪問入浴介護事業所(自主)も開設しましたが、事業の目的は「事業者の利益」ではなく「サービスの質向上による利用者の利益」として、後期行動計画にも明記しました。

法改正により、福祉サービスの利用は「措置」から「契約」に変わっ

ケアマネジメント  
地域住民の生活上の課題(悩みや苦しみ)のどこに問題があるかを考え、様々なサービスを活用しながら当事者や地域住民等と一緒に解決していくこと。

地域ケアシステム  
住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み、結びつきを表す言葉

福祉の組織化  
福祉と保健・医療、その他の地域の関係機関との連携・調整及びネットワークづくり

たことで、認知症や知的障害等により判断能力が不十分な方の福祉サービス利用を援助する仕組みとして「地域福祉権利擁護事業（後の日常生活自立支援事業）」が制度化され、社会福祉協議会がその担い手とされました。本会は平成11年より茨城県鹿行地域の基幹的社協として茨城県社協より受託し、「利用者の権利擁護」を、以後の事業計画の重点項目として掲げていきます。

### ・第2次計画（平成17年～21年度）

計画初年度に波崎町社協との合併があり（8月）、一部内容を改編し、神栖市社協としての第一期計画としてスタートさせました。

これまでの活動計画・行動計画を総括した上で、社協として取り組まなければならないこと、社協だからこそできることを明確化し「より一層の支援の充実が望まれる分野に関わっていくことに特化する」ことを明記しました。

具体的には、精神障害者や発達障害児者、引きこもりや子育て分野、権利擁護関連などの、行政や民間事業所、NPOやボランティア等では対応困難な領域を主たる活動領域とし、相談から問題解決までをケアマネジメントを駆使して展開していくことを明確化しました。

精神保健デイケア事業（在宅の精神障害者がグループ活動を通して対人関係能力改善や社会生活機能向上をはかることを目的とした事業）や、発達障害療育者研修など、現在も本会の重要事業として位置付けるこれらの事業は、この時期に開始されたものです。

本会が提供する福祉サービスの規模は年々増加し、この時期にピークを迎えます。一方で、特に2町合併以後はデイサービス、ホームヘルパー事業などに多数の民間事業所が参入し、高齢者福祉分野についてはサービスの質・量ともに充足してきました。

さらにこれまで市からの受託事業であったデイサービスセンター、福祉作業所については平成18（2006）年度より指定管理者制度（※）が導入されています。このことから、本会が第1次計画から掲げてきた「事業型社協」は、市内の社会資源の充実度合いと、本会活動の本質に照らし、その位置付けの転換が必要となりました。

指定管理者制度  
公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り併せて経費の削減等を図る制度（地方自治法）



・第3次計画（平成22年～26年度）

計画策定にあたっては、これまで共に福祉課題解決に関わってきた地域の福祉実践者に加わってもらい、神栖市における社協の役割とは何かから協議しました。

具体的事業展開は第2次計画に引き続き、支援の充実が望まれる分野、制度の狭間で困っている人々への積極的な関わりを継続する一方で、民間事業者が多数参入し住民福祉のための社会資源が充実した事業については競合せずに応援するという本会の立場を明らかにしました。この考えから、福祉用具貸与事業と訪問入浴介護事業は平成19（2007）年4月より介護保険サービスから制度外事業へ切り替え、居宅介護支援事業所は平成26（2014）年3月をもって完全閉鎖しました。

東日本大震災（平成23（2011）年3月）は、神栖市にも大きな被害の爪痕を残しました。震災直後からライフライン復旧までの間はほぼ全ての事業を休止し、利用者の安否、安全確認を第一に行う一方で、総合相談窓口は通常通り開設。被災に伴う市民からの相談には速やかに対応できる体制を維持しました。また、震災後に設置した神栖市災害ボランティアセンターには市内外から多くの市民活動が結集し、400件の活動に対して延べ457名のボランティアが参加。甚大な自然災害への対応と、そこからの復興に向けた取り組みの数々は、社協の本来機能である「総合相談」、「つながりづくり」の重要性を改めて確信するものであり、事業再開後はどの事業においても「住民ニーズ基本」「住民活動主体」をこれまで以上に心がけ、各種事業を展開してきました。

神栖市に於ける社協の役割は「福祉の総合相談窓口」であることであり、市民とのつながり、市民と他の福祉・保健・医療の専門機関とのつながり、専門機関同士のつながりの基点とならなければならないことと明確に位置付けたのはこの計画です。そして、つながりづくりを進める専門組織としての機能を確立するため、中立公正さの確保と、事務局（職員）の専門性強化を進め、そのための努力を続けました。

第3次計画5年をかけ追求してきた専門性の真価が問われるのはこれからです。専門性を活かした新たな取り組みとして何ができるかを明らかにしていく実践計画として、本会は第4次計画の策定に入りました。

## 2. 第3次地域福祉活動計画の達成度合いの検証

### 第3次地域福祉活動計画で示した活動方針

これまで本会が重点的に取り組んできた「総合相談機能の発揮」、「制度の狭間で困っている人々への支援」の理念、今後の本会活動を進める指針とすべき7つの項目を『神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢』として打ち出しました。

『神栖市社会福祉協議会活動の基本姿勢』（平成22年3月）

#### 1. 社協の「唯一無二性」の発揮

他の機関や団体では実施しにくい、又はできない少数派故に社会化されていない分野の人々の生活課題に関わり、地域住民や行政と共にその解決のために、「必要とされる取り組みを進める」ことが本会活動の根幹であり、社協の「唯一無二性」である。

#### 2. 新たな福祉ニーズへの迅速な対応

急激な高齢化や家族構造の大きな変化に伴って出現する新たな福祉ニーズに、迅速にフレキシブルに対応していくという、特徴的な役割を最大限発揮していくことで、地域福祉の充実に貢献する。

#### 3. 新たな分野への先駆的事業展開

これから必要性の高まりが予測され、更はその課題への対応機関・サービスが無い、もしくは生まれにくい分野への取り組みを先駆的に展開し、住民生活の「生活安心感」の高まりに貢献する。

#### 4. 新たな社会資源の創設

住民の生活課題とその解決策（社会資源）との関係の中で、生活課題を抱えた人々が少数派であるために、他の多くの住民が社会的課題であることに気づいていない問題を広く正しく伝えることを繰り返し、新たな社会資源の創設に貢献する。

#### 5. 他機関や市内で活動する福祉専門職の応援

社会資源のメニューとしては存在するものの、本来の機能やその特徴を様々な理由により発揮できていない状況に関わり、本来機能を発揮出来るよう他機関や専門職を支援し、社会資源の質的向上に貢献する。

#### 6. 使い勝手の良い福祉総合相談機関としての役割発揮

様々な機関・団体とのつながりを強化し「どこに相談したらいいかわからなくても、社協に問い合わせれば適切な解決機関につないでくれる」と、住民にとって使い勝手の良い福祉総合相談窓口としての役割発揮により地域ケアシステム構築に貢献する。

#### 7. 専門職集団としての信頼を得られる活動

1から6の取り組みを起動させ、実践していくために必要な準備・努力を全職員が実行し、住民、他団体・機関、行政等から市内唯一の中立公正な専門職集団としての信頼を得られる活動を通じて、本市の地域福祉の向上に貢献する。

第3次計画は右に掲げた4つの基本項目に基づいて事業展開方針を定めましたが、具体的な数値目標設定まではあえて行わず、常に変化する住民ニーズの動向や社会情勢、市内の社会資源整備状況などを見極めながら、事業の軌道修正、あるいは新規事業開発をフレキシブル(※)に行うことの出来る計画としました。

第3次計画に掲げた基本項目

- ( ) 総合相談機能の発揮
- ( ) 必要とされる分野別の生活支援システムづくり
- ( ) 市民活動・当事者組織の応援
- ( ) 専門職集団としての事務局強化

このような体制を取るためには、福祉の専門機関としての適切な判断と行動が不可欠となります。

重要となるのが、本会職員一人ひとりの「福祉専門職（ソーシャルワーカー）」としての自覚と力量発揮であり、この計画では、社会福祉協議会事務局(職員)の強化を5カ年計画の基盤とし、「神栖市における地域福祉推進のために求められる事務局機能」、あるいは「機能強化した事務局(職員)が展開する地域福祉のあり方」をしっかりと打ち出すことで、行政を初めとする他の専門機関や団体、地域住民、ボランティア等との位置付けを明確にし、かつ、これからの「つながりづくり」に向けたパートナーシップ(※)を堅密にしていこうと考えました。

フレキシブル  
融通のきくさま、柔軟性のあるさま

パートナーシップ  
異なる役割を持つ機関同士が、対等な立場で、協同して共通の目標に対して取り組むこと、あるいは取り組むためのシステム。

## 5カ年の具体的取り組みの評価と出現した課題

### ・ケース会議を越えた「地域づくり」のための機関間連携の必要性

福祉関連法令が整備され、福祉に関する相談窓口やサービスは多様化・専門分化されていきました。しかし、窓口が沢山あることで「どこに相談したら良いか判らない」という声も寄せられるようになりました。本会は「社協に相談すれば適切な窓口に導いてくれる」と市民に感じてもらえるよう、相談の入口としての情報基地（総合相談）機能の発揮を活動計画の柱に掲げ、その推進を図ってきました。また、課題解決に向け機関同士が連携しながら相談支援にあたるよう、互いの機関の役割を理解し合う場面の必要性についても重視し、計画に位置付けました。

高齢者福祉の分野では市の地域包括支援センター(※)が中心となって様々な連携会議、連絡会議が設定されるようになりました。本会は障害者福祉分野を軸に置き、第3次計画では「相談機関ネットワークの構築」「カンファレンス（会議・協議）を通じた関係機関間の連携強化」を重点実施項目とし、相談窓口同士の情報交換の場づくりや、個別ケースへの協働的関わりを通じた支援機関間のネットワークづくりに取り組んできました。

定期的な情報交換、ケース会議を通し、各機関の実務者レベルでの連携は促進されました。特に精神科医療機関とは、患者の退院など生活環境が変わる際には必ず関係機関が集まって会議が開催されるようになり、精神障害者の地域生活支援ネットワーク強化につながりました。

しかし、互いの役割を最大限に引き出し合い、新たなシステムやサービスを作りだすまでの関係には至らず、複雑な生活課題が入り組んだケースへの迅速な対応といった場面では課題が残っています。また、個別ケースの問題解決だけでなく、ケースを手がかりとした地域福祉向上のための協議、まだケース会議に挙がってこない潜在ニーズの開拓、住民を交えたニーズ発見・課題解決の仕組みづくりなど、本会や各支援機関が連携して取り組むべき課題はたくさんあります。

併せて、解決しきれない問題が発生した場合は各機関の責任者レベルの会議や、市の政策レベルの会議へ提言し、サービス内容の変更、新たな制度の創設につなげるという関わりも、さらなる努力が必要です。

地域包括支援センター  
介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

## ・必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり

社協活動の本質は、「社会福祉の条件整備が遅れていることで、社会参加に多くの困難を要する人々への関わり」にあります。本会の実施する事業は、地域の社会資源の整備状況、社協に課せられた役割等を鑑み、平成24年度より実施している「利用者アンケート」の声も反映させながら毎年点検するなかで方向性を検討し、限られた財源を有効活用すべくニーズにあったサービス提供や事業展開を図ってきました。

特に精神障害者支援においては、市受託事業として平成17年より本格実施している精神保健デイケア事業が、利用者の生活リズム確保へ有効に機能しており、事業のさらなる拡大・強化が望まれます。併せて、精神障害者本人やその家族には、様々な困難課題を抱えていたり、当事者や家族だけで不安を抱え込むなど顕在化していないケースも多いので、各機関との連携による見守りや継続的な訪問活動を通じて、将来的なデイケアの利用に繋げていく必要があります。

また、発達障害関連については、保育、教育の現場で関わる専門職を対象とした療育者研修を平成25年度より再開(第6期)し、理解ある支援者の裾野を着実に広げています。

障害者分野においては、平成26年度から、ケアマネジメントによるケアプラン作成(計画相談)が義務づけられましたが、在宅の障害者に対する指定特定相談支援(計画相談)事業所(※)が市内にほとんどない状況から、ニーズ充足のため本会は事業所として参入しました。民間事業所も参入できる事業なので実施規模は慎重な判断を要しますが、業務量に見合った介護報酬体系となっていないため、介護保険事業所のような増加は見込めない状況にあります。本会がこの事業を継続する場合も、採算性は無視できず、計画相談ニーズにどこまで応えてくべきか、市の考えもふまえながら十分に検討しなければなりません。

## ・新たな市民活動の開拓

第3次計画を実施した5カ年は、ボランティア・市民活動の力と可能性を改めて認識した5年間でした。

災害ボランティアセンター活動では、会社員や学生などこれまで社会

指定特定相談支援事業所  
障害福祉サービスの利用者に対して、サービス利用計画を作成し、サービスが計画通りに提供されているかモニタリングを行なう事業所。障害者総合支援法に基づく事業所申請が必要。

福祉協議会とあまりつながりのなかった市民層や、地域活動に熱心に取り組む企業・事業所と出会い、「ボランティア活動」や「福祉」に対する市民発の取り組みの重要性と、地域福祉への関心の高さなど「市民の力」を実感しました。

この経験をふまえ、これまで市民対象に開催していたボランティア養成講座の開催スタイルを全て見直し、「社協発でなく市民目線でテーマを設定」「興味を持てるモノから始め、まず受講者自身が満足できること、そこから他者のための活動へ展開」していくプログラムを用意。メイクボランティア講座（平成24年度。メイク技術の習得から、高齢者施設等で利用者にお化粧を施すボランティア活動に発展）、ハッピーバルーン教室（平成25年度。風船アート講習から、居室やイベント等をアートで彩るボランティア活動に発展）などを企画したところ、各世代から様々な市民層の参加を得、受講後もボランティア活動として継続しており、新たな市民活動の開拓につなげることが出来ました。

また、ここ数年接点のなかった高校生についても「高校生の進路アシストカレッジ」を24年度より開講し、アプローチを始めました。これは将来福祉・保健・医療の世界で働きたい意欲を持つ高校生を対象に、座学だけでは学べない「体験」と、同じ夢を持つ仲間との「語り合い」を中心とした7日間コースのカレッジで、神栖から巣立った専門職の卵たちがまた神栖に戻ってくることを願い、10～20年単位で継続したいと考えています。

今後の「市民の力」との関わりは、自発的なボランティア活動を側面的に応援しつつ、新たな福祉ニーズ発見から解決に向けた仕組みづくりに、市民の力も取り込んで、ともに地域福祉を推進していくシステムを構築することを目指します。



高校生の進路アシストカレッジ

・民間非営利団体としての中立性と公平性確保

第3次計画において、社会福祉協議会は、常に社会的に弱い立場にいる人々への支援活動、制度の狭間で困っている人々への支援活動を展開する福祉の専門機関として、公正・中立であることを宣言しました。

福祉の総合相談機能を、また市民や関係機関同士のネットワーク構築を推進するには、市民に対しても、他のサービス事業所に対しても中立な立場をとる必要があります、利益相反関係を忌避する組織体制としなければなりません。

特に、民間企業と肩を並べ、同じ法制度に基づいて提供してきた福祉サービスは、民間社会資源の充足度合いを確認しながら、本会が直営するスタイルから、民間企業を応援する立場への転換を図りました。第3次計画5年の間に介護保険事業はホームヘルパーのみを残し他の事業所は全て終了しました。

障害者福祉分野についても、市民の不利益にならない範囲で充足された事業は需給バランスを再確認し順次終了させる方向としていますが、現状においてはまだサービスの量、担い手が（介護保険分野ほど）充足していないと判断しました。平成25年に「障害者デイサービス」「福祉作業所」の指定管理者が市より公募されましたが、上記の理由から本会は指定管理者に応募。この2事業については引き続き5年間（平成26～30年度）の運営を任されています。

神栖市内の社会資源整備状況（神栖市内に拠点を置く事業所数の推移）

（平成27年2月末時点 WAMNET、神栖市障がい福祉課 調べ）

（1）介護保険法に基づくサービス事業者数（制度開始時との比較）

サービス種別	平成12年度	平成26年度
居宅介護支援	4	19
通所介護（デイサービス）	3	18
訪問介護（ホームヘルパー）	4	24
訪問入浴介護	2	1
福祉用具貸与	2	1

## (2) 障害者、障害児サービス事業者数 (障害者自立支援法施行時との比較)

サービス種別	平成 18 年度	平成 26 年度
計画相談支援	4	8
生活介護 (デイサービス)	1	5
居宅介護 (ホームヘルパー)	9	15
訪問入浴介護	2	1
福祉用具貸与	2	1
放課後等デイサービス (児童)	2	3※
障害児童日中一時支援 (児童)	1	4

※基準該当サービス含む

第3次計画期間中の新事業の一つに「知的障がい児放課後支援事業」があります。この事業は、波崎地域から鹿島特別支援学校に通う児童・生徒を対象とする、放課後支援（学童保育）事業で、社会資源が全く無かったことから市が事業化。本会が受託し平成22年より開始しました。加えて、児童・生徒の長期休暇（夏休み、冬休み等）中の日中一時支援についても、社協会費を財源として本会が独自に事業化し、平成25年度よりスタートさせました。

このように、少数派故に法律や制度創設が追い付かず、採算面から民間企業も参入しにくく、結果として社会資源が不足する領域は、社会福祉協議会でないと関与できない分野です。そしてこういった分野で独自に、先駆的に事業化していく営みこそが社会福祉協議会の唯一無二性であり、住民会費と寄付金をもとに公費からの補助金・助成金を財源に活動している中立・公正な民間の福祉団体としてのあり方であり、第3次計画に引き続き今後も掲げていくべき重要な活動方針であると考えます。

事業開始から数年が経過し、障害児支援分野に進出する民間事業所も現れはじめました（平成27年2月時点で7事業所）。福祉分野への民間参入は本会にとっても歓迎すべき状況です。今後は市とも協議しながら、この事業も民間を応援する立場へ転換し、本会は再び「今支援が必要な領域」の発見と解決の道筋づくりに取り組みます。



・高まった「職員の質」をどう地域福祉へ還元するか

本会の正職員には、社協ソーシャルワーカーである最低限の資質として社会福祉士・精神保健福祉士国家資格の保有を必須条件としました。具体的には、本会の標準正職員（市職員に準じた給与・昇給を適用）を社会福祉士と定め、資格未保有職員と給与体系を一部分ける規程改正を行う一方で、未保有職員に対する資格取得を推奨し、取得費用の一部支援、養成課程受講中の職務専念義務免除等の制度化をしました。

その結果、本会正職員に占める社会福祉士の割合は、計画策定前（平成21年度）は42.1%（19名中8名）でしたが、現在は66.7%（18名中12名）となり、うち8名は精神保健福祉士資格も取得しています。

現在未保有の職員も全員が取得に向けた準備を続けており、第3次計画で掲げた「職員の質」は、国家資格取得者の増という実績だけでなく、個々の職員の「専門職としての知識・技術を保持し、向上させよう」という意識強化にもつながった5カ年となりました。平成24年3月には「神栖市社会福祉協議会職員行動原則(※)」を策定し、職員一人ひとりが主体的に取り組むべき課題や目指すべきあり方を明確に位置付けています。

また、この実績は行政にも評価され、「市役所の相談窓口には福祉専門職を専従で配置したいが、現行の行政システムでは困難なので、社協の経験あるソーシャルワーカーを派遣してくれないか」と強い要請を受けたことから、新事業としての「労働者派遣事業(※)」(平成26年度)にもつながっています。

今後も引き続き正職員全員の国家資格保有を目指しますが、単に有資格者を増やすことはもはや目的ではありません。本会が職員の質を高め続ける理由は、社協職員のソーシャルワーク能力を、神栖市の地域福祉に還元し、神栖の住民の福祉向上につなげるためです。

労働者派遣事業のように、市内のいろいろな相談支援の場面に直接人材を派遣するという形で、より充実した行政福祉活動の一翼を担っていくことも「地域福祉への還元」の一形態です。また、地域住民にとって身近な福祉課題に寄り添い、ともに解決の道筋を考えるため、市内の各地域へ個別にアプローチしていくこともソーシャルワーカーの役割で

神栖市社会福祉協議会職員行動原則  
p83参照

労働者派遣事業  
本会は「特定労働者派遣事業者」として届出。派遣元(本会)に常時雇用される職員を他機関に派遣する形態で実施。

あり、地域福祉への還元策の一つです。さらに、成年後見人等(※)の担い手の問題など解決困難な課題には、社協が専門性を活かして独自に事業化することにより地域福祉へ還元していくことも出来ます。

専門職の人員が増えることでいろいろな還元が可能になります。重要なのは、これらの人材をどう効果的に活用し、神栖市民の要請・期待に応えていくかです。専門職の動き、すなわち相談や訪問からのニーズ発見、ネットワーク化や事業化を通じた問題解決による、地域福祉への直接貢献こそが、今後の社協活動の生命線であり、そのための具体的な方策の提案と、中長期的な人材確保・養成のシステムを、第4次地域福祉活動計画の中で明確にします。

#### 成年後見人等

本人の判断能力が不十分になった場合に本人の財産管理や身上監護等にかかる法律行為を担う。家庭裁判所の審判により決定され、本人の判断能力の程度に応じて後見人、保佐人、補助人の3類型がある。

### 3. 第4次地域福祉活動計画策定の背景とねらい

#### 神栖市福祉関係計画での社協活動の位置付け

##### ・神栖市高齢者福祉計画における高齢者福祉の動向と社協の役割

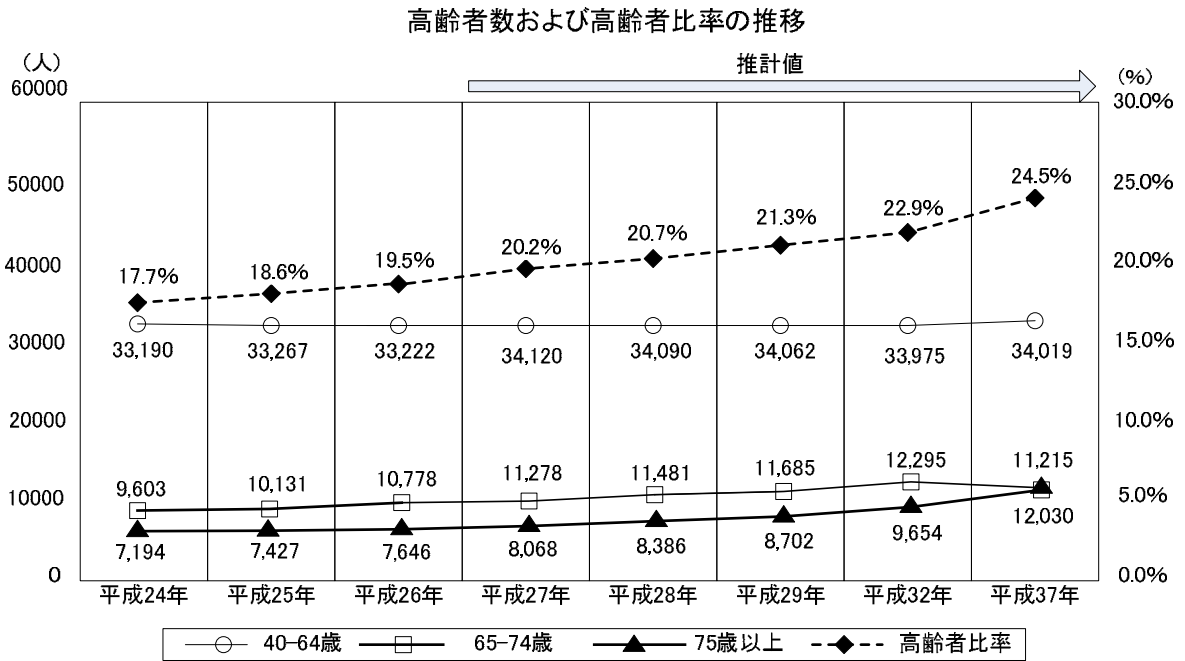
神栖市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画(平成27～29年度)では、『高齢者が自分らしく 住み慣れた地域の中で いきいきと暮らし続けることができるまち』を基本理念として、そのための環境整備と、要支援者の発見、見守り相談からサービス利用に至るまでの「地域包括ケアシステム」実現に向けた各種取り組みを強化する内容となっています。

平成26年の介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの一翼を担う地域支援事業については大幅な見直しが行われ、全国一律の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)は市町村が取り組む地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施されることとなります。

この改正は、既存の介護事業者による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア、協働組合等の多様な主体によるサービス提供により、サービスの効率化と費用の抑制を図りながら、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指したものです。市の第6期計画にも「制度の新たな担い手による地域を支える仕組みづくり」が掲げられ、本会も実施機関の一つとして明記されており、特に訪問型サービスの展開において、ボランティアも含めた多様な担い手づくりに取り組むことが期待されています。

他にも本会の果たすべき役割としては、ニーズ発見、相談窓口としての機能発揮はもとより、日常生活自立支援事業の適切な対応、成年後見制度の利用支援、わくわくサロン設置支援、ひとり暮らし高齢者社会参加事業の実施といった「介護予防・生活支援」に関わる具体的な事業実施が求められています。さらに地域支援の「担い手」として趣味、特技、技術等を活かしたボランティア活動等による「高齢者の社会参加」促進に向けた取り組みも期待されています。

いずれの事業も、市の「地域包括ケアシステム」の推進役である地域包括支援センターと常に連携を図りながら、地域住民との協働として取り組むことが求められています。



「神栖市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」より引用

・神栖市障害者福祉計画における障害者福祉の動向と社協の役割

神栖市第4期障害者計画・障害福祉計画（平成27～29年度）では、第3期計画を踏襲して「地域でともに暮らせる安全で安心のあるまちづくり」を基本理念として掲げています。

特に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づいた各種支援施策の充実や相談支援体制の強化が明記されています。また、平成27年4月から「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が施行され、さらには平成28年4月から「障害者差別解消法」が施行されることを受け、障害に関する啓発事業の促進、障害のある方の権利を擁護する取り組みをより一層進める必要性が推進されています。

本会は主管課である障がい福祉課とのパートナーシップにより、精神障害者デイケア事業や知的障がい児放課後支援事業、障害者相談支援事業の受託、人材派遣事業による精神保健福祉士の派遣など、各種事業や相談対応を通じて相互の連携・協力体制を構築してきました。

今後はさらに、①本会の自主事業である「こころの相談室」や「成年後見制度利用支援相談室」、「発達障害訪問療育相談事業」などの専門的な相談支援体制の強化、②障害のある方の権利を擁護する仕組みづくりとして「成年後見制度法人後見支援事業」の展開、③地域住民を対象とした障害のある方への理解を深めるための研修・啓発活動、④ボランティア活動の促進、が期待されています。

障害者手帳所持者数・自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度4月1日現在）

年度	人口（人）	身体障害者手帳	療育手帳	精神保健福祉手帳	自立支援医療受給者
平成22年度	92,086人	2,211人	418人	226人	512人
平成23年度	92,158人	2,222人	442人	275人	561人
平成24年度	92,256人	2,413人	481人	321人	681人
平成25年度	94,463人	2,327人	513人	344人	726人
平成26年度	94,365人	2,335人	516人	379人	780人

「第4期神栖市障害者計画・障害福祉計画」より引用

## ・神栖市地域福祉計画における社協の役割

市町村が策定する地域福祉計画は、市総合計画に定める「将来像」、  
「まちづくりの理念」の実現に向け、関連する諸計画と整合を図りなが  
ら策定されています。社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画と同  
じく、地域福祉活動を推進するための計画であり、両計画は相互連携し  
て策定、進行される必要があります。

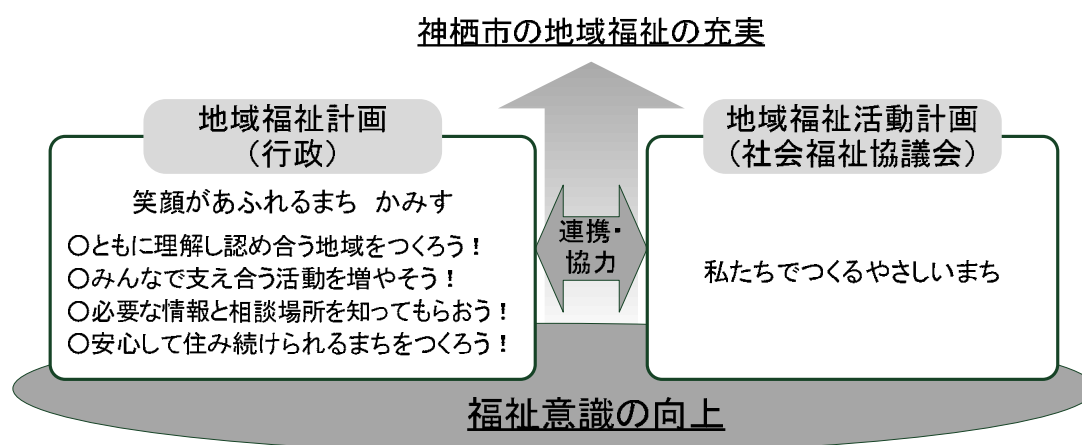
神栖市地域福祉計画（第2期。平成25～29年度）において、社協は  
「地域福祉の推進を担う中心的な組織」として今後も活発な地域福祉活  
動を展開し、市民の生活課題に対応して新たな社会資源の創設に取り組  
むことが期待されています。

特に、精神障害を抱える方や家族からの相談、発達障害児の支援、成  
年後見制度の利用支援など、高度で専門的な総合相談機能の発揮と、相  
談支援体制の構築が求められています。

また、市が平成24年に実施した「地域福祉に関するアンケート」で  
は、福祉に関する情報の入手先として、市広報紙に次いで「かみす社協  
ニュース」をあげる市民が多かったことから、市民ニーズや課題に応じ  
た情報提供、市民啓発の媒体として、社協の広報活動の継続・充実が挙  
げられています。

本会の役割は地域福祉計画の中でも明確に位置付けられており、市の  
施策としても「神栖市社会福祉協議会への支援と連携強化」が掲げられ  
ています。

<表 神栖市地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係>



「神栖市地域福祉計画（平成24年12月）」より引用

## 社協が置かれた環境の変化

### ・行政と社協の関係

行政から社協に求められる役割が専門職種化しています。これまでは「福祉サービスの提供」の受託を中心としていましたが、ここ数年は「福祉専門職（国家資格取得者）による相談援助技術の発揮」が受託業務の中心となっています。具体的には、専門職配置を必須要件とする相談事業所そのものを請け負ったり、平成26年4月からは行政への専門職派遣（労働者派遣事業）も実現しました。

さらに神栖市からは、専門相談事業の委託に加え、地域単位のコミュニティに対するソーシャルワーク機関としての関わりも強く期待されています。その理由は、多くの福祉制度が「行政による福祉」と「住民参加」の両輪で推進するような形態に改正され、地域住民による支え合いが重要となる一方で、「ご近所や行政区内のつながりが希薄になってきている（神栖市地域福祉計画より）」現状があり、「地域コミュニティの充実（同計画）」に向け、地域力の再構築と、多くの住民が福祉の担い手としても参加できる仕組みを協働でつくる必要が高まっており、仕組みづくりの専門組織である社協の役割も重要なものとなっています。

### ・市民と社協の関係

本会活動の対象は特定少数の市民となることが多く、大多数の市民にとって、その活動は見えにくいものでした。見える活動であった福祉サービス提供も規模を縮小したことで、より見えにくくなっているかもしれません。

しかし、本会活動の意味や実績をより多くの人に理解してもらい、福祉課題を社会化していくため、本会では市民参加の勉強会（地域ネットワーク勉強会）や広報活動（広報紙の発行、ウェブサイト運営）を通じて啓発を図ってきました。その結果は、社協会員加入や寄付預託という形で、多くの市民から支援・協力をいただける関係となっています。社協の活動は、市民の理解があって初めてその継続性が確保されるものであり、今後も「伝える努力」に注力していきます。

さらに、これからの地域福祉推進において市民は「活動の担い手」としての役割も期待されています。これまでの「理解してもらい、賛助してもらおう」関係から、「ともに歩む」関係へ昇華させていきたいと考えます。

#### ・福祉制度改正と社協

平成 26 年度の介護保険法改正では、要支援者への介護予防給付(※)の考え方が見直され、新たに市町村がとり組む地域支援事業(※)への切替が予定されています。これにより、市町村ごとにサービス内容や利用者負担に差が出る可能性がある一方で、NPOやボランティアを含めた多様なサービス提供も可能となります。

本会でも、既に実施している「住民参加型」の福祉事業をはじめ、住民と協働した支援体制づくりに積極的に取り組む必要があります。また、この大幅改正に伴う市内の社会資源の充足度合いに合わせ、本会が制度に基づき提供する福祉サービスの範囲も、本会活動の本質をふまえ検証します。

#### ・社会福祉法人制度と社協

さらに国では社会福祉法人制度の在り方についても検討がされ、その意義や役割が厳しく問い直されています。検討(※)の中では、社会福祉法人そのものが地域の公的な資源であり、自らの資源を生かして地域における公益的な活動を推進する立場にあること。また非営利法人として、制度や市場原理では満たされないニーズに応えるという本来的な役割に加え「同種のサービスを提供する営利法人等、他の経営主体との公平性(イコルフットィング)」「法人運営の透明性の確保(財務諸表等公表を義務化、剰余金の使途・目的の明確化)」等が提言されました。

これまでの本会運営も、この原理原則に基づいて実施してきましたが、今後も、時代の変化や、多様化し複雑化する新たな福祉ニーズの発生に迅速に対応できるよう、必要な法人組織の改革、環境整備に自ら率先して取り組み、社会福祉法人としての信頼を得られるように、より一層の努力が求められます。

#### 介護予防給付

要支援 1 または要支援 2 と認定された方で、支援が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付。

#### 地域支援事業

平成 18 年 4 月に創設された介護保険の介護予防事業。市町村が実施主体となり、要支援・要介護認定で、非該当と認定された方も利用できる。

社会福祉法人の在り方等に関する検討社会報告書(平成 26 年 7 月 4 日)より



#### ・サービスの「提供」から「利用支援」へ

法令等に基づき提供する福祉サービスは、同様の事業に参入する民間事業者が充実してきています。ただ一方で、サービス利用にたどり着けず、市民としての利益を享受できない住民が、神栖市内にも一定数存在します。

本会に求められている役割は、福祉サービスを必要とする地域住民と、その住民に必要な社会資源を繋げていくことです。全ての住民が、住み慣れた地域で安心して暮らしていける権利を守り続けるため、本会が持つ総合相談機能を更に発展させ、地域の中で潜在化しているニーズの発掘から、成年後見制度の活用も含めた福祉サービス利用支援機能まで高めていかなければなりません。

#### ・活動財源構成の変化

本会活動の基盤となる「財源」についても大きな変化が生じています。

神栖市では社会福祉協議会に対する職員設置費、運営費、事業費の助成が条例化(※)されており、本会は法人化以来、常に行政から力強い支援を得てきました。さらに住民から寄せられる会費や寄付金、共同募金配分金などの自主財源を加えることで、他の市町村にない独自の事業展開や、福祉専門職を揃えた事務局体制の基盤強化を図ることができました。

しかし、東日本大震災による甚大な被災により市の財政事情は急変し、以降の年度では運営費・事業費助成金が交付されておらず、法人運営のための恒常的経費を行政支援に求めることは難しい状況にあります。

もう一つの行政財源である「受託金」は、市から受託する専門的福祉事業の増加に伴い、毎年度一定の収入を確保できています。平成26年度からは労働者派遣事業による「派遣料」が新たな財源として加わりました。これは、本会職員の専門性が「商品」と認められ、事業に対する「対価」として財源確保に繋がったことを意味します。今後も対価を支払うに値する団体であり続ける努力を続け、財源の継続的獲得に繋がなければいけません。

神栖市社会福祉法人の助成に関する条例(昭和52年3月29日。条例第16号)  
神栖市社会福祉法人運営費助成金交付要項(昭和60年11月11日。告示第30号)

一方、福祉サービス提供部門は、介護報酬等を財源とする独立採算を基本としていますが、本会は「採算性（法人の利益）」よりも「ミニマムサービス(※)の確保（市民の利益）」を活動原則とする法人であり、結果として本会が担う必要性の高いサービスほど採算がとれず、運営体制の見直しを要する事業もあります。

以上の状況から、本会の財政状況は決して楽観できる状況にはありませんが、住民会費や寄付金については、減収傾向にはあったものの、震災による影響もほとんど無く、現在も一定の自主財源を確保できています。そのため、財源枯渇による住民サービスの低下だけは、ここまで何とか避けることができました。

今後の社協活動も、住民会費や寄付金を根幹とし、公費（助成金、事業収入）による支えが不可欠です。この活動財源の両輪を維持するために、市民や行政にとって「支援する意味」を理解してもらう努力を、更に続ける必要があります。また、今本会の支援・サービスを受けている市民に対し、その享受すべき利益を低下させないことはもちろん、市民利益確保のための新たな事業開発も怠ることなく、そのために必要な財源は、手持ち資産（基金、積立金等）を最大限有効に活用します。社協の財産は法人のものではなく、市民のものであります。

ミニマムサービス  
質・量ともに保たなければならぬ最小・最低限の必要サービス

## 神栖市社協がめざすべき活動と組織

これまでの本会の地域福祉活動の振り返りと、第3次地域福祉活動計画を総括する中で明らかとなった「神栖市が現在直面している地域福祉推進上の課題」に対して、第4次計画を通して本会が目指すべき方向、課題解決のための具体的方策を示します。

### (1) 地域福祉をさらに推進するための新たな仕組みづくりの必要性

総合相談機能の発揮、他の専門機関との連携といったこれまでの取り組みを一步進め、相談窓口まで届かない潜在化したニーズの早期発見や、複雑多様化した生活課題へ迅速に対応できる他機関との関係づくり、家族支援までを視野に入れ、地域も含めた重層的な支援体制を築くことが求められています。

特に「精神障害」「発達障害」「子育て支援」の3分野については、生活課題が複雑多様化している故に奥深く、問題が表面化されない例もあるため、早い段階から相談窓口へ繋げる関わり、行政をはじめ市内外の様々な社会資源が連動して支援にあたらないと解決を図れません。

社会資源とは福祉・医療の専門機関、サービス事業所だけでなく、ボランティアや地域の民生委員・児童委員さん、近隣住民の皆さん等も含んでおり、生活課題の早期発見という面では、同じ地域に暮らす方からの情報提供が極めて重要となります。

困りごとはあるけれど、窓口へ行く・電話をかける事が出来ない(物理的に不可能、もしくは他者へ尋ねるというエネルギーを持ってない)人が、まだ地域の中に潜在しています。これから重要になるのは「まだ相談に繋がっていない人」を発見することで、そのためには専門機関だけでなく、地域の中に「発見してくれる人」「心配してくれる人」を増やしていく仕組みづくりが必要です。

当然、社協の専門職も地域の中へ入り、地域の発見者と一緒に、生活課題の早期発見に関わります。窓口開設に加え、相談を必要とする人を見つけ、こちらから「近づいていく」こともできる、能動的な相談センターへの転換と、地域住民の協力を得た課題発見機能の強化を、第4次活動計画の活動方針の一つに位置付けます。

また、問題発見後の課題解決に向けた各社会資源との連動は、ニーズの一般化と社会化、必要に応じた新たな事業化までを総合的に協議し、連帯して解決にあたる、チームアプローチ(※)体制の構築を図ります。

特定の領域や事業、年齢や障害の種別ごとに個別に展開されていた支援の在り方を調整しつつ、インフォーマルサポート(※)も加えた切れ目のない地域生活支援システムをつくりあげる中で、他機関との関係も「つながりづくり」の段階から「お互いの役割を理解し、さらに起動させ合う」関係に深めることで、地域全体の課題解決力強化にも繋がります。

そして、この仕組みを完成させる最後のピースが「地域住民の参加」です。福祉課題の発見（地域の中で困っている人を見つけ、相談に繋げる）、課題解決のための新たな取り組みをともに考え、活動にも加わってもらおうための、具体的な住民参加の形を、この計画の中で明らかにし、広く市民の参加を呼びかけます。

この活動はすぐに結果を導けるものではなく、特に住民参加による福祉活動の推進には、地域福祉活動について理解を得るところから、丹念に進めていかなければなりません。第4次計画期間のみに留めず、長期的な視点で取り組んでいきたいと考えます。

## (2) 新たな仕組みの推進役としてのコミュニティソーシャルワーカー

地域福祉をさらに推進するための新たな仕組みづくりに向けたこれらの関わりは「コミュニティソーシャルワーク」と呼ばれるものです。

コミュニティソーシャルワークとは、地域において、生活上の課題を抱える個人や家族に対して、自立して生活出来るように個別の支援を行うことと、その個人や家族が生活する地域に対して住民の組織化や啓発等の地域への支援を行うことを、専門職同士また住民も連携したチームアプローチによって統合的に取り組む実践のことを言います。

地域の様々な生活課題を的確に把握し、その要因を分析・評価し、適切なサービスへ結びつけるとともに、個別の生活課題を地域で支えあうネットワークの構築や、必要に応じたインフォーマルサービスの開発・組織化、さらに福祉教育を中心とした精神的環境醸成など、コミュニティソーシャルワークの実践範囲は多岐にわたりますが、その中心的役割

チームアプローチ  
生活上の課題を抱えた人や家族に対し、目標や情報の共有を図りながら地域住民、関係機関、専門職等が協働して支援していくこと。

インフォーマルサポート  
個人を取り巻く家族・親族、友人、近隣者、ボランティア等による非公式な支援の総称

を担うのがコミュニティソーシャルワーカー（CSW）です。そしてこの役割は、地域福祉推進の中核的組織である社会福祉協議会が担うことが最もふさわしいと考えます。

第3次計画で掲げた「事務局強化」は、本会の福祉専門職集団としての力を高め、かつ事務局職員の中に一定数の専門職を確保しようとして進めていたもので、計画5カ年を通し国家資格取得者の増という実績をもたらしました。この強化された「福祉専門職の力」を、地域福祉に還元させるための具体的な取り組みが「コミュニティソーシャルワークの実践」であり、個別支援と地域支援をつなぐ相談支援窓口の設置と、そこへのCSW配置を、次期活動計画の大きな柱に位置付けます。

この実践は社会福祉協議会の本来的活動でもあり、本会でも法人化以来「私たちでつくるやさしいまち」の基本理念のもと全市あるいは旧町を単位として取り組んでいました。しかし、今後の実践では特に「①制度の狭間にある」、「②自ら解決しようという動機が低い」、「③複合的な課題を抱えた家庭（家族）」、「④社会的に孤立する可能性がある」、「⑤既存の福祉サービスだけでは解決できない」といった課題への取り組みが重要となります。

課題の発見から支援ネットワークづくりまできめ細かく実践していくためには、CSWの活動圏域は広域とせず出来るだけ小さな単位とし、各圏域に専従のCSWを配置することが望まれます。たとえば、地域包括支援センターが設置されている3つの日常生活圏域ごと、またはコミュニティ協議会単位といった、地域社会が最も能動的に活動しやすい範囲を検証しながら、段階的に配置していきます。

そして、CSWは担当圏域ごとに住民や支援機関と連携・連動して課題解決にあたるしくみをつくり、さらに各圏域に共通する課題を持ち寄り検討・検証し、市全体の環境整備をはかることの出来る場づくりに取り組みます。

### （3）法人後見機能を発揮して市民の権利を擁護

認知症、知的・精神障害などにより判断能力が十分でない人が地域で自立した生活を送るため保護、支援をする「成年後見制度」の利用ニー

ズは、認知症高齢者の増加や障害者の地域移行とともに年々増えていきます。しかし、制度の理解が充分にはかれていないことや、申立人や後見人等候補者の受け皿不足等の理由から、必要な人が必ずしも利用に結び付いていない状況が全国的にあります。

特に、低所得者あるいは生活保護受給者など経済的弱者は財産が無いため後見による報酬が殆ど見込めないことから、弁護士・司法書士などが第三者後見人(※)として介入することも、民間団体が参入することもなく、後見人のなり手がいないことが社会問題化しています。

一方、認知症や心身に障害を持つ方への後見人としての関わりは「介護サービスの利用」を中心とした福祉的な補佐が中心となることから、社会福祉士など福祉専門職が後見人となるケースも出ています。しかし、後見人になろうとする専門職の人数がまだ少ないこと、特に障害者の場合は後見期間が数十年にわたるケースもありリスクが高いことなどから、福祉専門職が個人で後見人となるケースは微増に留まり、後見ニーズに追いついていない現状にあります。

このような課題に対し、個人でなく「団体」が後見人となる例が出ています。これが「法人後見」と呼ばれるもので、社会福祉法人や社団法人等が成年後見人等になり、対象者への支援や後見事務を行います。財産管理などは法人が行い、実務・支援活動はその法人内の職員が交替で行い、対象者に対し法人全体で関わること、後見期間の長期化にも対応が可能となります。なお、団体として法人後見機能を担っている社会福祉協議会は全国で175社協、茨城県内では1社協あります(※)。

本会では「日常生活自立支援事業(茨城県社協より受託)」により判断能力の不十分な方々へ福祉サービス利用支援や地域生活支援を行ってきました。また自主事業として「成年後見制度利用支援相談」を開設するなど、これまでは相談機関としてこの課題に関わってきました。

両事業の展開にあたっては、担当職員を社会福祉士、及び日本社会福祉士会(※)が養成する第三者後見人養成講座修了者のみに限定していましたが、従事できる専門職員も年々増え、事務局内で一定数を確保できる段階になりました。その中で本会も後見人確保の課題は痛感しており、また相談支援の場面で連携を図ってきた市関係部局からは、福祉の専門機関である社協に、成年後見制度利用支援にさらに深い関わりを期待されています。

第三者後見人  
親族以外の後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等)

全国社会福祉協議会「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」調査研究報告書より(調査期間:平成25年11~12月)

日本社会福祉士会「社会福祉士」の職能団体として組織された公益社団法人。全国47都道府県に支部を持ち26年3月現在で35,945人の会員組織

これらの状況を踏まえ、神栖市に不足する社会資源を創設するという社会福祉法人としての役割を果たすため、本会は法人後見機能の発揮を実施計画に位置付け、具体的なスケジュールを示します。

スケジュールの中では、市はじめ関係機関との密な連携・調整はもちろん、後見活動を行う上での中立公正を確保していくための、現行事業の整理、組織体制の再編や、財源確保など、解決すべき課題と対策を明らかにし、できるだけ早期の実現をめざします。

#### (4) 行政の福祉に貢献し社協活動を充実継続する人員の確保・育成

今後、地方自治体にはこれまで以上に複雑多様化する福祉専門領域への対応が求められることとなります。

その活動範囲は高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活保護など福祉全般で広範にわたっており、特に精神疾患者の生活保護受給者生活支援や発達障害児の早期療育支援、知的障害者の就労支援、更には認知症高齢者等の成年後見制度利用支援を含む総合的な権利擁護事業、児童虐待等による児童及びその家族への介入支援などのニーズは確実に高まっています。

この課題に対応するには、各福祉制度に精通するだけでなく、個別相談援助、地域援助など社会福祉援助技術を身につけた専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）を配置することが不可欠となりますが、現在の行政システムの中では福祉専門職を採用・育成し、継続して配属することは難しい状況にあります。

本会が専門職を行政等へ派遣する「労働者派遣事業」は、現在行政が抱える問題を解決するとともに、行政相談場面に地域援助（コミュニティーソーシャルワーク）機能の定着を図り、地域住民の福祉意識の向上にもつなげることを目的として事業化したものであり、今後も一定数の派遣要望があると考えています。したがって、本会職員は、いつ、誰がどこに派遣されても専門職として、かつ社協のCSWならではの視点で行政福祉に関われるよう、職員の質を高める努力を継続するとともに、本会は、今後派遣要望が増えた場合も見据え、人材を安定的に確保・育成していく必要があります。

また、第4次計画において事業化を予定している「圏域ごとのCSW配置」「法人後見機能の発揮」は、いずれも福祉専門職の専従配置なしには実現できません。本会事業の先駆性、継続性は「どこまで人材（専門職の質と量）を確保できるか」にかかっており、そのためには職員の新規採用まで含めた計画的な事務局体制づくりが必要となります。

本会に求められる役割、本会でなければ取り組めない事業の範囲は広がっています。今回策定する地域福祉活動計画では、実施計画を実現するために必要な人員の配置計画、事業を継続・発展させるために必要な職員育成計画を、事業実施計画と並行して検討します。

#### （5）求められる社会福祉法人としての中立性

上記（1）～（4）の取り組みを確実に、かつ地域住民や関係機関と連動して展開していく上で必要な組織としてのあるべき姿は、住民に対しても、行政や他事業者に対しても中立・公正な立場であり続けることです。

住民に対しては、誰に対しても開かれた相談窓口となり、相談者の利益以外の、本会または第三者への利益誘導が起こりえない中立性を保ちます。今後、法人後見に向けた準備をする中で、相談者や利用者との利益相反関係を完全に避ける体制を構築します。

他の福祉団体やNPO法人、福祉サービス事業所に対しては、各団体の取り組みを様々な形で応援し、かつ有機的に繋がり合いながら、お互いの利害関係を廃し、対等な立場でともに地域福祉を推進していくことが本会の役割です。そのためには少なくとも、同じ法制度に基づいて提供し利益を得る福祉サービスは継続するべきではなく、継続するとしても、他団体の取り組み状況に応じて本会の実施範囲やその規模を常に検証する必要があります。

これは現在市の指定管理者として運営している「障害者デイサービス」「福祉作業所」についても同様であり、今後市の福祉サービスを実施する事業者が公募される場合は、社会福祉法人に求められる「他の経営主体との公平性（イコールフットイング）」に照らしながら、その必要性を理事会、評議員会において判断します。



社会福祉法人に求められる中立性と公平性は、地域における公益的な活動を推進する上で不可欠の要素であり、法人運営の透明性の確保、法人組織の体制強化と併せて、国の社会福祉法人制度改革論議の中心にもなっています。

本会も、監督庁である市の指導のもと、社会福祉法人としての使命、責務を果たすべく、中立性と公平性を確保するため必要な改革を適宜行います。また、活動状況や収支・財産の状況について詳細に公表することで、広く住民への説明責任を果たし、信頼獲得に繋がります。

## 4．第4次地域福祉活動計画の構成

---

- 基本構想・・・生活課題を解決するために、地域住民やボランティア、関係機関が集まって、ともに考え、協働して解決にあたる仕組み（地域福祉推進システム）をつくります。  
本会は、この仕組みの推進役としての関わりと、課題解決のための「新たな社会資源の創設」に取り組み、全ての住民にとって「安心のあるまち」の実現を図る方向性を示します。
- 基本計画・・・基本構想の方向性に沿って、この計画期間中に実施すべき事業を4つの柱立てで構成し、柱ごとに取り組むべき重点項目を記した具体的な計画大綱です。
- 実施計画・・・基本計画で掲げた重点項目を実際に展開する実行計画です。

※基本構想、基本計画、重点項目及び実施計画に分け、具体的展開方法、内容を明記します。

※平成27（2015）年4月から平成32（2020）年3月までの5カ年計画です。

## 5．今後の推進体制

---

第4次地域福祉活動計画策定委員と、新たに設置する「地域福祉推進会議」の構成員による協議の場を設け、毎年度ごとに、計画内容の進捗状況の進行管理を行います。計画の進行管理は、本会が毎年実施する「事業評価検討」と連動させ、各事業の展開方法、効率性や費用対効果、職員体制、計画の妥当性をPDCAサイクルに基づき検証し、必要に応じて方向を修正します。

第5次地域福祉活動計画の策定については、計画4年次(平成30年度)より着手します。

## 第2章 各論

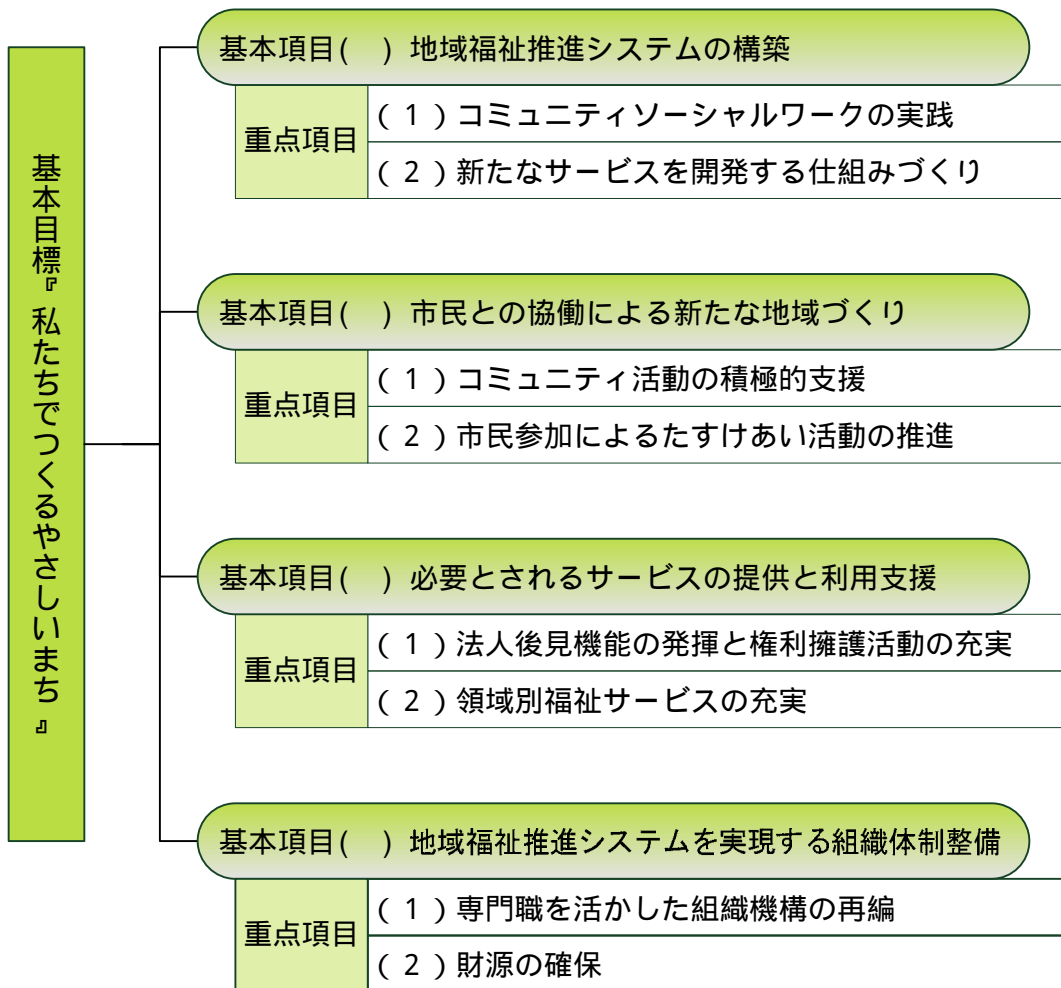
### 1. 基本構想

～ふれ愛プラン2015～ “私たちでつくるやさしいまち”

『一人ひとりがつながりあえるまちづくり』

### 2. 基本計画

#### 第4次地域福祉活動計画の全体枠組み



## 基本項目（I）地域福祉推進システムの構築

### 重点項目（1）コミュニティソーシャルワークの実践

積極的に地域に出向き、地域の課題に気づき、地域に働きかけを行い、住民の主体的な活動をバックアップしつつ、制度や福祉サービスにつながる役割を担う専門職として、市内の一定エリアを単位としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置します。

CSWは、地域社会の中で高齢、障害、児童・子育て、生活困窮から生じる生活課題、またこれらが複合する課題を発見し、これまでの地域福祉推進活動で築いた「つながり」を活かして、地域住民や各領域の専門機関と力を合わせ、問題解決にあたるきっかけ作りを行います。

専門化、複合化する地域課題に対応するために、分野や制度の枠組みにとらわれず、「住民の生活課題の解決」を実践の基本軸とし、専門・細分化されて存在する各種相談機関、支援機関との有機的な連携を図ります。さらに地域住民、市福祉関係部局、民生委員・児童委員などの地域福祉関係者と連携し、積極的な訪問・同行支援を継続することでニーズのきめ細かい把握に努め、互いに協力しながら課題解決につなげます。

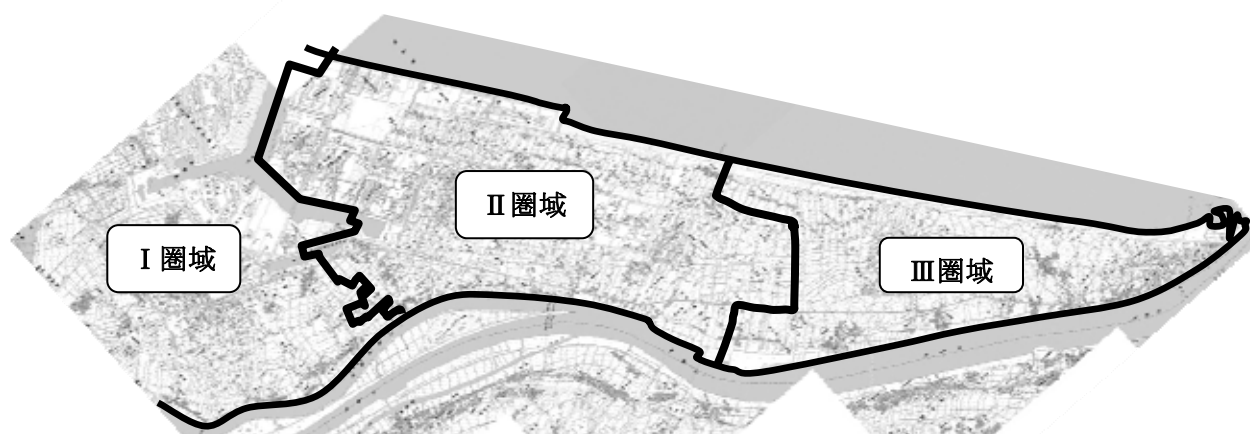
この実践は地域単位のニーズに応じたきめ細やかな相談支援体制が要となります。そのため、市をある一定エリア毎に区切ることで、効率的かつ効果的に実践することができると考えます。

神栖市地域包括支援センターでは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件に配慮し、他機関や地域住民との連携しやすさから、市を3圏域に分けて日常生活圏域を定めています。本会のCSW活動もこの日常生活圏域毎にCSWを配置したコミュニティソーシャルワーク実践をめざします。

※CSWにはソーシャルワークの基本的な専門知識が求められるため、社会福祉士・精神保健福祉士といった国家資格取得者を設置基準とします。

神栖市日常生活圏域の区分（神栖市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画より）

日常生活圏域	担当地域
I 圏域	萩原、芝崎、石神、高浜、田畑、木崎、溝口、息栖、賀、筒井、平泉、平泉東一～三丁目、神栖一～四丁目、深芝、東深芝、深芝南一～五丁目、居切、下幡木、鰐川、堀割一～三丁目、大野原一～八丁目、大野原中央一～六丁目
II 圏域	横瀬、日川、奥野谷、知手、知手中央一～十丁目、南浜、太田、太田新町一～五丁目、須田、若松中央一～五丁目、柳川、柳川中央一～二丁目、砂山、東和田
III 圏域	波崎、波崎新港、矢田部、土合本町一～五丁目、土合中央一～三丁目、土合北一～二丁目、土合南一～三丁目、土合東一～二丁目、土合西一～四丁目



<実施計画>

・圏域別担当コミュニティソーシャルワーカーの配置

C SWの活動は地域住民にとって「顔が見える存在」となることが全ての活動の第一歩となります。

福祉教育をきっかけにした学校及び地域住民との関わり、他機関との連携による地域への介入など、これまでの地域福祉活動をより深く掘り下げ、身近な場面から地域に出向く活動を入り口に地域アセスメント（地域特性や地域のニーズ把握）を進めます。

・課題発見機能の充実（課題発見機能と連携機能の発揮）

専門職や関係者だけでは地域の福祉課題を把握するには不十分であり、地域において常に生活課題に目を向け、支援活動に参画する協力者を増やすため、地域の相談者である民生委員・児童委員との協力体制を強化し、それをベースに地域の福祉力を高める取り組みを実施します。

・圏域別総合相談センターの設置

制度の枠を越えた地域福祉の総合相談に応じられるよう、圏域毎にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置するセンター機能を創設します。

圏域を担当するCSWは地域に出向いて相談を受け付けるなど、相談者にとってより身近に、気軽に相談ができるよう、アウトリーチ(※)を主軸として、これまでの総合相談機能を発展・強化します。

アウトリーチ  
CSWが、相談者等のところへ直接的に出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
日常生活圏域別担当CSWの配置 【自主事業】	1 圏域目で実施( 1 名配置)	CSW増員検討	2 圏域目で実施( 1 名配置)	CSW増員検討	全圏域に 1 名配置
課題発見機能の充実 【自主事業】	民協定例会に定期出席	CSW配置圏域内民生委員に下記窓口同席要請		CSW配置圏域内民生委員に下記窓口同席要請	
圏域別総合相談センターの設置 【自主事業】	事務局内にセンター機能設置	CSW配置圏域内で移動相談窓口開設(週1日)		CSW配置圏域内で移動相談窓口開設(2カ所目)	

## 重点項目（２）新たなサービスを開発する仕組みづくり

上記のコミュニティソーシャルワーク実践による地域福祉の推進システムを有効に機能させるには、CSW単独では困難であり、地域住民、行政、関係機関と連携し、情報共有を図りながら多様な機関がそれぞれの役割を最大限発揮できるようにネットワークを構築する必要があります。そこで、各関係機関との連携及び協力体制の構築、困難事例への対応検討などを目的に社協を中心とした地域福祉ネットワーク会議（仮称）を設置し、チームアプローチ体制の整備に努めます。

また、CSWが行った個別支援を通じて発見された福祉課題のうち、同様の課題を抱える対象者が一定数いるなど個別の課題解決にとどめることが適切でない場合は、当該課題解決のための新たなサービスを開発したり、当該課題に対応するための総合的な福祉施策につなげます。

さらには、コミュニティソーシャルワーク実践にあたって、CSWがどのように関与したか、その過程の妥当性を検証する場も必要となります。従って、市関係各課及び保健医療、労働、教育等各分野などとともに、検証・協議する場を設定します。

### < 実施計画 >

#### ・地域福祉ネットワーク会議の開催

困難ケースの共有及び事例検討、現行サービスの改善・強化を含めた新たなサービスを開発する機能を付与し、神栖市独自のサービス開発システムを構築します。

#### ・地域福祉推進会議（仮称）の設置検討

CSW活動の検証、市への政策レベルの提言など、市各課への働きかけ、CSWの存在意義の明確化を図るために、市関係各課及び保健医療、労働、教育等各分野と研究機関等の第三者による協議、検証の場を設ける、もしくは市が同様の機能を有する協議の場を設置した場合はCSWがその場に積極的に参画するなど、さらなる地域福祉の向上に努めます。

### ・地域ネットワーク勉強会の充実

地域ネットワーク勉強会は医療・保健・福祉・教育など、その時々の社会的な課題をテーマに‘誰でも気軽に、いつでも参加できる’勉強会を平成9年11月より毎月1回開催しています。(平成27年2月時点で開催回数205回。参加者延べ7,546名、協力講師131名。)

これまでの自由参加形態に加え、ターゲットを絞った少人数での勉強会や地域住民や各機関が向きやすい場での開催など、創意工夫をもって福祉課題を社会化する活動を展開します。

### < 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成27年度)	2年次 (平成28年度)	3年次 (平成29年度)	4年次 (平成30年度)	5年次 (平成31年度)
地域福祉ネットワーク会議の開催 【自主事業】	四半期1回開催		2ヶ月1回開催		
地域福祉推進会議の開催 設置検討 【自主事業】	設置検討・協議または参画	開催または参画			
地域ネットワーク勉強会の充実 【自主事業】	月1回継続 (移動勉強会の開催を実施・検証)				



## 基本項目（Ⅱ）市民との協働による新たな地域づくり

### 重点項目（１）コミュニティ活動の積極的支援

自分たちの住む地域をより良くするためには、行政施策はもとより市民の力が必要不可欠です。自らが考えて行動し、力を合わせて課題解決に取り組むための住民活動を応援し、誰もが安心して暮らしていける協働のまちづくりの実現を目指していきます。

そのためには、地域住民をはじめ住民自治組織、各種団体、各関係機関と顔の見える関係を築きながら相互の交流と連携を深め、地域に根ざした活動を展開し、住民主体のコミュニティづくりにつなげます。

具体的には、認知症、閉じこもり予防にも効果的なわくわくサロン設置を積極的に推進し、住民同士の見守りやそこからの情報収集を足がかりとした地域の課題発見や課題解決に向けた住民自らの取り組みを支援し災害時にも役立つ繋がりづくりを応援します。同時に市防災計画改訂に合わせ本会「災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル」も見直しを行い、災害発生時に円滑なボランティア活動が行われるよう、市及び県社会福祉協議会との連携の中で、住民同士が柔軟に繋がりあえるための仕組みづくりや情報発信機能の強化に取り組みます。

小学生・中学生を中心とした「福祉教育出前講座は、『将来の地域福祉の担い手を地域ぐるみで育む』ことに、より重点を置きます。地域住民、ボランティア、学校関係者等のご理解と参画を得ながら魅力ある新たなメニューの開発に着手し、世代を超えた交流と思いやりのこころの醸成を積極的に推進していきます。

#### <実施計画>

##### ・サロン活動立ち上げ支援の積極的展開

サロン活動は、地域の中で住民同士が気軽に集い、楽しむための場として、ボランティアを中心に参加者が自主運営しています。神栖市内には高齢者サロンや子育てサロンがあります。

各サロンのPR、情報交換会等を開催し地域住民への周知を図ります。また、地域のボランティア、行政区、シニアクラブ、市と連携を図りながらサロン増設に向けた支援策を検討します。

・災害時を想定した繋がりづくり

市地域防災計画の改訂にあわせ災害ボランティアセンター立ち上げマニュアルの見直しを順次行います。また登録ボランティアや地域住民に対してホームページやソーシャルネットワーキングサービス(※)等による効率的な情報発信手段を検討します。

・福祉教育出前講座の推進

福祉教育出前講座は、市内の小中学校や高校、PTAや企業、商店などに出向き、各種体験を通じ「心と体」で感じてもらうことを目的としています。

車いす、手話、点字、アイマスク等の体験や交流等に加え、ボランティア、地域の方々を交えたグループワーク等の取り組みなど魅力あるメニュー開発を行います。

福祉教育出前講座における各種体験の指導や協力、交流活動等に携わる出前講座サポーターの養成や意見交換会を開催します。

ソーシャルネットワーキングサービス(SNS)  
特定のつながりを通じ新たな人間関係を促進、サポートするインターネット上のサービス。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
サロン 設置支援  【自主事業】	関係機関、行政との協議 地区別サロン PRと設置支援 (年2～3ヶ所)		情報交換会		
災害時を想定した繋がりづくり 【自主事業】	災害ボランティアセンター立ち上げマニュアル見直し(順次)	市、関係機関との情報交換	情報発信機能の強化		
福祉教育出前講座  【自主事業】	地域、学校への周知と協力要請 メニューの見直しと開発	出前講座サポーター養成講座開催	意見交換会の開催	出前講座サポーター養成講座開催	メニューの見直しと開発

## 重点項目（２）市民参加によるたすけあい活動の推進

地域の生活課題は、行政施策や専門機関だけで全て解決できるものではありません。地域の中で生活課題を持つ住民に対し、同じ地域に住む住民の積極的な関わりが加わることで初めて、「行政による福祉」と市民参加による福祉」が融合した「公福祉」が実現されます。

隣近所の支え合いをはじめ、同じ生活課題を抱える当事者同士のグループ活動、ボランティア活動等、様々な市民参加のたすけあい活動は、生活課題の解決だけでなく、私たちの暮らしをより豊かにするものであり、本会はそのための支援を積極的に行います。

支援活動の中心を担うボランティアセンターでは、相談、連絡調整、情報発信機能の充実と、活動拠点としての交流サロン運営など、市民活動を存分に発揮できる環境を整備します。また、市民の興味、関心に合わせた講座を企画し、新たなたすけあい活動を担う人材発掘に繋げます。

現在、住民参加型の有償たすけあい活動として展開している在宅福祉サービス事業「ういるかみす」は、平成27年度より大きく改変する介護保険制度の動向を見据え、市が実施する地域支援事業と連携を図りながら事業を充実させます。特に協力会員養成を積極的に行い、協力会員が利用会員と同じ生活圏で家事支援に関われる体制をつくります。

ファミリーサポートセンター事業（市受託）は、平成27年度より第2種社会福祉事業（※）の「子育て援助活動支援事業」に位置付けられます。本会は、年々増加傾向にある利用希望に答えられる子育てサポーター養成を継続し、適正運営に努めます。併せて、知的障害、発達障害、及びその疑いのある子の預かりなど専門的な対応を要する要望に対しては、市との協議のもと、子育てサポーター（市民活動）が担える部分と、専門機関や他制度により支援すべき部分を明確化します。

### < 実施計画 >

#### ・ 様々な活動主体がつながりあえる仕組みづくり

様々なボランティア、福祉団体、当事者団体、市民活動等の拠点として相談、斡旋、仲介、情報発信機能の充実等によるボランティアセンター機能強化を図ります。また、情報交換会等の開催により活動者間の連携を促進します。

第2種社会福祉事業  
社会福祉を行う事業で、社会福祉法第2条に定める事業。ほかに第1種社会福祉事業がある。

・各種講座の開催を通じた新たな人材の開拓

講座のテーマは福祉分野に限定することなく、幅広い視点からのアプローチを継続し、新たな人材の開拓に結びつけていきます。

・住民参加により福祉課題を直接解決するための基盤強化

住民参加型在宅福祉サービス「ういるかみす」は、支援の必要な高齢者や身体障害者世帯等（利用会員）に対し、家事サービス等を協力会員が有料で提供する会員相互の助け合い活動です。

ファミリーサポートセンター事業（市受託）は、子育ての援助を受けたい利用者、子育てのお手伝いをしたい子育てサポーター相互の援助活動として、有料での保育サポートを提供しています。

両事業とも担い手となる市民の養成・研修を充実させ、増加する利用ニーズに応えていける体制を整えます。また、コーディネーター（職員）の資質を高め、安心、安全な事業運営に努めます。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
各種講座、勉強会の開催 【自主事業】	テーマ別講座、勉強会の開催				
ボランティアセンター機能の強化 【自主事業】	情報発信機能の充実 交流および情報交換会		交流および情報交換会		交流および情報交換会
ういるかみす 【自主事業】	協力会員養成研修	日常生活圏域ごとの提供体制づくり	フォローアップ研修	協力会員養成研修	フォローアップ研修
ファミリーサポートセンター 【受託事業】	子育てサポーター養成基礎研修 フォローアップ研修				

## 基本項目(Ⅲ) 必要とされるサービスの提供と利用支援

### 重点項目(1) 法人後見機能の発揮と権利擁護活動の充実

今回、法人後見を計画に位置付けた背景には、高齢者に対する後見人の必要性以上に、障害者、特に知的障害者が置かれた現状と将来への不安がありました。広く言われている「親亡き後」をどうサポートするかは深刻な課題であり、支援期間も数十年に及ぶことが予想されると後見人を探すのは更に困難となります。障害者の後見の中心は「日常生活の見守りと福祉サービス利用支援」であり、社会福祉分野に精通した者が、本人に近い距離で、長期間に渡って関わり続けることが求められます。こういった人材または社会資源は今後も不足することが懸念されるため、社協のような公益法人が組織として後見役を担う(法人後見)ことで継続性を確保しつつ一定数の後見需要に応えていくことが必要です。

地域の総合的な権利擁護支援体制の構築には、アクセスのしやすさ、分かりやすさが確保できる「権利擁護センター等」の設置が有効とされています。「権利擁護センター等(※)」がもつ機能としては、市内でも不足する資源と考えられる法人後見を始め、権利擁護・成年後見制度の相談、市民後見人の養成、日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会などによる啓発などがあります。

これまで本会が進めてきた住民や福祉関係者との協働、市関係部局とのパートナーシップ(※)のもとで、市内の権利擁護支援の状況を調査し、本会がすでに実施している成年後見制度利用支援相談及び日常生活自立支援事業などの機能を一体的に運営する「権利擁護センター等」の設置を目指します。

#### <実施計画>

##### ・法人後見機能発揮に向けた準備

市内の権利擁護支援状況について「日常生活自立支援事業から成年後見への移行が必要なケースの状況」「認知症高齢者の状況」「地域で暮らす障害者の状況」「虐待対応の必要性」を中心に調査します。その上で、法人後見を始めとする社協が担うべき機能と体制について「運営形態・財源」「行政・関係機関との連携」「職員(組

「権利擁護センター等」の全国市町村の設置状況は13.7%で、運営主体は市町村社協(61.0%)が最も多く、特定非営利活動法人(15.4%)、市区町村(8.1%)となっています。(全国社会福祉協議会「地域における権利擁護体制の構築の推進に向けて」調査研究報告書より)

パートナーシップ異なる役割を持つ機関同士が、対等な立場で、協同して共通の目標に対して取り組むこと、あるいは取り組むためのシステム。

織)体制」の観点で行政や関係機関との合意形成を図り、「権利擁護センター等」の早期設置へと繋がります。

・成年後見制度利用支援相談（申立支援）の充実

市町村長申立て(※)や成年後見制度利用支援事業は、行政責任として地域包括支援課と障がい福祉課が実施しています。日常生活自立支援事業をはじめ権利擁護支援に関する相談が寄せられる社協では、今後も両課との連携のもと、市の成年後見制度利用支援事業へのスムーズな橋渡しに努めます。

市町村長申立て  
成年後見制度を利用したくても、申し立てることのできる配偶者や四親等内の親族がない場合、市町村長が代わりに家庭裁判所へ申し立てること。

・日常生活自立支援事業の活用促進

本事業は、成年後見制度利用の予備群とされる認知症高齢者、知的・精神障害者等、判断能力が不十分な方と本会、茨城県社会福祉協議会の三者契約により、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行い、地域での自立した生活を送ることを支援するものです。

事業の有効活用促進のため、高齢者、障害者に関わる支援者への個別支援ケース例の情報提供など広報の充実を図ります。

< 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
法人後見に向けた準備 【自主事業】	権利擁護支援状況調査 準備委員会設置	権利擁護センター設置 法人後見受任	適正運営		
日常生活自立支援事業 【受託事業】	広報強化	支援員養成講座	適正運営	権利擁護センターとして一体的運営	適正運営

## 重点項目（２）領域別福祉サービスの充実

社協の運営する精神保健デイケアは専門スタッフが関わる精神障害者の日中活動の場として貴重な社会資源となっています。精神障害者の増加と地域移行が進む中で今後も需要の増加が見込まれることから、精神保健デイケア事業の拡充と、事業と並行した訪問相談活動を強化することで、個別支援の充実と支援機関とつながりを持たず相談にも来られない方へのアウトリーチ(※)支援を展開し、精神障害者の社会復帰や社会参加支援を進めます。また、精神保健福祉士の派遣事業を継続し市関係部局との連携の基、市の相談機能充実に貢献し、地域福祉推進の中核機関として専門性の役割を發揮します。

発達障害児者の地域生活支援については、障害を早期に発見し発達支援を行うことが重要であることから、発達障害児養育機関の援助者への支援を通じた取り組みを継続します。これまで7回実施した発達障害療育者研修では、多くの研修終了者を輩出し、講師を中心に専門機関からの支援を頂く中で連携を深め、発達障害児の理解促進や支援者拡大に努めました。市単独での発達障害療育者研修の実施は県内でも少ない取り組みとなっており、今後も同スタイルを継続することで、発達障害支援体制の強化を図ります。

利用者自らが福祉サービスを選択する時代にあっては、地域福祉推進の中核を担う社協においても、NPOや民間企業などとのイコールフットディングの考え方を十分意図した事業や組織の改革に取り組むことが求められています。そのため実施する事業やサービスについては、社協活動の本質に照らしながら、適正な評価のもとに展開します。

### <実施計画>

#### ・精神障害者の地域生活支援の充実

精神保健デイケアの拡充と事業と並行した訪問活動の展開・精神保健福祉士派遣事業による機関間ネットワークを強め精神障害者の地域でのくらしやすさを広げます。

アウトリーチ  
CSWが、相談者等のところへ直接的に向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。

イコールフットディング  
多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人と株式会社等との公平性

### ・知的障害児者、発達障害児者支援の充実

障害の早期発見と早期支援が重要となる発達障害児者支援については、支援者研修等により支援者拡大と理解を進め、地域支援体制の充実を図ります。

障害者相談支援事業と指定特定相談支援事業を通じ、福祉サービスの利用支援など関係機関との連携による在宅障害児者の地域生活支援を展開します。

### ・サービスの適正評価

社協の担う事業は、会費や寄付金、公費により支えられているという特性、利用者の満足度や地域社会に及ぼす効果、そして組織の使命との関連性を含めた視点での適正評価を第4次地域福祉活動計画進行管理と連動して実施します。

### < 主な事業の具体的な取り組み予定 >

活動名	1年次 (平成 27 年度)	2年次 (平成 28 年度)	3年次 (平成 29 年度)	4年次 (平成 30 年度)	5年次 (平成 31 年度)
精神保健デイ ケアの運営 【受託事業】	回数増と固定 活動拠点を行政と協議	週3回実施 固定活動拠点 確保		毎日型を行政 との協議	毎日型に移行
精神保健福祉 士の派遣事業 【自主事業】	2名派遣	継続性・行政 との協議	協議結果を継 続		
発達障害者療 育者研修 【自主事業】	発達障害者療 育者研修			フォローアッ プ研修	
サービスの適 正評価 【自主事業】	評価方法の見 直し	事業実施		評価方法の見 直し	事業実施



## 基本項目（IV）地域福祉推進システムを実現する組織体制整備

### 重点項目（1）専門職を活かした組織機構の再編

専門的事業の受託、労働者派遣による本会専門職の行政への直接的な貢献を推進・継続することと、新たに取り組む日常生活圏域単位のコミュニティソーシャルワーク実践を実現するためにふさわしい組織体制への転換を図ります。

本会の相談支援活動の中核部署である「地域福祉推進センター」内に、日常生活圏域3圏域ごとの「総合相談センター」を設置します。計画1年次（平成27年度）は一つの圏域に専従のCSWを1名配置することからはじめ、順次専従CSWの配置圏域を増やしていき、将来的には各圏域に複数名のCSWを配置します。

そのために必要な人材確保について、計画的な正規職員の採用と育成の体系、現スタッフの資質向上に向けた研修体系を明確化し、中長期的に神栖市の地域福祉向上に貢献できる社協事務局体制を整備します。

サービス提供部門（在宅福祉サービスセンター）は、中立公正な社会福祉法人である本会があえて実施する理由を明確に説明できるものだけを継続させ、実施事業に見合った規模の組織とするとともに、総合相談センターの中立性確保と、法人後見機能発揮も見据え、地域福祉推進センターとは事務分掌、会計区分も含め明確な分離を図ります。

#### <実施計画>

##### ・相談(コミュニティソーシャルワーク)部門の明確化

総合相談センター機能の発揮と、各生活圏域を受け持つ専従CSWが最も機動的に活動できる組織機構を最優先に編成します。

CSWが各地域での相談支援や、住民との関わりに従事できる機会をできるだけ増やし、社協の動き、社協の姿が「住民からも見える」組織形態へ転換します。

##### ・派遣人員計画の策定と市との合意形成

本会の実施する労働者派遣事業は平成26年度時点で市の障がい福祉課、社会福祉課、地域包括支援課の3課へ各1名を派遣してい

ます。今後の派遣要請の規模や期間、事業の対価としての派遣料設定など、中長期的な取り決めに明確にしておくことと、今後も市をはじめ関係機関へ効果的な人材派遣を継続するため、派遣できる人材要件（保有資格、年齢、実務経験年数等）や最大派遣人員数等を「派遣人員計画」として明確化し、内外に示します。

#### ・職員配置計画に基づく採用、研修システムの体系化

圏域担当専従CSWの最大人数、法人運営やサービス提供部門に従事する職員の最低人数、法人後見を担った場合の必要人員などを明らかにし、「職員配置計画」を策定します。

配置計画は10年後、20年後を見据えた長期的視点で策定する必要があり、正規職員としての新規採用計画、採用した職員の育成・研修計画まで含め、早期の策定をめざします。

### 重点項目（2）財源の確保

第3次計画に引き続き、専門職配置を要する市事業の積極的受託を継続します。受託事業と本会独自事業については市とのパートナーシップ(※)のもと財政面でも連携を図り、公費財源による支援が継続されるよう努力します。

自主財源(会費・寄付金)の獲得は、社協の理解者・支援者を増やす営みでもあります。寄せられた浄財は市民に見える形で還元していきませんが、事業実施による還元だけでなく、本会CSWが地域社会に入り住民と関わり、ともに動くなかでの理解者獲得にも取り組みます。広報の充実も含め、社協活動の理解者を増やし、自主財源の獲得に繋がります。

また、法令に基づくサービス提供部門は独立採算を目指し、増収となれば本会の新たな自主事業のための財源とします。ただし事業継続の判断基準は採算性ではなく、公益団体である本会が実施する必要性の有無であり、継続する場合はたとえ不採算でも創意工夫しながら継続し、財源不足分は財政調整積立金等本会資産を取り崩して充てます。

自主事業を継続する財源が確保できないときは、福祉活動基金の一部取り崩しも含め検討し、市民利益を低下させないことを第一に考えます。

パートナーシップ  
異なる役割を持つ機  
関同士が、対等な立  
場で、協同して共通  
の目標に対して取り  
組むこと、あるいは  
取り組むためのシス  
テム。

## <実施計画>

### ・市とのパートナーシップにもとづく助成・受託金の確保

相談支援を業務の中心とする市の受託事業には、今後も積極的にその役割を担い、対価としての事業収入増に繋がります。

圏域単位の地域包括支援センターなどは受託者が公募される予定で、他の民間事業者が応募する可能性もあるため、公募に応じるかどうかは慎重な判断が必要になりますが、相談支援の専門機関としての本会機能をさらに高められる事業でもあるため、センター設置に必要な人員配置のできる事務局体制を確保できれば、取り組んでみたいと考えます。

その上で、本会が独自に展開する地域福祉推進事業と、そこへ従事する専門職配置のための費用は助成金として、公費財源による安定確保がされるよう市と協議・調整します。

### ・応援者を増やす（会費、寄付金の増強）ための広報

新聞折込による「かみす社協ニュース（毎月）」「ボランティアセンターマガジン（隔月）」、本会ウェブサイトによる広報は、広く市民に対して社協活動の姿を伝え、新たな理解者・協力者を募ることのできる貴重なツールとなっています。必要な方へ必要な情報を伝えるための媒体としてだけでなく、年齢を越えて「福祉」や「ボランティア」「社協」について理解が深まるような内容を心がけます。

### ・保有資産（基金、積立金）の適正活用

事業の継続必要性を判断した上で、継続に必要な財源に不足があれば、本会が保有する「財政調整積立金」を、取崩規定の範囲において活用していきます。

併せて毎年次の予算編成と執行管理を厳密に行い、必要経費の適正化にも努めますが、「財政調整積立金」も枯渇したときは「福祉活動基金」の活用について理事会、評議員会へ諮ります。

## 参考資料

1. 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討目進行管理表	49
2. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移（H14～27）	67
3. 新規事業企画書「地域福祉を推進するための新たな仕組みづくり構想(案)」	71
4. 第4次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	78
5. 第4次地域福祉活動計画策定委員会協議経過	79
6. 理事会・評議員会への報告	79
7. 第4次計画策定委員会事務局内プロジェクトの開催	80
8. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項	81
9. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則	83
10. 用語の解説	85

1. 神栖市社会福祉協議会 事業評価検討項目進行管理表（計画5年次及び第3次計画の総括）

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績							事務局内2次評価結果			策定委員会での協議結果																																																																																																																
										実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)																																																																																																																	
総合 相談 機能 の 発 揮	総合相談機能の発揮	・法の整備により専門化する相談窓口や支援機関・サービス事業所についての情報を集約し、わかりやすく市民を導く「案内役」として新制度、相談窓口を紹介する。相談者が福祉専門機関とつながりやすい関係構築を図る。	(I-1関係) 総合相談 (件数) <table border="1"> <thead> <tr> <th>相談内容</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 緊急生活支援</td> <td>277</td> <td>188</td> <td>116</td> <td>139</td> <td>144</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>2 生活福祉資金</td> <td>184</td> <td>294</td> <td>329</td> <td>136</td> <td>139</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>3 行旅人支援</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>4 医療相談</td> <td>7</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>26</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>5 低額診療</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>11</td> <td>14</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>6 生活相談(他)</td> <td>61</td> <td>91</td> <td>58</td> <td>68</td> <td>88</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>7 法律相談</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>8 障害者福祉</td> <td>26</td> <td>56</td> <td>88</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>9 発達障害関連</td> <td>29</td> <td>38</td> <td>28</td> <td>20</td> <td>35</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>10 ひきこもり</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>11 介護保険</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>12 貸出事業</td> <td>32</td> <td>22</td> <td>33</td> <td>33</td> <td>37</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>13 地区・目的別サロン</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>24</td> <td>29</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>14 その他</td> <td>83</td> <td>68</td> <td>112</td> <td>109</td> <td>92</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>743</td> <td>812</td> <td>812</td> <td>624</td> <td>693</td> <td>297</td> </tr> </tbody> </table>							相談内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26	1 緊急生活支援	277	188	116	139	144	56	2 生活福祉資金	184	294	329	136	139	72	3 行旅人支援	4	5	2	3	5	2	4 医療相談	7	9	3	7	26	3	5 低額診療	13	21	19	11	14	9	6 生活相談(他)	61	91	58	68	88	16	7 法律相談	3	3	5	1	4	2	8 障害者福祉	26	56	88	70	70	55	9 発達障害関連	29	38	28	20	35	20	10 ひきこもり	11	1	2	0	3	0	11 介護保険	7	10	10	3	7	5	12 貸出事業	32	22	33	33	37	28	13 地区・目的別サロン	6	6	7	24	29	5	14 その他	83	68	112	109	92	24	合計	743	812	812	624	693	297	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リーマンショック(H20)に伴う派遣切り(H21)、東日本大震災(H23)復興とともに落ち着いてきたが、相談内での間は生活困窮世帯からの相談が激増した。</li> <li>・複雑多様化する相談に対し関係機関とのカンファレンス、連絡調整を実施し、総合的な支援に結びつけることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮に関する相談件数は時間経過とともに落ち着いてきたが、相談内容に応じた関係部局との連携の強化が必要である。</li> <li>・日々の相談対応に終始し、相談ケースから課題を掘り下げ、新たな事業企画や課題解決の道筋を立てるなどが展開できていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部局との連携強化を図るためにはお互いの役割、機能、支援の範囲など、それぞれの共通理解を深め、市内の課題を共有し、解決策を模索する場面を設定する必要がある。</li> <li>・相談から課題の掘り下げ、他機関連携といった相談機能の向上を図るためには、担当職員の定期的な配置換え等による全職員の相談対応能力の標準化と総合相談担当職員の増加が不可欠である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>
	相談内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																						
	1 緊急生活支援	277	188	116	139	144	56																																																																																																																						
	2 生活福祉資金	184	294	329	136	139	72																																																																																																																						
	3 行旅人支援	4	5	2	3	5	2																																																																																																																						
	4 医療相談	7	9	3	7	26	3																																																																																																																						
5 低額診療	13	21	19	11	14	9																																																																																																																							
6 生活相談(他)	61	91	58	68	88	16																																																																																																																							
7 法律相談	3	3	5	1	4	2																																																																																																																							
8 障害者福祉	26	56	88	70	70	55																																																																																																																							
9 発達障害関連	29	38	28	20	35	20																																																																																																																							
10 ひきこもり	11	1	2	0	3	0																																																																																																																							
11 介護保険	7	10	10	3	7	5																																																																																																																							
12 貸出事業	32	22	33	33	37	28																																																																																																																							
13 地区・目的別サロン	6	6	7	24	29	5																																																																																																																							
14 その他	83	68	112	109	92	24																																																																																																																							
合計	743	812	812	624	693	297																																																																																																																							
	1. 相談事業	・他機関が実施する相談事業も把握した上で、相談に訪れる市民をより適切な窓口へ案内できるよう、福祉に関する相談の最初の窓口としての機能を強化する。								<ul style="list-style-type: none"> <li>・各関係機関との連携に努め、適切な情報提供や橋渡しなど相談窓口機能の強化に努めた。</li> <li>・本支所の地域福祉推進センター正職員が他業務と兼務で対応、H26より2名が派遣となりセンター職員数は減となった。(現在本所8名、支所3名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談内容が複雑化。聞き取り～カンファレンス～訪問支援…など、継続した多様な対応が求められる相談が増え、1ケースにかかる時間・業務量も増加傾向にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談に対応する職員個々のアセスメント能力の強化は不可欠であるが、社協活動の機能向上を図るためには、現行の人員体制では困難なため人員補充を含めた検討が必要な時期にきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																																																																
	1 地域生活支援センターの受託運営	・障害者福祉の専門相談窓口として市や関係機関と連携しながら適切に受託運営する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>地域生活支援センター</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>776</td> <td>778</td> <td>662</td> <td>881</td> <td>932</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>障害程度(支援)区分認定調査</td> <td>43</td> <td>17</td> <td>43</td> <td>41</td> <td>34</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>障害計画作成(契約)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>障害計画作成(モニタリング)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> ※障害計画作成は社協自主事業							地域生活支援センター	H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	776	778	662	881	932	330	障害程度(支援)区分認定調査	43	17	43	41	34	29	障害計画作成(契約)	-	-	-	-	1	20	障害計画作成(モニタリング)	-	-	-	-	1	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託相談支援事業、認定調査については、障がい福祉課と連携しながら対応した。</li> <li>・指定特定相談支援(計画相談)の事業所が市内に少ない状況から、ニーズと現行体制では60名前後の受入が限度である。(市内計画相談対象者400名強、現事業所4社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談件数は増えつつあるが、気軽に相談できるよう認知をさらに広める必要がある。</li> <li>・受任できる相談支援専門員が他業務との兼務であり、サービス調整・プラン作成等1ケースに費やす時間も考慮すると現行体制では60名前後の受入が限度である。(市内計画相談対象者400名強、現事業所4社)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内各事業所へのリーフレット配布等により周知を図る。</li> <li>・計画相談に従事するためには相談支援専門員の資格取得(経験年数5年等研修受講要件あり)が必要であり、職員の配置換えや増員を見据え、資格取得者を増やさなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定特定相談支援事業所の規模を出来るだけ拡大する方向で4次計画に位置づける。</li> <li>・ケースを増やしても採算がとれない可能性が高く、費用面の課題を継続検討。</li> </ul>																																																																													
地域生活支援センター	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																							
相談件数	776	778	662	881	932	330																																																																																																																							
障害程度(支援)区分認定調査	43	17	43	41	34	29																																																																																																																							
障害計画作成(契約)	-	-	-	-	1	20																																																																																																																							
障害計画作成(モニタリング)	-	-	-	-	1	10																																																																																																																							
	2 高齢者相談センターの受託運営	・波崎地域の高齢者の専門相談窓口として市や関係機関と連携しながら適切に受託運営する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>高齢者相談センター</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>355</td> <td>553</td> <td>599</td> <td>633</td> <td>595</td> <td>317</td> </tr> </tbody> </table>							高齢者相談センター	H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	355	553	599	633	595	317	<ul style="list-style-type: none"> <li>・迅速な対応と適切な運営に努めてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多問題ケースの増加とその対応で、市や他機関と連携する場面が増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市地域包括支援課との連携を今後も充実、強化し、相談センター機能を維持する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>・きめ細かい対応に注力する。</li> </ul>																																																																																																		
高齢者相談センター	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																							
相談件数	355	553	599	633	595	317																																																																																																																							
	3 精神保健相談(こころの相談)	・本会の福祉専門職(精神保健福祉士)及び外部の専門職(委託。作業療法士)による専門相談事業として継続・充実。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>精神保健相談(こころの相談)</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>199</td> <td>187</td> <td>160</td> <td>155</td> <td>128</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>精神科作業療法士による訪問</td> <td>155</td> <td>166</td> <td>172</td> <td>157</td> <td>138</td> <td>65</td> </tr> </tbody> </table>							精神保健相談(こころの相談)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	199	187	160	155	128	46	精神科作業療法士による訪問	155	166	172	157	138	65	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職による適切な相談対応と情報提供を行ってきた。相談件数は減少傾向にあるが、年間100件を超える相談に作業療法士のアドバイスを受けながら対応している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・治療やサービス利用につながる前の「初期相談」の対応には知識と経験が求められるが、職員2名が派遣業務にまわり、対応できる職員(精神保健福祉士)が減った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うつやひきこもりなどの相談も多く、今後必要性は高まることが予測されることから、対応できる職員を増強する。</li> <li>・作業療法士との協力関係を維持し、訪問活動と合わせて実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>・市民にとって敷居の低い相談室として継続。</li> </ul>																																																																																											
精神保健相談(こころの相談)	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																							
相談件数	199	187	160	155	128	46																																																																																																																							
精神科作業療法士による訪問	155	166	172	157	138	65																																																																																																																							
	4 発達障害療育者への訪問相談	・外部の専門職(委託。臨床発達心理士)による専門相談事業として継続・充実。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発達障害療育者訪問相談</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>							発達障害療育者訪問相談	H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	9	8	7	5	14	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園、幼稚園への訪問により支援のあり方や特徴的な行動のとりえ方を個別ケースに応じてアドバイスした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内にある全保育園・幼稚園を対象にしているが、特定の園からのオーダーが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も現場での直接的支援は必要であり、気軽に活用頂けるようなPRの工夫を行い、合わせて療育者研修会等への積極的な参加を呼びかける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																																																		
発達障害療育者訪問相談	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																							
相談件数	9	8	7	5	14	2																																																																																																																							
	5 ことばと発達の相談室	・外部の専門職(委託。言語聴覚士)による専門相談事業として継続・充実。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ことばと発達の相談室</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用件数(1件1時間)</td> <td>154</td> <td>149</td> <td>171</td> <td>172</td> <td>201</td> <td>104</td> </tr> </tbody> </table>							ことばと発達の相談室	H21	H22	H23	H24	H25	H26	利用件数(1件1時間)	154	149	171	172	201	104	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内同種の相談室、保健師と情報交換し、新規相談には保健師と連携する体制を確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前の利用者が増えており、相談予約は常に2ヶ月待ちの状態が続いている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前のことばの教室は市でも実施しており、対象者の棲み分けや役割の再確認を行い、連携を図りながら対応する。</li> <li>・幼児のことばと発達の課題に対するニーズは増加する一方であり、市への課題提起の場も重要なため、定期的な情報交換の場を設定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																																																		
ことばと発達の相談室	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																							
利用件数(1件1時間)	154	149	171	172	201	104																																																																																																																							
	6 成年後見制度利用支援相談	・本会の福祉専門職(社会福祉士、精神保健福祉士)による専門相談事業として継続・充実。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成年後見制度利用支援相談</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>17</td> <td>14</td> <td>9</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>							成年後見制度利用支援相談	H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	17	14	9	3	7	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門職による適切な相談対応と情報提供を行ってきた。相談件数の減少については、地域包括支援センター及び障がい福祉課での対応により、相談できる機関が増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な相談対応のできる職員(成年後見人養成研修修了)が少なく、特定できる機関が増えた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に制度熟知を図りつつ、市の成年後見制度利用支援事業(市長申立手続、申立費用負担等)へスムーズに繋がられるように連携を深める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>・後見受任できる人材養成に向け市に協力していく。</li> <li>・法人後見の検討。</li> </ul>																																																																																																		
成年後見制度利用支援相談	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																							
相談件数	17	14	9	3	7	6																																																																																																																							

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績	事務局内2次評価結果																																																																																																																																																													
				実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)	策定委員会での協議結果																																																																																																																																																										
総合相談機能の発揮	2. 相談機関間ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談ケース毎のケアカンファレンスに加え、様々な領域別、分野別の相談窓口やサービス提供事業所の情報を把握し、それらの機関との関係を構築することで、相談者に正確な情報提供と相談機関に繋がってからの適切な受入対応を促す。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野毎にケア会議、担当者間の情報交換会等を通じ課題解決に向けた連携や協力体制の整備が図られ、各機関の役割分担も明確化されてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法制度の狭間にある方々の生活課題解決のための支援体制は不十分のままである。</li> <li>障害者相談支援の拡充、生活困窮者自立支援法の施行などに合わせて、より一層行政機関や支援者間との情報共有、相互理解が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後も関係機関間のネットワーク強化の取り組みを継続</li> <li>制度の狭間にある方々の声、まだ受け皿のない相談も、カンファレンスやネットワーク会議等のテーブルへ積極的に上げ、機関間での課題の共有化、解決への足がかりに繋げるような関わりをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>ネットワーク会議を通じた「地域づくり」にも取り組む。</li> </ul>																																																																																																																																																										
	1 相談機関間ネットワーク会議																																																																																																																																																																
	2 各種対人援助機関の広報支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>他機関の情報を広く市民に伝えるため広報紙やHP等を動員し市内の保健福祉関係機関を応援する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>社協ニュースで地域の相談機関やサービス提供機関の特徴や専門職の役割等を紹介し、市民への周知を図るとともに、適切な相談機関へ繋ぐ役割を担ってきた。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の事業所や、他機関の取り組みなど、市民へ広く伝えるために迅速な広報支援を継続する。</li> </ul>																																																																																																																																																											
	3. 共に学びあえる機会の拡大と連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>課題解決に向けた「顔が見える」連携づくりを繋げる意味でも、相互に学びあえる機会としての地域ネットワーク勉強会を継続し、関係機関間の相互理解を更に高めていく。</li> <li>専門分化した相談機関が複雑化・多様化した生活課題を多角的に捉え、専門機関同士がそれぞれの特徴や限界を相互に理解できる機会を拡大、強化する。</li> </ul>	<p>(I-3-1関係) 地域ネットワーク勉強会 ※26年9月に通算200回開催達成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テーマ分類</th> <th colspan="2">21年度</th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> <th colspan="2">24年度</th> <th colspan="2">25年度</th> <th colspan="2">26年度</th> </tr> <tr> <th>回</th> <th>延参加</th> <th>回</th> <th>延参加</th> <th>回</th> <th>延参加</th> <th>回</th> <th>延参加</th> <th>回</th> <th>延参加</th> <th>回</th> <th>延参加</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者福祉</td> <td>1</td> <td>38</td> <td>2</td> <td>35</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉(精神)</td> <td>2</td> <td>74</td> <td>2</td> <td>41</td> <td>3</td> <td>64</td> <td>1</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>99</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者福祉(発達)</td> <td>4</td> <td>310</td> <td>1</td> <td>16</td> <td>1</td> <td>98</td> <td>4</td> <td>231</td> <td>4</td> <td>368</td> <td>2</td> <td>136</td> </tr> <tr> <td>障害者福祉(その他)</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>19</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td>93</td> <td>1</td> <td>31</td> <td>1</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>児童・子育て・ひきこもり</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>22</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>41</td> <td>2</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>成年後見・権利擁護</td> <td>2</td> <td>104</td> <td>1</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>53</td> <td>2</td> <td>24</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>対人援助スキル</td> <td>2</td> <td>89</td> <td>1</td> <td>27</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>73</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法律関係</td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td>53</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>9</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1</td> <td>60</td> <td>1</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>39</td> <td>1</td> <td>21</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>12</td> <td>654</td> <td>11</td> <td>253</td> <td>10</td> <td>289</td> <td>12</td> <td>382</td> <td>12</td> <td>621</td> <td>6</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table>	テーマ分類	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	高齢者福祉	1	38	2	35									障害者福祉(精神)	2	74	2	41	3	64	1	13	3	99			障害者福祉(発達)	4	310	1	16	1	98	4	231	4	368	2	136	障害者福祉(その他)	1	17	1	19			4	93	1	31	1	32	児童・子育て・ひきこもり			1	22					1	41	2	36	成年後見・権利擁護	2	104	1	19	2	53	2	24			1	16	対人援助スキル	2	89	1	27					2	73			法律関係			2	53					1	9			その他	1	60	1	18	2	39	1	21					計	12	654	11	253	10	289	12	382	12	621	6	220	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ネットワーク勉強会は県内外からの講師の協力を得て、26年9月に200回を迎えることができた。</li> <li>講師人材バンクについては講師のデータ整理が完了した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ毎に参加者の偏りがあるため、市民がどのような情報提供を求めているのか、どのような内容に興味があるのか、今一度アンケートを分析する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“気軽に誰でも参加出来る勉強会”というスタンスは変えずに、幅広い視点で企画を進められるような事務局内での体制作り、職員個々の企画力のさらなる向上を図る。</li> </ul>
テーマ分類	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度																																																																																																																																																						
	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加	回	延参加																																																																																																																																																					
高齢者福祉	1	38	2	35																																																																																																																																																													
障害者福祉(精神)	2	74	2	41	3	64	1	13	3	99																																																																																																																																																							
障害者福祉(発達)	4	310	1	16	1	98	4	231	4	368	2	136																																																																																																																																																					
障害者福祉(その他)	1	17	1	19			4	93	1	31	1	32																																																																																																																																																					
児童・子育て・ひきこもり			1	22					1	41	2	36																																																																																																																																																					
成年後見・権利擁護	2	104	1	19	2	53	2	24			1	16																																																																																																																																																					
対人援助スキル	2	89	1	27					2	73																																																																																																																																																							
法律関係			2	53					1	9																																																																																																																																																							
その他	1	60	1	18	2	39	1	21																																																																																																																																																									
計	12	654	11	253	10	289	12	382	12	621	6	220																																																																																																																																																					
4. カンファレンスを通じた各機関の設置目的や特徴、限界の相互理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>分野別ケアカンファレンスの充実</li> <li>精神・知的障害者の両地域生活支援ネットワーク会議を定期開催し関係機関間の連携を更に強化する。特に精神障害者については、退院前カンファレンスを関係者が各病院に集まるスタイルで開催。</li> </ul>	<p>(I-4-1関係) 在宅ケアチーム会議の開催</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td> <td>57</td> <td>42</td> <td>46</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>知的障害者</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>精神障害者</td> <td>187</td> <td>215</td> <td>221</td> <td>216</td> <td>220</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td>難病、その他(重複等)</td> <td>4</td> <td>7</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>268</td> <td>268</td> <td>283</td> <td>233</td> <td>245</td> <td>109</td> </tr> </tbody> </table>	対象	H21	H22	H23	H24	H25	H26	身体障害者	57	42	46	11	13	8	知的障害者	20	4	13	1	6	0	精神障害者	187	215	221	216	220	97	難病、その他(重複等)	4	7	3	5	6	4	合計	268	268	283	233	245	109	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉関係法令の整備が進む中で「ケース会議」や「サービス担当者会議」等の名称で開催が制度化され、障害者・児童・高齢分野ではそれぞれ、カンファレンスを通じた機関間連携が標準化した。また、それらを通じた各機関の設置目的や特徴相互理解促進については、概ね達成してきている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各機関の機能、役割発揮をさらに進めていく必要があるが、本会主催の専門ケアチーム会議は、業務増と従事職員減に伴い、本支所ともに定期開催が困難になっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関間の情報交換の場、相互理解の促進を図る場、連携を深める場として、専門ケアチーム会議の継続的な開催は必要であることから、担当職員の業務配分の見直しを図り、定期開催の復活に向けた取り組みをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																																																																	
対象	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																																																																											
身体障害者	57	42	46	11	13	8																																																																																																																																																											
知的障害者	20	4	13	1	6	0																																																																																																																																																											
精神障害者	187	215	221	216	220	97																																																																																																																																																											
難病、その他(重複等)	4	7	3	5	6	4																																																																																																																																																											
合計	268	268	283	233	245	109																																																																																																																																																											
3 提言機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場レベルの役割と責任、政策レベルの役割と権限を踏まえた連携の強化が必要である。したがって政策レベル会議への提案・提言システムを現場レベルから積極的に発信していく。</li> </ul>	<p>(I-4-2関係) 専門ケアチーム会議の主催、他機関カンファレンスへの参加</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">22年度</th> <th colspan="2">23年度</th> <th colspan="2">24年度</th> <th colspan="2">25年度</th> <th colspan="2">26年度</th> </tr> <tr> <th>社協</th> <th>他機関</th> <th>社協</th> <th>他機関</th> <th>社協</th> <th>他機関</th> <th>社協</th> <th>他機関</th> <th>社協</th> <th>他機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神栖本所</td> <td>6</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>波崎支所</td> <td>8</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>8</td> <td>3</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>22</td> <td>5</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>11</td> <td></td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table>		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		社協	他機関	社協	他機関	社協	他機関	社協	他機関	社協	他機関	神栖本所	6	1	2	6	2	6			5	5	波崎支所	8		4		5			4		1	医療機関	8	3	7	2	4	2	2	4	2	2	その他		1	1	4	2	3	2	2			合計	22	5	14	12	13	11	8	11		8	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野における様々な集まりの等を活用し、地域における生活課題の実態等を伝えてきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解決困難な地域の生活課題は、行政を交えた関係機関の共通理解を図ることが重要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野における政策レベルの委員会等において委員として参画している常務、事務局長より現場の声を伝えてもらう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																															
	22年度			23年度		24年度		25年度		26年度																																																																																																																																																							
	社協	他機関	社協	他機関	社協	他機関	社協	他機関	社協	他機関																																																																																																																																																							
神栖本所	6	1	2	6	2	6			5	5																																																																																																																																																							
波崎支所	8		4		5			4		1																																																																																																																																																							
医療機関	8	3	7	2	4	2	2	4	2	2																																																																																																																																																							
その他		1	1	4	2	3	2	2																																																																																																																																																									
合計	22	5	14	12	13	11	8	11		8																																																																																																																																																							
必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>各福祉分野の実状をアセスメントし、課題が社会化されていないために「このまちに暮らして良かった」という思いに遠く距離のある人々への関わりにポイントを絞り、その優先的展開に軸足をのた活動を進める。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>相談機能発揮と並行して、寄せられた相談から支援の不足する福祉分野を分析。解決に向け①本会独自に事業化、②支援する専門機関があれば応援、③受託事業として行政と協働、等の取り組みを継続。その間社会資源が充足された分野は直接的支援の撤退を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑多様化する生活課題を抱えながら支援までたどり着けない方へアウトリーチや、より個別支援が求められる事業分野での人員体制に不足がある。</li> <li>福祉関連法令の整備、改正が進み専門分化される一方で、ニーズ対応の方向性として出されている「地域互助」や「住民主体活動推進」への対応が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会が提供する事業は今後も、社会化されず不足する分野への取り組みが中心となるが、それらを支える事務局体制を確立していく。</li> <li>住民と協働した支援体制づくりの必要性が高まっており、住民参加型在宅福祉サービス等の地域互助の仕組みを関係機関と連携し展開する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																																																																																																											

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた 方向性、策定時(平成21年度)の評価検討 結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績	事務局内2次評価結果			策定委員会での協議結果																																																																																																		
				実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)																																																																																																			
必要とされる社会福祉分野	1. 精神障害者の地域生活支援の充実	・医師の参加しやすいカンファレンス環境の整備 ・精神保健デイクア機能強化に向けた医療機関との連携	(Ⅱ-1-3関係) 市役所福祉部局への社協職員の派遣 長寿介護課 1名(地域包括支援センター主任ケアマネ) H18～20 障がい福祉課 1名(精神保健福祉士による相談業務) H21～★ 社会福祉課 1名(精神保健福祉士による相談業務) H26～★ 地域包括支援課 1名(社会福祉士による相談業務) H26～★ (25年度までは受託事業として実施。★労働者派遣事業)	・医療機関との連携を促進。 ・精神保健関係の「相談の窓口」としての「こころの相談」は、広報によるPRを続けてきたことで新規相談件数が増加した。	・精神科作業療法士は専門的視点からのデイクア運営、アウトリーチ支援に欠かせない。 ・市内には病院や支援機関とつながりを持たず、相談にも来られない精神障害者がまだ多く存在しており、デイクア事業と並行した、専門職による訪問相談活動の継続強化は、今後も地域生活支援の柱となる。	・委託契約を継続する。 ・引き続き、精神保健福祉士の資格取得を推進し、関係部局との連携をもとに相談機能(窓口・訪問)を充実させ、そこから各事業、専門機関へ繋いでいく関わりを強化する。	・左案をもとに4次計画へ反映。																																																																																																		
	1 医療機関への広報活動強化	・近隣医療機関を定期的に訪問し本会事業の内容を情報提供。退院前情報の共有・退院後支援の連携を定着化。		・個別ケースカンファレンスの機会を通じて医療機関との情報共有もスムーズになった。	・三障害が一体となった支援が推奨されたことにより、医療機関以外の支援機関とのネットワークも重要になっている。	・医療機関、関係機関との連携を強化するため、定期的なカンファレンスの開催を実施する。	・左案をもとに4次計画へ反映。																																																																																																		
	2 医療機関でのケアカンファレンス開催	・退院前の時点から関係する地域側専門機関に声掛けし、本人状況の共通理解を図る支援チームづくりに視点をあおいたアプローチを重点展開。	(Ⅱ-1-4関係) 精神保健デイクア実施状況	・退院時や問題発生時には医療機関からカンファレンスの場に招集されることが多くなり、計画当初に比べ医療機関との連携は進展した。	・デイクア利用者や訪問対象者等の日常的な地域生活や受診状況を報告し合う定期開催が滞っている。	・精神保健事業では特に医療機関とのつながりは重要であり、継続的なカンファレンスの開催に向けて医療機関と調整する。																																																																																																			
	3 精神保健福祉士の派遣(受託・派遣業)	・本会職員1名を市障害者福祉担当課に常駐させ、精神保健福祉行政の推進体制を確保し他の障害行政との連携や、社会福祉・保健衛生行政の総合的推進の業務を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神栖地区「青空」(毎週水、金)</td> <td>登録者 24</td> <td>22</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>24</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実施回数 100</td> <td>95</td> <td>99</td> <td>100</td> <td>100</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延利用数 986</td> <td>1,067</td> <td>1,157</td> <td>1,149</td> <td>1,170</td> <td>569</td> </tr> <tr> <td>※H16.06～</td> <td>(人/日) 9.86</td> <td>11.23</td> <td>11.69</td> <td>11.49</td> <td>11.70</td> <td>10.94</td> </tr> </tbody> </table>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	神栖地区「青空」(毎週水、金)	登録者 24	22	23	29	24	30		実施回数 100	95	99	100	100	52		延利用数 986	1,067	1,157	1,149	1,170	569	※H16.06～	(人/日) 9.86	11.23	11.69	11.49	11.70	10.94	・精神分野だけでなく障害者福祉全般で行政と社協との連携が深まった。 ・市との協議により26年度から「労働者派遣事業」による派遣に切替を図った。	・同時に26年度からは社会福祉課、地域包括支援課にも職員を派遣。今後の派遣要請にどこまで応えていくか、事務局体制と併せて検討が必要である。	・派遣業に従事させる職員の範囲を明確にした上で、今後も継続して公福祉に貢献していく。	・左案をもとに4次計画へ反映。																																																															
		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																		
神栖地区「青空」(毎週水、金)	登録者 24	22	23	29	24	30																																																																																																			
	実施回数 100	95	99	100	100	52																																																																																																			
	延利用数 986	1,067	1,157	1,149	1,170	569																																																																																																			
※H16.06～	(人/日) 9.86	11.23	11.69	11.49	11.70	10.94																																																																																																			
4 精神保健デイクア(業務の一部を受託)	・回復途上の精神障害者に対し、グループ活動を通して、生活習慣の確立及び自己表現力の向上を図り、社会生活への適応能力を高める。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>波崎地区「ほのぼの」(毎週火、木)</td> <td>登録者 10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>実施回数 97</td> <td>93</td> <td>99</td> <td>102</td> <td>103</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延利用数 506</td> <td>408</td> <td>489</td> <td>432</td> <td>342</td> <td>159</td> </tr> <tr> <td>※H18.04～</td> <td>(人/日) 5.22</td> <td>4.39</td> <td>4.94</td> <td>4.24</td> <td>3.32</td> <td>3.18</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳所持者</td> <td>204</td> <td>226</td> <td>275</td> <td>321</td> <td>344</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>自立支援医療(精神通院)受給者</td> <td>465</td> <td>512</td> <td>561</td> <td>681</td> <td>726</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成17年度より事業の一部を市から受託)</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	波崎地区「ほのぼの」(毎週火、木)	登録者 10	10	10	11	13	9		実施回数 97	93	99	102	103	50		延利用数 506	408	489	432	342	159	※H18.04～	(人/日) 5.22	4.39	4.94	4.24	3.32	3.18	精神障害者保健福祉手帳所持者	204	226	275	321	344	379	自立支援医療(精神通院)受給者	465	512	561	681	726	780	・利用登録者は40名弱だが、精神科病院がなく通所型サービスも少ない神栖市では貴重な社会資源の一つとなっており、本会にとってもデイクア事業を持つことが相談や訪問、他機関との連携に良い効果を生んでいる。	・社会資源が少ない状況に変わりなく、事業の継続はもとより、週3日運営等へ拡充するなど居場所としての機能を向上したいが、現状でも受託費に自主財源を投入して運営している。デイクアの会場も福祉会館の空室を確認しながら活動している状況であり、予算と会場の確保に課題がある。	・精神障害者を受け入れる就労支援事業所も市内に開設されたため、デイクア利用者への情報提供、就労等への地域生活の充実に向けたチャレンジを応援する。 一方で、まだ参加に至っていない精神障害者が利用しやすいように、居場所的機能を高めるためには、デイクア委託費の増額要求、安定運営が可能な場所の確保は必須である。	・居場所機能を充実させるには事業規模の拡大が必須であり、開催日数の増と固定した場所の確保を目指す。																																																		
	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																			
波崎地区「ほのぼの」(毎週火、木)	登録者 10	10	10	11	13	9																																																																																																			
	実施回数 97	93	99	102	103	50																																																																																																			
	延利用数 506	408	489	432	342	159																																																																																																			
※H18.04～	(人/日) 5.22	4.39	4.94	4.24	3.32	3.18																																																																																																			
精神障害者保健福祉手帳所持者	204	226	275	321	344	379																																																																																																			
自立支援医療(精神通院)受給者	465	512	561	681	726	780																																																																																																			
別の生活支援システムづくり	特別支援学校児童・生徒の放課後支援事業の受託運営	・波崎地域から特別支援学校に通う児童の放課後支援に対する市民の要望を受け市が22年度より事業化。事業開始時より本会が受託運営している(事業の名称:やまぼうし)。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者</td> <td>—</td> <td>18</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>開設日数</td> <td>—</td> <td>184</td> <td>194</td> <td>196</td> <td>190</td> <td>91</td> </tr> <tr> <td>延利用数</td> <td>—</td> <td>582</td> <td>637</td> <td>752</td> <td>774</td> <td>287</td> </tr> <tr> <td>(人/日)</td> <td>—</td> <td>3.16</td> <td>3.28</td> <td>3.84</td> <td>4.07</td> <td>3.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1日の利用定員7名</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	登録者	—	18	16	16	14	14	開設日数	—	184	194	196	190	91	延利用数	—	582	637	752	774	287	(人/日)	—	3.16	3.28	3.84	4.07	3.15	・放課後支援事業は、波崎地域における社会資源が不足していたため、平成22年より市からの受託事業として安全運営に努めてきた。	・26年度から波崎地域の障害者支援施設でも長期休暇中の日中預かりも含め実施してきたが、当初の課題は解消され、社会資源不足の状況は大きく改善されつつある。そのため、新規利用登録者はいない状況である。	・波崎地域に放課後等支援事業がなかったことから市の委託事業として実施してきたが、当初の課題は解消された。市との協議の上で、現利用者へのアンケート調査等を実施しながら、民間事業所への移行方法を検討する。	・左案をもとに4次計画へ反映。ただし意向にあたっては現利用者の意向を十分に汲んで行う。																																																															
		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																		
	登録者	—	18	16	16	14	14																																																																																																		
	開設日数	—	184	194	196	190	91																																																																																																		
延利用数	—	582	637	752	774	287																																																																																																			
(人/日)	—	3.16	3.28	3.84	4.07	3.15																																																																																																			
2 知的障害者・発達障害児支援の充実	・夏休み、冬休み等、特別支援学校の長期休暇中の児童を受け入れる社会資源が無かったことから社協独自に事業化。25年度より事業をスタートした。	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録者</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>9</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>開設日数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>38</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>延利用数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>54</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>(人/日)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1.42</td> <td>1.27</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1日の利用定員3名</p>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	登録者	—	—	—	—	9	11	開設日数	—	—	—	—	38	30	延利用数	—	—	—	—	54	38	(人/日)	—	—	—	—	1.42	1.27	放課後支援事業利用者の長期休暇中の対応を目的に、独自事業として開設した。	・放課後支援事業と同様に社会資源の不足は改善された。	・上記、放課後支援事業と連動した事業であり、同時進行ですすめていく。																																																																	
	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																			
登録者	—	—	—	—	9	11																																																																																																			
開設日数	—	—	—	—	38	30																																																																																																			
延利用数	—	—	—	—	54	38																																																																																																			
(人/日)	—	—	—	—	1.42	1.27																																																																																																			
3 知的障害者余暇活動支援ボランティア発掘・育成・ネットワーク化	・かしま障害者就業・生活支援センターと連携し支援を展開。知的障害者理解の研修・勉強会等を企画し支援ボランティアを発掘・育成。	「やまぼうし」利用児童とその家族、ボランティアとの交流を目的とした「やまぼうし夏休み交流会」を、22年度(受託初年度)より毎年開催。	・放課後支援事業の交流会をきっかけに知的障害児を支援するボランティア、特別支援学校PTA神栖支部とのつながりができた。	・市内の知的障害児を対象とした余暇活動支援には至っていない。	・地域ネットワーク勉強会等による啓蒙や、特別支援学校PTAや既存の余暇活動支援グループとの連携を図りながら、支援者の拡大に繋げていく。	・左案をもとに4次計画へ反映。																																																																																																			
4 発達障害療育者研修	・発達障害児の支援は、引き続き援助者向けの支援活動を中心に展開。療育者研修修了者のフォローアップ研修を通じ修了者のネットワークづくりを応援。 ・関わる機関、専門職等の障害理解の応援を継続し、支援者たちを核とした発達障害児支援のムードを高める。 ・新たな取り組みとして、成人期発達障害者の地域生活支援について調査・研究に着手。	(Ⅱ-2-4関係) 発達障害療育者研修の開催及び研修修了者数	・発達障害療育者研修については第6期の開催を終え、多くの研修修了者輩出してきた。また県発達障害者支援センター、障害者就業、生活支援センター、保健所など専門機関との連携を図ってきた。	・発達障害に関する地域の理解促進はまだまだ途上にある。療育の現場においては様々な課題や個別事例への対応が求められており、継続的取り組みのバイブをより強化し、地域の理解促進や支援者の発掘に取り組んでいく。	・左案をもとに4次計画へ反映。																																																																																																				
5 発達障害療育者研修修了者対象の研修会・事例検討会		<table border="1"> <thead> <tr> <th>所属等</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育士</td> <td>18</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>15</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>学校関係</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>7</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>6</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>児童館職員</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>2</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設・団体</td> <td>5</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>医療機関</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一般市民ほか</td> <td>—</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31</td> <td>29</td> <td>34</td> <td>45</td> <td>22</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>41</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	所属等	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	保育士	18	17	9	9	9	—	—	—	15	10	幼稚園教諭	3	1	4	3	2	—	—	—	3	5	学校関係	3	2	7	4	2	—	—	—	6	—	児童館職員	1	—	2	11	4	—	—	—	3	—	施設・団体	5	4	6	11	1	—	—	—	10	6	医療機関	1	2	—	1	—	—	—	—	3	—	一般市民ほか	—	3	6	6	4	—	—	—	1	—	計	31	29	34	45	22	—	—	—	41	21				
所属等	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																															
保育士	18	17	9	9	9	—	—	—	15	10																																																																																															
幼稚園教諭	3	1	4	3	2	—	—	—	3	5																																																																																															
学校関係	3	2	7	4	2	—	—	—	6	—																																																																																															
児童館職員	1	—	2	11	4	—	—	—	3	—																																																																																															
施設・団体	5	4	6	11	1	—	—	—	10	6																																																																																															
医療機関	1	2	—	1	—	—	—	—	3	—																																																																																															
一般市民ほか	—	3	6	6	4	—	—	—	1	—																																																																																															
計	31	29	34	45	22	—	—	—	41	21																																																																																															
6 成人期発達障害者の支援に向けた調査・研究																																																																																																									

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた 方向性、策定時(平成21年度)の評価検討 結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績						事務局内2次評価結果																																																																															
									実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)	策定委員会での協議結果																																																																												
必要とされる社会福祉分野別の生活支援システムづくり	3 対人援助した機関と連携の推進意識の向上	・支援者向けの各種社会サービス理解講座等を企画し、対人援助機関のトータルな権利擁護意識向上を目指し、これらの取り組みを通じて関係機関間の連携を強化する。	<table border="1"> <tr><td></td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr> <tr><td>相談件数</td><td>42</td><td>24</td><td>21</td><td>19</td><td>13</td><td>16</td></tr> <tr><td>契約件数</td><td>9</td><td>2</td><td>2</td><td>3</td><td>5</td><td>2</td></tr> <tr><td>解約件数</td><td>46</td><td>4</td><td>0</td><td>6</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>期末契約人数</td><td>7</td><td>5</td><td>7</td><td>4</td><td>8</td><td>10</td></tr> <tr><td>カンファレンス</td><td>83</td><td>22</td><td>14</td><td>16</td><td>18</td><td>1</td></tr> </table>							H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	42	24	21	19	13	16	契約件数	9	2	2	3	5	2	解約件数	46	4	0	6	1	1	期末契約人数	7	5	7	4	8	10	カンファレンス	83	22	14	16	18	1	・H22より担当区域が鹿行5市から神栖市のみに変更された。 ・本事業の利用相談を通じて、各ケースに関わる関係機関と共に最適と考えられる権利擁護のあり方を個別に検証し、成年後見制度を含めた他の社会資源の活用、本事業の果たす役割の相互理解を図った。	・高齢者世帯及び単身世帯の増大により、本事業の利用者は増加する見込みであり、必要性は高まることが予想される。 ・現在、生活支援員2名で対応しているため、今後のニーズに合わせて増員が必要である。	・障害者、高齢者に関わる支援者への本事業の有効的活用の促進を図るため、広報等を充実させる。 ・日常生活自立支援事業の対応強化を進めるため、支援員の増員・確保が必要である。	・左案をもとに4次計画へ反映。 ・判断能力はあるが虚弱なため日常的な金銭管理を行えない方への支援を検討する。																																		
		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																	
	相談件数	42	24	21	19	13	16																																																																																	
契約件数	9	2	2	3	5	2																																																																																		
解約件数	46	4	0	6	1	1																																																																																		
期末契約人数	7	5	7	4	8	10																																																																																		
カンファレンス	83	22	14	16	18	1																																																																																		
2 民生委員児童委員向けの情報提供・研修会	・民生委員・児童委員向けの各種社会サービス理解講座、勉強会等を企画し、権利擁護意識の向上を目指す。	(Ⅱ-3-2関係) 民協定例会へ出席し、社会福祉協議会、社協事業について紹介						・民協定例会を通じて、日常生活自立支援事業を説明した。	・平成25年12月に一斉改選があり、新民生委員との関係性の構築が必要である。	・定例会を通じて情報提供を確実にを行い、社協の機能を有効活用して頂くよう広報強化に努める。	・日常生活自立支援事業対象者の発見など、事業につながる関わりを強化する。																																																																													
3 地域包括支援センターとの連携	・成年後見制度と日生自立支援事業にかかるカンファレンスを通じ連携。 ・他の行政各課、関係機関にも正しい事業理解を進める。	<table border="1"> <tr><td>地区名</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr> <tr><td>神栖地区</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td></td></tr> <tr><td>波崎地区</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> <p>※その他、民生委員には緊急生活支援事業への同行対応、一人暮らし高齢者社会参加事業の参加者とりまとめ等を随時依頼。</p>						地区名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	神栖地区	2	1	2	1	1		波崎地区	1	2	1	2	1	1	・カンファレンス以外でも、関係各課に本会職員が派遣されたことにより、権利擁護に関する連携がより深まった。	・課や機関を限定することなく、権利擁護関連制度について広く理解を得ることが必要である。	・通常のカンファレンス等の向上に対人援助機関の権利擁護意識の向上に向けた支援と連携の充実を図る。	・左案をもとに4次計画へ反映。																																																								
地区名	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																		
神栖地区	2	1	2	1	1																																																																																			
波崎地区	1	2	1	2	1	1																																																																																		
4 生活福祉活動	・長期にわたる不景気の煽りから、生活相談を受ける割合は増えており、緊急生活支援、生活福祉資金の緊急小口資金貸付の対応も急増している。 ・生活福祉資金貸付事業が見直され連帯保証人要件が緩和されたことにより、貸付相談による対応は増加の見込み。 ・貸付手続方法を相談対応する職員で再確認する打ち合わせが必要であるため後期に実施する。	<table border="1"> <tr><td>生活福祉活動の対応件数</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr> <tr><td>生活福祉資金の貸付</td><td>28</td><td>75</td><td>91</td><td>8</td><td>3</td><td>2</td></tr> <tr><td>生活福祉資金</td><td>6</td><td>13</td><td>4</td><td>1</td><td>2</td><td></td></tr> <tr><td>緊急小口資金</td><td>20</td><td>17</td><td>51</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>総合支援資金</td><td>2</td><td>45</td><td>35</td><td>5</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>臨時特例つなぎ資金</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td></tr> <tr><td>生活復興支援資金</td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>低額診療制度の申請</td><td>3</td><td>12</td><td>8</td><td>5</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr><td>行旅人支援</td><td>2</td><td>5</td><td>2</td><td>2</td><td>4</td><td>1</td></tr> <tr><td>緊急生活支援</td><td>221</td><td>113</td><td>73</td><td>74</td><td>73</td><td>29</td></tr> <tr><td>合計</td><td>254</td><td>205</td><td>174</td><td>89</td><td>87</td><td>39</td></tr> </table>						生活福祉活動の対応件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	生活福祉資金の貸付	28	75	91	8	3	2	生活福祉資金	6	13	4	1	2		緊急小口資金	20	17	51	2	1	1	総合支援資金	2	45	35	5			臨時特例つなぎ資金						1	生活復興支援資金			1				低額診療制度の申請	3	12	8	5	7	7	行旅人支援	2	5	2	2	4	1	緊急生活支援	221	113	73	74	73	29	合計	254	205	174	89	87	39	・緊急生活支援事業や生活福祉資金貸付事業の相談は、平成20年のリーマンショックや平成23年の東日本大震災以降急増したが、現在は平常に推移している。 ・生活相談や貸付事業の申請相談対応が適切かつ円滑に出来るよう職員間での打合せを進め、カウンターフロア常駐職員は誰でも対応できる体制とした。	・各事業とも関係機関と連携し適正な対応に努めてきたが、生活困窮世帯の平成27年に生活困窮者自立支援法が施行されるなか、更なる支援体制の構築が求められている。	・今後も制度、要項等に沿って適切に実施する。 ・支援実施前のアセスメントに加え、支援後のフォローについても、必要に応じて、関係機関と連携しながら着実に実施する。	・左案をもとに4次計画へ反映。
生活福祉活動の対応件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																		
生活福祉資金の貸付	28	75	91	8	3	2																																																																																		
生活福祉資金	6	13	4	1	2																																																																																			
緊急小口資金	20	17	51	2	1	1																																																																																		
総合支援資金	2	45	35	5																																																																																				
臨時特例つなぎ資金						1																																																																																		
生活復興支援資金			1																																																																																					
低額診療制度の申請	3	12	8	5	7	7																																																																																		
行旅人支援	2	5	2	2	4	1																																																																																		
緊急生活支援	221	113	73	74	73	29																																																																																		
合計	254	205	174	89	87	39																																																																																		
1 ファミリーサポートセンターの受託運営	・サポーターの養成、広報等を含め着実に継続。緊急時対応マニュアルはてびきを整備する。 ・会員間の交流会や研修を着実に実施することにより、協力会員の資質向上と参加意識を高め、事業の活性化を図る。 ・活動前の情報交換はその都度事務局も交えた3者で行い信頼関係を構築し、安心して利用できる環境づくりを今後も進める。	<table border="1"> <tr><td>サポートセンター運営状況</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr> <tr><td>利用会員登録者数</td><td>570</td><td>658</td><td>665</td><td>730</td><td>751</td><td>597</td></tr> <tr><td>(うち利用のあった会員)</td><td>108</td><td>105</td><td>102</td><td>125</td><td>120</td><td>63</td></tr> <tr><td>子育てサポーター登録者数</td><td>163</td><td>179</td><td>186</td><td>197</td><td>219</td><td>225</td></tr> <tr><td>(うち活動したサポーター)</td><td>53</td><td>42</td><td>43</td><td>49</td><td>44</td><td>32</td></tr> <tr><td>相談件数</td><td>49</td><td>252</td><td>389</td><td>510</td><td>682</td><td>335</td></tr> <tr><td>派遣件数</td><td>718</td><td>472</td><td>627</td><td>1,055</td><td>1,372</td><td>876</td></tr> </table> <p>※7年以上未利用の会員は自動退会(H26～)</p>						サポートセンター運営状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	利用会員登録者数	570	658	665	730	751	597	(うち利用のあった会員)	108	105	102	125	120	63	子育てサポーター登録者数	163	179	186	197	219	225	(うち活動したサポーター)	53	42	43	49	44	32	相談件数	49	252	389	510	682	335	派遣件数	718	472	627	1,055	1,372	876	・サポーター養成研修の実施やサポーター、利用者相互の情報交換の場づくりを定例化する等、安心して預けられる環境整備に努め子育て支援の一端を担ってきた。 ・市担当課との定期的な課題共有と協議のもと、従来の「会員のてびき」が実態に即して見直され、「ファミリーサポートセンター会則(26年4月～)」として制定された。	・活動件数の増加に伴い依頼内容も多様化。サポートセンターだけで解決できないケースもあり、関係機関を交えた支援会議の開催や、他制度の紹介など、よりきめ細かな調整が求められ、コーディネータ業務も増大傾向となっている。	・今後もますますの需要拡大が見込まれる分野であり、コーディネーターの増員も今後の検討課題である。市と定期的な協議を重ねながら、継続して受託運営を行っていく。	・左案をもとに4次計画へ反映。																												
サポートセンター運営状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																		
利用会員登録者数	570	658	665	730	751	597																																																																																		
(うち利用のあった会員)	108	105	102	125	120	63																																																																																		
子育てサポーター登録者数	163	179	186	197	219	225																																																																																		
(うち活動したサポーター)	53	42	43	49	44	32																																																																																		
相談件数	49	252	389	510	682	335																																																																																		
派遣件数	718	472	627	1,055	1,372	876																																																																																		
2 介護機器貸出事業の実施	・制度に合致しない方への貸出事業として、機器のメンテナンス、在庫管理を定期的に行いサービス提供に努める。	<table border="1"> <tr><td>サービス利用状況</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td><td>H26</td></tr> <tr><td>介護機器貸出</td><td>148</td><td>183</td><td>194</td><td>171</td><td>184</td><td>100</td></tr> <tr><td>車椅子(自走)</td><td>59</td><td>85</td><td>61</td><td>70</td><td>70</td><td>38</td></tr> <tr><td>車椅子(介助)</td><td>73</td><td>82</td><td>109</td><td>84</td><td>93</td><td>55</td></tr> <tr><td>電動ベッド</td><td>7</td><td>9</td><td>12</td><td>9</td><td>10</td><td>2</td></tr> <tr><td>エアマット</td><td>2</td><td>2</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>杖</td><td>7</td><td>5</td><td>12</td><td>7</td><td>11</td><td>5</td></tr> <tr><td>緊急訪問入浴サービス</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr> </table>						サービス利用状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	介護機器貸出	148	183	194	171	184	100	車椅子(自走)	59	85	61	70	70	38	車椅子(介助)	73	82	109	84	93	55	電動ベッド	7	9	12	9	10	2	エアマット	2	2	0	1	0	0	杖	7	5	12	7	11	5	緊急訪問入浴サービス	0	0	0	—	—	—	・各事業とも地域の社会資源の状況や需要と照らしあわせながらサービス提供に努めてきた。 ・緊急訪問入浴サービスは、公的サービスの利用普及に伴い平成22年度末をもって終了。車輛は震災断水時に給湯、給水設備を活用後の車検満了をもって廃車とした。	・貸出車輛については、現在保有している6台のうち3台が10年以上経過しているが、新しい車輛の確保は厳しい状況にある。	・安全のための定期的なメンテナンスを徹底するとともに、保有する介護機器、福祉車輛は貸出可能耐用年数を定め、徐々に規模を縮小する。	・左案をもとに4次計画へ反映。																					
サービス利用状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																		
介護機器貸出	148	183	194	171	184	100																																																																																		
車椅子(自走)	59	85	61	70	70	38																																																																																		
車椅子(介助)	73	82	109	84	93	55																																																																																		
電動ベッド	7	9	12	9	10	2																																																																																		
エアマット	2	2	0	1	0	0																																																																																		
杖	7	5	12	7	11	5																																																																																		
緊急訪問入浴サービス	0	0	0	—	—	—																																																																																		
3 緊急訪問入浴サービスの実施	・事業開始から3年間で実績は無いが、入浴車輛の減価償却を迎える23年度までは制度に合致しない方へのサービスとして維持。																																																																																							
4 福祉車両貸出事業の運営	・事業を継続し住民の利便性を確保。 ・貸出車輛の定期的メンテナンスを継続。	<table border="1"> <tr><td>福祉車両貸出事業</td><td>100</td><td>105</td><td>133</td><td>170</td><td>217</td><td>89</td></tr> <tr><td>日産CUBE(低床)</td><td>49</td><td>43</td><td>75</td><td>86</td><td>129</td><td>47</td></tr> <tr><td>トヨタウィッシュ(助手席昇降)</td><td>9</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td></tr> <tr><td>日産セレナ(低床、助手席昇降)</td><td>23</td><td>36</td><td>39</td><td>55</td><td>63</td><td>31</td></tr> <tr><td>ホンダフリード(低床)</td><td>—</td><td>6</td><td>7</td><td>15</td><td>7</td><td>6</td></tr> <tr><td>マツダデミオ(低床)</td><td>19</td><td>16</td><td>10</td><td>12</td><td>16</td><td>4</td></tr> </table> <p>※2台保有</p>						福祉車両貸出事業	100	105	133	170	217	89	日産CUBE(低床)	49	43	75	86	129	47	トヨタウィッシュ(助手席昇降)	9	4	2	2	2	1	日産セレナ(低床、助手席昇降)	23	36	39	55	63	31	ホンダフリード(低床)	—	6	7	15	7	6	マツダデミオ(低床)	19	16	10	12	16	4																																							
福祉車両貸出事業	100	105	133	170	217	89																																																																																		
日産CUBE(低床)	49	43	75	86	129	47																																																																																		
トヨタウィッシュ(助手席昇降)	9	4	2	2	2	1																																																																																		
日産セレナ(低床、助手席昇降)	23	36	39	55	63	31																																																																																		
ホンダフリード(低床)	—	6	7	15	7	6																																																																																		
マツダデミオ(低床)	19	16	10	12	16	4																																																																																		



基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績													事務局内2次評価結果			策定委員会での協議結果																																																					
			事業実施状況		H21	H22	H23	H24	H25	H26	実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)																																																											
必要とされる社会福祉分野別在宅福祉生活支援システムづくり	5 福祉サービス	一人暮らし高齢者交流事業	・さわやか会食、遠足ともに継続して着実実施。 ・民生委員の見守り訪問、連携や要介護予防の情報提供をする場として有効に活用していく。 ・波崎地域では高齢者相談センターの相談事業でのフォローを最大限に活かす。	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">事業実施状況</th> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">さわやか</td> <td>神栖</td> <td>4</td><td>109</td><td>4</td><td>119</td><td>4</td><td>128</td><td>4</td><td>123</td><td>3</td><td>121</td><td>1</td><td>53</td> </tr> <tr> <td>会食会</td> <td>波崎</td> <td>4</td><td>168</td><td>3</td><td>168</td><td>4</td><td>210</td><td>5</td><td>281</td><td>4</td><td>232</td><td>2</td><td>131</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">日帰り</td> <td>神栖</td> <td>1</td><td>60</td><td>1</td><td>63</td><td>1</td><td>59</td><td>1</td><td>77</td><td>1</td><td>44</td><td>1</td><td>55</td> </tr> <tr> <td>遠足会</td> <td>波崎</td> <td>1</td><td>61</td><td>1</td><td>75</td><td>1</td><td>85</td><td>1</td><td>65</td><td>1</td><td>77</td><td>1</td><td>85</td> </tr> </table>	事業実施状況		H21	H22	H23	H24	H25	H26	さわやか	神栖	4	109	4	119	4	128	4	123	3	121	1	53	会食会	波崎	4	168	3	168	4	210	5	281	4	232	2	131	日帰り	神栖	1	60	1	63	1	59	1	77	1	44	1	55	遠足会	波崎	1	61	1	75	1	85	1	65	1	77	1	85	・65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に社会参加や孤独感の解消を目的として、調理ボランティアや演芸ボランティアのご協力をいただきながらの「さわやか会食」と遠足を実施してきた。	・現在は介護保険サービスや市の事業、わくわくサロン活動など高齢者への社会参加の場は様々な形態でつづられ、社協が実施する意味合いは薄れている。 ・波崎地区においては利用者増に伴う会場や交通手段の確保等の課題を抱えている。	・遠足事業については同種の社会資源が整ってきたことをふまえ終結させ、終了時期を検討する。 ・会食事業については協力ボランティアの意見等を踏まえ、今後の存続を判断する。	・左記方針を進めるが、終了の検討と並行して、現参加者にはわくわくサロン等他の事業に関する情報提供を行い、外出、交流の機会を減らさない。
	事業実施状況		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																
	さわやか	神栖	4	109	4	119	4	128	4	123	3	121	1	53																																																										
		会食会	波崎	4	168	3	168	4	210	5	281	4	232	2	131																																																									
	日帰り	神栖	1	60	1	63	1	59	1	77	1	44	1	55																																																										
		遠足会	波崎	1	61	1	75	1	85	1	65	1	77	1	85																																																									
1 居宅介護支援事業所	・中立的公正なケアマネジメント機関を目指し適正な業務運営に取り組む。 ・市居宅閉鎖に伴い後期受入を行う。現利用者の利益の確保という点からもミニマムサービスの維持として継続。	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th> </tr> <tr> <td>居宅介護支援(ケアプラン作成数)</td> <td>1,281</td><td>1,124</td><td>1,040</td><td>1,056</td><td>327</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>障害計画作成(契約＋モニタリング)</td> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>2</td><td>30</td> </tr> </table>	サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	居宅介護支援(ケアプラン作成数)	1,281	1,124	1,040	1,056	327	—	障害計画作成(契約＋モニタリング)	—	—	—	—	2	30	・介護保険開始時(H12)から、担い手不足を懸念する行政の要請に応え事業開始。以降中立的公正なサービス提供を継続した。	・市内社会資源が充足し、本会の役割が果たされたとして、24年度後期に事業継続について協議。理事会で事業終了の決定がされた。	・25年度上半期を明け契約者への説明及び後任事業所への引継ぎを実施し26年3月で事業所を廃止した。																																														
サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																		
居宅介護支援(ケアプラン作成数)	1,281	1,124	1,040	1,056	327	—																																																																		
障害計画作成(契約＋モニタリング)	—	—	—	—	2	30																																																																		
2 訪問介護事業所(介護保険・介護・予防)、障害者居宅介護事業所	・社会資源量の増加にあわせ、市民のミニマムサービスを維持できる最低限の規模で適正なサービス提供を継続実施。 ・研修等によりサービスの質的向上に努めコーディネーターと連携強化を図る。	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th> </tr> <tr> <td>介護保険(介護・予防)</td> <td>3,299</td><td>2,903</td><td>2,583</td><td>2,383</td><td>1,794</td><td>788</td> </tr> <tr> <td>障害者居宅介護</td> <td>1,039</td><td>1,009</td><td>1,033</td><td>1,159</td><td>1,495</td><td>1,117</td> </tr> <tr> <td>軽度生活援助(市受託)</td> <td>331</td><td>246</td><td>206</td><td>460</td><td>451</td><td>300</td> </tr> <tr> <td>移動支援(市受託)</td> <td>16</td><td>16</td><td>15</td><td>20</td><td>7</td><td>0</td> </tr> <tr> <td>養育支援訪問(市受託)</td> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>17</td><td>14</td> </tr> <tr> <td>件数合計</td> <td>4,685</td><td>4,174</td><td>3,837</td><td>4,022</td><td>3,764</td><td>2,219</td> </tr> </table>	サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	介護保険(介護・予防)	3,299	2,903	2,583	2,383	1,794	788	障害者居宅介護	1,039	1,009	1,033	1,159	1,495	1,117	軽度生活援助(市受託)	331	246	206	460	451	300	移動支援(市受託)	16	16	15	20	7	0	養育支援訪問(市受託)	—	—	—	—	17	14	件数合計	4,685	4,174	3,837	4,022	3,764	2,219	・複合的な課題を抱えるケースを中心に、ミニマムサービスの運営規模を維持。職員9割が介護福祉士資格を有し質の向上に努めている。	・市民のミニマムサービスとして社会資源量に併せた事業規模を維持してきたが、26年9月時点で市内の訪問介護事業所数は24事業所となっている。26年度の介護保険改正では要支援者への給付を見直し市町村事業への切替が予定されており、多様なサービス提供者の参入が加速される。市場化されたサービスを社協が継続する必要性は薄れている。	・中立的・公益性を担保し、民間事業を応援する立場にある社協としては、市場化された事業については民間事業者委ねていくという方向性は変わらない。大幅な法改正に向けた市内事業者の動向、法改正に対する市の考え(介護保険計画等)を把握した上で、本会契約型サービスの縮小・終了まで視野に入れた事業所編成をする。	・左案をもとに4次計画へ反映。																	
サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																		
介護保険(介護・予防)	3,299	2,903	2,583	2,383	1,794	788																																																																		
障害者居宅介護	1,039	1,009	1,033	1,159	1,495	1,117																																																																		
軽度生活援助(市受託)	331	246	206	460	451	300																																																																		
移動支援(市受託)	16	16	15	20	7	0																																																																		
養育支援訪問(市受託)	—	—	—	—	17	14																																																																		
件数合計	4,685	4,174	3,837	4,022	3,764	2,219																																																																		
3 軽度生活援助事業の受託(ヘルパー)																																																																								
4 移動支援事業の受託(ヘルパー)	・今後も市は継続実施予定であり、社会資源の増加の増加にあわせ、市民のミニマムサービスを確保する規模での運営を図る。																																																																							
5 養育支援訪問事業の受託(ヘルパー)																																																																								
6 在宅福祉生活支援システムづくり	神栖市老人デイサービスセンターやわらぎ(介護保険制度)(指定管理者)	・指定管理事業者として21年度より3年間実施。今後も安全配慮、善管注意義務を果たす適正な運営に努める。 ・市内社会資源の増加に伴い利用者が定員の半数に留まっている現状を市へ報告。 ・次期指定事業の継続について平成22年度中に方向性を明確にする。	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th> </tr> <tr> <td>老人デイ(介護保険)</td> <td>3,375</td><td>3,033</td><td>2,181</td><td>2,154</td><td>1,556</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>生きがいデイ(市受託)</td> <td>200</td><td>35</td><td>0</td><td>0</td><td>42</td><td>—</td> </tr> <tr> <td>障害者デイ</td> <td>1,777</td><td>1,708</td><td>1,712</td><td>1,831</td><td>1,850</td><td>1,210</td> </tr> <tr> <td>障害者デイ(基準該当放課後デイ)</td> <td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>51</td> </tr> <tr> <td>デイサービス(延べ利用人数)</td> <td>5,352</td><td>4,776</td><td>3,893</td><td>3,985</td><td>3,448</td><td>1,261</td> </tr> <tr> <td>(デイサービス営業日数)</td> <td>310日</td><td>293日</td><td>301日</td><td>309日</td><td>308日</td><td>157日</td> </tr> <tr> <td>(1日あたりの平均利用人数)</td> <td>17.3</td><td>16.3</td><td>12.9</td><td>12.9</td><td>11.2</td><td>8.0</td> </tr> <tr> <td>(うち障害者デイの1日平均)</td> <td>5.7</td><td>5.8</td><td>5.7</td><td>5.9</td><td>6.0</td><td>7.7</td> </tr> </table> <p>※東日本大震災による事業休止：平成23年3月12日～4月3日 上下水道復旧までの間仮運営：平成23年4月4日～5月31日</p>	サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	老人デイ(介護保険)	3,375	3,033	2,181	2,154	1,556	—	生きがいデイ(市受託)	200	35	0	0	42	—	障害者デイ	1,777	1,708	1,712	1,831	1,850	1,210	障害者デイ(基準該当放課後デイ)	—	—	—	—	—	51	デイサービス(延べ利用人数)	5,352	4,776	3,893	3,985	3,448	1,261	(デイサービス営業日数)	310日	293日	301日	309日	308日	157日	(1日あたりの平均利用人数)	17.3	16.3	12.9	12.9	11.2	8.0	(うち障害者デイの1日平均)	5.7	5.8	5.7	5.9	6.0	7.7	・12年10月の事業所開設より運営を担う。18年度からは指定管理者として適正運営に努めてきた。	・市内社会資源の充実に伴い利用者の減少が続く震災のため休止期間があった23年以降からは利用者が定員の半数に留まっていた。	・市直営事業所の公的役割は終了したとして指定管理期間満了の25年度をもって事業所廃止が市より決定された。	・左案をもとに4次計画へ反映。		
サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																		
老人デイ(介護保険)	3,375	3,033	2,181	2,154	1,556	—																																																																		
生きがいデイ(市受託)	200	35	0	0	42	—																																																																		
障害者デイ	1,777	1,708	1,712	1,831	1,850	1,210																																																																		
障害者デイ(基準該当放課後デイ)	—	—	—	—	—	51																																																																		
デイサービス(延べ利用人数)	5,352	4,776	3,893	3,985	3,448	1,261																																																																		
(デイサービス営業日数)	310日	293日	301日	309日	308日	157日																																																																		
(1日あたりの平均利用人数)	17.3	16.3	12.9	12.9	11.2	8.0																																																																		
(うち障害者デイの1日平均)	5.7	5.8	5.7	5.9	6.0	7.7																																																																		
7 生きがい支援通所事業の受託(老人デイ)																																																																								
8 神栖市障害者デイサービスセンターのぞみ(指定管理者)	・指定管理者として適正運営に努める。 ・利用者数が定員の約1/3である現状と医療行為に対応できる社会資源を増やすための福祉施設情報を市へ提供。 ・次期指定事業の継続について平成22年度中に方向性を明確にする。	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th> </tr> <tr> <td>延べ利用人数</td> <td>4,970</td><td>4,764</td><td>4,378</td><td>4,087</td><td>3,905</td><td>2,270</td> </tr> <tr> <td>(福祉作業所の営業日数)</td> <td>240日</td><td>231日</td><td>242日</td><td>242日</td><td>243日</td><td>125日</td> </tr> <tr> <td>(1日あたりの利用人数)</td> <td>20.7</td><td>20.6</td><td>18.1</td><td>16.9</td><td>16.1</td><td>18.2</td> </tr> <tr> <td>年間事業収入(単位：千円)</td> <td>2,783</td><td>2,797</td><td>2,441</td><td>2,416</td><td>947</td><td>849</td> </tr> <tr> <td>通所者一人あたりの工賃月額(円)</td> <td>5,898</td><td>6,358</td><td>5,493</td><td>6,295</td><td>2,897</td><td>4,268</td> </tr> </table> <p>※東日本大震災による事業休止：平成23年3月12日～3月30日 建物修復完了までの間仮運営：平成23年3月31日～25年3月31日</p>	サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	延べ利用人数	4,970	4,764	4,378	4,087	3,905	2,270	(福祉作業所の営業日数)	240日	231日	242日	242日	243日	125日	(1日あたりの利用人数)	20.7	20.6	18.1	16.9	16.1	18.2	年間事業収入(単位：千円)	2,783	2,797	2,441	2,416	947	849	通所者一人あたりの工賃月額(円)	5,898	6,358	5,493	6,295	2,897	4,268	・障害者デイサービスの機能を維持し、26年度からは県指定の生活介護事業所を運営する指定管理者となる。(1年目/5年間) ・H26利用者目標：1人/日	・指定管理者の収入が利用料金制となし、半期実績では目標利用者数に達しない。プログラムの工夫、見学会、広報、関係機関へのPR等を行うが利用増には至らず、利用者獲得・赤字解消が最大の課題となっている。	・利用者増強を図り、安定的な運営に努め、一人でも多くの方の豊かな日中生活支援サービスに努めていく。 ・民間に開放され市場化された分野への取り組みは、社会資源の充足に合わせ終了させていく方向性は指定管理事業においても同様である。	・利用者の確保はもちろんだが、サービスを必要とする障害者が等しくサービス受けられる体制整備(計画相談事業の限度拡大)も課題と捉え、社協が出来る部分を検討する。																								
サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																		
延べ利用人数	4,970	4,764	4,378	4,087	3,905	2,270																																																																		
(福祉作業所の営業日数)	240日	231日	242日	242日	243日	125日																																																																		
(1日あたりの利用人数)	20.7	20.6	18.1	16.9	16.1	18.2																																																																		
年間事業収入(単位：千円)	2,783	2,797	2,441	2,416	947	849																																																																		
通所者一人あたりの工賃月額(円)	5,898	6,358	5,493	6,295	2,897	4,268																																																																		
9 神栖市福祉作業所きぼりの家(指定管理者)	・市の独自事業として平成6年開所。21年度から社協が再度指定管理者選定。 ・安定した事業収入、通所者工賃を確保できている。定例事業も計画通り実施。 ・指定期間終了後の事業継続を社協が担うべきかどうか、第3次地域福祉活動計画の中で方向性を明らかにする。	<table border="1"> <tr> <th>サービスの種類</th> <th>H21</th><th>H22</th><th>H23</th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th> </tr> <tr> <td>延べ利用人数</td> <td>4,970</td><td>4,764</td><td>4,378</td><td>4,087</td><td>3,905</td><td>2,270</td> </tr> <tr> <td>(福祉作業所の営業日数)</td> <td>240日</td><td>231日</td><td>242日</td><td>242日</td><td>243日</td><td>125日</td> </tr> <tr> <td>(1日あたりの利用人数)</td> <td>20.7</td><td>20.6</td><td>18.1</td><td>16.9</td><td>16.1</td><td>18.2</td> </tr> <tr> <td>年間事業収入(単位：千円)</td> <td>2,783</td><td>2,797</td><td>2,441</td><td>2,416</td><td>947</td><td>849</td> </tr> <tr> <td>通所者一人あたりの工賃月額(円)</td> <td>5,898</td><td>6,358</td><td>5,493</td><td>6,295</td><td>2,897</td><td>4,268</td> </tr> </table> <p>※東日本大震災による事業休止：平成23年3月12日～3月30日 建物修復完了までの間仮運営：平成23年3月31日～25年3月31日</p>	サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26	延べ利用人数	4,970	4,764	4,378	4,087	3,905	2,270	(福祉作業所の営業日数)	240日	231日	242日	242日	243日	125日	(1日あたりの利用人数)	20.7	20.6	18.1	16.9	16.1	18.2	年間事業収入(単位：千円)	2,783	2,797	2,441	2,416	947	849	通所者一人あたりの工賃月額(円)	5,898	6,358	5,493	6,295	2,897	4,268	・作業所機能を維持し、県指定の生活介護及び就労継続支援B型の多機能型事業所を運営する指定管理者となる。(1年目/5年間) ・H26利用者目標：2人/日	・初年度半期実績においては目標者数には到達したが、指定管理期間を通じての目標達成には利用者獲得による安定運営に大きな課題がある。 ・作業工程を細分化し利用者の適正に応じた支援を行い、作業を評価し、各々の能力に応じ工賃に反映させていく。しかし、安定的な工賃支給には恒常的な事業収入の確保が課題となる。	・生活介護事業は、より多くの利用者確保することで介護給付費増(減収分の補填)を目指す。 ・就労B型事業は、安定的な事業収入を確保し工賃の向上に努めていく。また、障害者優先調達推進法に基づく新たな作業依頼等を受注し増収に努める。	・左案をもとに4次計画へ反映。																								
サービスの種類	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																		
延べ利用人数	4,970	4,764	4,378	4,087	3,905	2,270																																																																		
(福祉作業所の営業日数)	240日	231日	242日	242日	243日	125日																																																																		
(1日あたりの利用人数)	20.7	20.6	18.1	16.9	16.1	18.2																																																																		
年間事業収入(単位：千円)	2,783	2,797	2,441	2,416	947	849																																																																		
通所者一人あたりの工賃月額(円)	5,898	6,358	5,493	6,295	2,897	4,268																																																																		

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績						事務局内2次評価結果			策定委員会での協議結果			
									実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)				
7 協力機関への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同募金運動への協力</li> <li>県・県協・職連協事業等への参加、協力</li> <li>福祉関係団体の自主運営の側面的支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(共募)戸別募金は従来の名簿方式に加え、封筒方式、行政区一括方式を導入。今後も行政区の意向を尊重。街頭募金は今後募金箱設置を募る。</li> <li>(県協力)広域レベルの福祉増進に向け参加、協力。</li> <li>(福祉団体)事業の着実な実施にあたり今後も団体の自主・自立を妨げない範囲の支援を続ける。</li> </ul>	(Ⅱ-7-1関係) 共同募金運動の実績 (単位:円)						<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度より、募金運動の中心を行政区を通じて行う個別募金から市内全域で展開する募金箱募金への転換を図った。</li> <li>県、県協、職連協については、災害時の相互協力体制についての横の連携を深めた。</li> <li>平成25年よりシニア連、身障協、遺族会と団体事務に関する協定書を締結し事務局の役割を明確化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共同募金は大きく方向転換を図ったが、募金箱募金の趣旨が地域全体に浸透するまでには時間を要する。他の募金方法も合わせて協力を呼びかけていくことが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PR強化や各種イベントでの街頭募金や職域募金への協力をお願い、募金機能付自販機設置を促進など募金しやすい環境を整えていく。</li> <li>県、県協、職連協については連携強化を継続する。</li> <li>福祉関係団体には、事務協定に基づき実情にあわせた側面的支援を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>			
			21年度 22年度 23年度 24年度 25年度												
			戸別募金	7,699,890	7,597,615	7,118,530	6,760,810	31,500							
募金箱	5,374	8,393	64,551	262,505	377,402										
職域・街頭	57,387	33,119	36,448	44,280	55,246										
計	7,762,651	7,639,127	7,219,529	7,067,595	464,148										
市民活動・当事者活動の応援	<ul style="list-style-type: none"> <li>交流サロンの運営、ボランティア相談と支援</li> <li>側面的な応援態勢の整備</li> <li>福祉活動基金の運用</li> <li>ボランティア・市民活動グループの交流</li> <li>ふれ愛フェスティバルの開催</li> <li>神戸市社協会長顕彰・福祉感謝会の実施</li> <li>福祉専門講座・ボランティア養成講座開催</li> <li>新しい活動家の開拓</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社協の「連絡調整機能」により具体的、かつコミュニティワーク専門職として効果的に発揮し、既存活動者の応援、新活動家開拓に取り組む。</li> <li>市内に様々な「テーマ別地域活動主体」が誕生するような仕組みをつくる。また、少数派故に社会化されない課題を発見し社会化、解決に向けたつながりをつくる。</li> <li>交流サロン(保健・福祉会館内)はボランティア情報収集、発信の拠点機能として充実させる。コーディネーターが相談、斡旋など調整と交流事業を通じて、グループや団体が連携できる機会を提供する。</li> <li>社協が広く深い情報源となることで、各団体の活動充実に向けたシンクタンク、コンサルティング機能を発揮。活動資金の支援に関しては、新規設立団体や先駆的事業への応援を重視。</li> <li>交流事業を通じてボランティアグループや市民団体が連携できる機会を提供。</li> <li>広報等で活動を随時PR。</li> <li>H22で20回。ボラ交流と市民啓発という目的は達成。以後は開催にこだわらず、あり方、他の手段等を検討する。</li> <li>H21に第1回感謝会初開催。今後も顕彰+記念事業という形態で継続。記念事業のテーマは「福祉」に絞り込む。</li> <li>既存の活動メニューにとらわれず、社会福祉の分野で、今必要と思われる活動を常に考え、相談窓口へ寄せられる市民からの活動要望にも柔軟に対応し、ボランティア・市民活動の裾野を広げる。</li> </ul>	(Ⅲ-1-1関係) ボランティア登録状況						<ul style="list-style-type: none"> <li>既存活動者への応援は計画通り実施。災害VC運営や新スタイルでの講座実施により新しい活動家の開拓につながる。</li> <li>「テーマ別地域活動主体」への関わりは既存のわくわくサロン、当事者グループ等への側面支援に留まる。</li> <li>(ボランティア登録)H22で波崎地域女性の会が解散し、登録人員が大幅減。他にも会員の高齢化から活動休止、登録を見合わせる団体があり、登録数は減少傾向。</li> <li>(ボランティア相談)年度によって件数の変動はあるが相談内容に大きな変化はない。</li> <li>(ボランティアセンターマガジン創刊(H23)により「広報による応援」体制は充実。</li> <li>基金助成はH23以降助成限度額を大幅削減。一方で「地区サロン(H21)」「当事者グループ(H25)」も対象にするなど、市民活動全般を応援できる仕組みに変更。</li> <li>ボランティア集会は22年度で終了。ボランティア顕彰を盛り込んだ「福祉感謝会」へ切替。</li> <li>東日本大震災以後、大規模イベントの在り方を見直し。「福祉感謝会」の充実に向き転換。</li> <li>保健・福祉会館を会場に不特定多数市民を対象とした社協独自事業として定着しつつある。</li> <li>市民生活に直結した技術や趣味の延長からボランティア活動に発展させる手法で講座を開催した結果、今までボランティア活動の経験のない方や幅広い年齢層を獲得することができた。</li> <li>長年の課題だった高校生へのアプローチも「進路アシストカレッジ」として事業化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>講座や交流会等の企画、サロン立ち上げ等地域に根ざした活動を計画的に推進するには職員数が不足し、現状維持に留まった事業もある。</li> <li>継続すべき事業、業務を整理し、企画部門、地域活動部門に注力できる体制を部々、</li> <li>今後も交流サロンを拠点とし、福祉系ボランティアの情報発信、登録斡旋機能を継続充実する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>				
			(Ⅲ-1-1関係) ボランティア相談(件数)												
			相談内容	H21	H22	H23	H24	H25				H26			
			1 ボランティア活動、保険	223	219	179	159	191				96			
			2 福祉活動基金	4	1	9	2	6				1			
			3 善意銀行	51	54	42	34	37				12			
			4 災害時対応(災害VC以外)	0	26	5	0	0				0			
5 広報啓発	37	34	13	9	13	4									
6 イベント、講座	13	5	4	2	1	2									
7 一人暮らし高齢者交流	5	47	15	16	27	16									
8 その他	34	50	37	36	24	11									
合計	367	436	304	258	299	142									
(Ⅲ-1-1関係) ボランティア相談(件数)															
相談内容	H21	H22	H23	H24	H25	H26									
1 ボランティア活動、保険	223	219	179	159	191	96									
2 福祉活動基金	4	1	9	2	6	1									
3 善意銀行	51	54	42	34	37	12									
4 災害時対応(災害VC以外)	0	26	5	0	0	0									
5 広報啓発	37	34	13	9	13	4									
6 イベント、講座	13	5	4	2	1	2									
7 一人暮らし高齢者交流	5	47	15	16	27	16									
8 その他	34	50	37	36	24	11									
合計	367	436	304	258	299	142									
(Ⅲ-1-3関係) 福祉活動基金助成(件数)															
福祉活動基金助成(件数)	H21	H22	H23	H24	H25	H26									
ボランティアグループ	13	18	11	9	7	5									
サロン活動、当事者活動	3	3	4	1	1	1									
ボランティア協力校	11	12	11	14	15	11									
合計	27	33	26	24	23	17									
(Ⅲ-1-4～6関係) ボランティア交流、市民啓発事業の開催(延べ参加者数)															
事業名	H21	H22	H23	H24	H25	H26									
ふれ愛フェスティバル	5,000	7,000	-	-	-	-			2月予定						
福祉感謝会	136	140	79	149	106										
介護教室	151	136	-	-	-	-									
ボランティア集会	73	50													
わくわくサロン交流会	13				19										
(Ⅲ-1-4～6関係) ボランティア交流、市民啓発事業の開催(延べ参加者数)															
事業名	H21	H22	H23	H24	H25	H26									
ふれ愛フェスティバル	5,000	7,000	-	-	-	-			2月予定						
福祉感謝会	136	140	79	149	106										
介護教室	151	136	-	-	-	-									
ボランティア集会	73	50													
わくわくサロン交流会	13				19										
(Ⅲ-1-4～6関係) ボランティア交流、市民啓発事業の開催(延べ参加者数)															
講座の名称・述参加者数	H21	H22	H23	H24	H25	H26									
防災ボランティア養成研修会	21														
傾聴講座		28	16												
ボランティア体験月間(7,8月)	49	52	59												
庭木の剪定講座(うるかみす)			20												
お掃除の技講座(うるかみす)				27											
高校生の進路アシストカレッジ				20	10	5									
メイクボランティア講座				33	19	18			11/19開催						
パネルアート教室				57	45	32									
合計	70	80	95	137	74	55									

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績	事務局内2次評価結果																																													
				実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)	策定委員会での協議結果																																										
市民活動・当事者活動の応援	9 災害時対応を想定したネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害ボランティアセンター(VC)立上げマニュアル」を元に、災害時に協力できるボランティアを育成しつつ、既存のボランティア団体が、災害時の要援護者支援の分野で関われる部分を、お互いの共通理解のもとに確認しあい、実現可能なネットワークを構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市災害ボランティアセンターの運営(東日本大震災時)</li> <li>設置期間 平成23年3月23日～5月11日(支援活動は6月8日まで継続)</li> <li>対応実績 要望件数 432件(うち現地調査実施31件)</li> <li>派遣対応 402件(ほか要望者がキャンセル23件。対応不可7件)</li> </ul> <table border="1"> <caption>災害ボランティア派遣・活動実績</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>件数</th> <th>活動者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 高齢者世帯への飲料水、生活用水宅配</td><td>168件</td><td>132人</td></tr> <tr><td>2 市内仮設トイレの清掃</td><td>104件</td><td>44人</td></tr> <tr><td>3 市内の仮設給水所で市民への給水を支援</td><td>52件</td><td>167人</td></tr> <tr><td>4 移動入浴車両により新生児のいる世帯へお湯提供</td><td>34件</td><td>34人</td></tr> <tr><td>5 移動入浴車両により要援護世帯への入浴用お湯提供</td><td>14件</td><td>15人</td></tr> <tr><td>6 福祉施設での交流、給水活動</td><td>10件</td><td>12人</td></tr> <tr><td>7 震災ごみ受入所(日川浜)での搬入補助活動</td><td>5件</td><td>15人</td></tr> <tr><td>8 浸水、損壊した家屋から家財等を搬出</td><td>4件</td><td>11人</td></tr> <tr><td>9 移動美容室(特殊車両)によるヘアカット、シャンプー</td><td>3件</td><td>3人</td></tr> <tr><td>10 市内入浴施設で視覚障害者の入浴付き添い</td><td>3件</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11 避難所(平泉コミセン)での炊き出し</td><td>1件</td><td>24人</td></tr> <tr><td>12 その他(職員による対応)</td><td>4件</td><td>0人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>402件</td><td>460人</td></tr> </tbody> </table>		件数	活動者数	1 高齢者世帯への飲料水、生活用水宅配	168件	132人	2 市内仮設トイレの清掃	104件	44人	3 市内の仮設給水所で市民への給水を支援	52件	167人	4 移動入浴車両により新生児のいる世帯へお湯提供	34件	34人	5 移動入浴車両により要援護世帯への入浴用お湯提供	14件	15人	6 福祉施設での交流、給水活動	10件	12人	7 震災ごみ受入所(日川浜)での搬入補助活動	5件	15人	8 浸水、損壊した家屋から家財等を搬出	4件	11人	9 移動美容室(特殊車両)によるヘアカット、シャンプー	3件	3人	10 市内入浴施設で視覚障害者の入浴付き添い	3件	3人	11 避難所(平泉コミセン)での炊き出し	1件	24人	12 その他(職員による対応)	4件	0人	合計	402件	460人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災時はマニュアルに基づき災害VCを立ち上げ、今まで関わりの少なかった市民層からも多数のボランティア登録があり、市内の支援団体との連携も促進された。</li> <li>・VC運営の経験と、市地域防災計画改訂(災害時における社協の役割が明確化)をふまえ、26年3月に立ち上げマニュアルを再編した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力ボランティアの育成は自社協で実施できず、茨城県社協主催の養成講座に委ねる結果となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア養成は茨城県社協と連携する形で継続し、災害時に備えた行政はじめ関係機関との役割分担、共通理解を深める取り組みを平時より行う。</li> <li>・再編後のマニュアルにもとづくセンター立ち上げの図上訓練を定期的に変更し本会職員の動きを確認・点検する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>・今後も地域防災計画改訂に合わせ立ち上げマニュアルの見直しを継続する。</li> </ul>
		件数	活動者数																																														
	1 高齢者世帯への飲料水、生活用水宅配	168件	132人																																														
2 市内仮設トイレの清掃	104件	44人																																															
3 市内の仮設給水所で市民への給水を支援	52件	167人																																															
4 移動入浴車両により新生児のいる世帯へお湯提供	34件	34人																																															
5 移動入浴車両により要援護世帯への入浴用お湯提供	14件	15人																																															
6 福祉施設での交流、給水活動	10件	12人																																															
7 震災ごみ受入所(日川浜)での搬入補助活動	5件	15人																																															
8 浸水、損壊した家屋から家財等を搬出	4件	11人																																															
9 移動美容室(特殊車両)によるヘアカット、シャンプー	3件	3人																																															
10 市内入浴施設で視覚障害者の入浴付き添い	3件	3人																																															
11 避難所(平泉コミセン)での炊き出し	1件	24人																																															
12 その他(職員による対応)	4件	0人																																															
合計	402件	460人																																															
	10 住民参加型在宅福祉サービス「うるかみず」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協会員定例会を利用した交流会、フォローアップ研修を行い、引き続きサービスの質の向上を図る。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員数及び活動件数</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>利用会員数</td><td>41</td><td>49</td><td>56</td><td>68</td><td>64</td><td>49</td></tr> <tr><td>協会員数</td><td>27</td><td>30</td><td>30</td><td>29</td><td>28</td><td>28</td></tr> <tr><td>相談件数</td><td>61</td><td>125</td><td>201</td><td>246</td><td>229</td><td>84</td></tr> <tr><td>活動件数</td><td>548</td><td>728</td><td>910</td><td>798</td><td>820</td><td>428</td></tr> </tbody> </table>	会員数及び活動件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26	利用会員数	41	49	56	68	64	49	協会員数	27	30	30	29	28	28	相談件数	61	125	201	246	229	84	活動件数	548	728	910	798	820	428	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法改正により制度非該当となった世帯への家事支援ケースを中心に実績が上がっている。</li> <li>・H24より会員への利用満足度アンケートを定期実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H27介護保険制度改正に伴い本事業利用ニーズがどの程度増加するのかわからない。</li> <li>・件数増加、支援要望の多様化によりコーディネート業務量が増大している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度から外れた要支援世帯の受け皿として、市でも有償サービスを始める予定。本事業と役割を整理できるように連携を継続。</li> <li>・コーディネート業務に注力できる環境を整備(他事業の規模見直し)する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>							
会員数及び活動件数	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																											
利用会員数	41	49	56	68	64	49																																											
協会員数	27	30	30	29	28	28																																											
相談件数	61	125	201	246	229	84																																											
活動件数	548	728	910	798	820	428																																											
	1 わくわくサロンづくりの積極的展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者サロン、子育てサロンを合わせ、毎年3カ所の増設を目指し、平成26年度には市内24カ所設置を達成する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>わくわくサロンの展開</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>高齢者サロン(神栖)</td><td>6</td><td>7</td><td>7</td><td>7</td><td>9</td><td>9</td></tr> <tr><td>高齢者サロン(波崎)</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>5</td><td>5</td><td>5</td></tr> <tr><td>子育てサロン</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>11</td><td>13</td><td>13</td><td>13</td><td>15</td><td>15</td></tr> </tbody> </table>	わくわくサロンの展開	H21	H22	H23	H24	H25	H26	高齢者サロン(神栖)	6	7	7	7	9	9	高齢者サロン(波崎)	3	4	4	5	5	5	子育てサロン	2	2	2	1	1	1	計	11	13	13	13	15	15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロンはこの5年の間に7カ所誕生(3カ所終了)にとどまった。ただ広報やPRを続けたこともあり、数は少ないが自発的に新規サロンが立ち上がっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サロン同士のネットワークづくりには取り組めたが、サロンリーダー養成やサロンづくりのノウハウを学ぶ講座企画など、サロン増を推進するには人員が不足している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存サロンへは今後も側面的支援を継続。</li> <li>・サロン担当者の業務を整理し、サロン交流会、サロン立ち上げ講座などの企画を定期実施していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>・市と連携しながらサロン増、回数増のための支援策を検討する。</li> </ul>							
わくわくサロンの展開	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																											
高齢者サロン(神栖)	6	7	7	7	9	9																																											
高齢者サロン(波崎)	3	4	4	5	5	5																																											
子育てサロン	2	2	2	1	1	1																																											
計	11	13	13	13	15	15																																											
	2 福祉教育出前講座の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校を中心に、ボランティアの参画のもと、世代を超えた活動主体の醸成をめざす。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>福祉教育出前講座</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>相談件数</td><td>19</td><td>19</td><td>16</td><td>17</td><td>15</td><td>14</td></tr> <tr><td>実施回数</td><td>43</td><td>25</td><td>20</td><td>27</td><td>27</td><td>16</td></tr> <tr><td>延べ体験者数</td><td>2,140</td><td>1,778</td><td>1,329</td><td>1,867</td><td>1,960</td><td>1,198</td></tr> <tr><td>延べ協力者(ボランティア等)数</td><td>187</td><td>134</td><td>189</td><td>194</td><td>170</td><td>72</td></tr> </tbody> </table>	福祉教育出前講座	H21	H22	H23	H24	H25	H26	相談件数	19	19	16	17	15	14	実施回数	43	25	20	27	27	16	延べ体験者数	2,140	1,778	1,329	1,867	1,960	1,198	延べ協力者(ボランティア等)数	187	134	189	194	170	72	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学区のシニアクラブへ協力頂くことで世代を超えた交流を図った。体験講座だけでなく、福祉講話やグループワークなどを織り交ぜ、児童生徒自らの気づきを促す関わりを持つことにより、「福祉」への興味関心が高くなる結果へと繋がった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習指導要領改訂(H23)に伴い「総合的な学習」時間が短縮され、体験型のメニューを組みにくくなっている。限られた時間内で有効なプログラムを学校へ提示できるかが課題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい活動家開拓に向けた一歩目のアプローチとして今後も継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>							
福祉教育出前講座	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																											
相談件数	19	19	16	17	15	14																																											
実施回数	43	25	20	27	27	16																																											
延べ体験者数	2,140	1,778	1,329	1,867	1,960	1,198																																											
延べ協力者(ボランティア等)数	187	134	189	194	170	72																																											
	3 当事者グループ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度のハザマや社会資源の少なさにより、生活課題が解決できず、専門機関による支援も入りにくい分野をターゲットに、課題の発見から当事者の声を取り入れながらの「つながりづくり」、啓発を通じた課題の社会化など、積極的に展開する。</li> </ul>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>グループ名</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>介護者の会「わかほ」</td><td>20</td><td>15</td><td>12</td><td>12</td><td>12</td><td>6</td></tr> <tr><td>アスペルガー症候群を考える会</td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>高次脳機能障害を考える会</td><td>4</td><td>12</td><td>10</td><td>12</td><td>11</td><td>6</td></tr> <tr><td>精神障害者家族の集い</td><td>12</td><td>11</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>0</td></tr> </tbody> </table> <p>※社協が関係している(いた)グループ</p>	グループ名	H21	H22	H23	H24	H25	H26	介護者の会「わかほ」	20	15	12	12	12	6	アスペルガー症候群を考える会	11						高次脳機能障害を考える会	4	12	10	12	11	6	精神障害者家族の集い	12	11	6	5	4	0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本会と関わりが強いグループや市内で自主的に組織されている当事者グループ、他機関が運営主体となっているグループまで、情報の収集を積極的に行い、社協ニュースへの掲載等によりグループ活動の側面的支援を実施。実際に窓口相談から当事者グループに結びつけたケースもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ組織化に至っていない生活課題を取り上げ、社会化・組織化を展開することができていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存グループに対しては対等の立場での側面的支援を継続。</li> <li>・市内外を問わず、当事者グループの把握と情報収集を継続し、相談からグループへの橋渡しや当事者同士をつなげられる機関としての機能を強化する。</li> <li>・地域ネットワーク勉強会で、まだ組織化に至っていない生活課題をテーマに取り上げる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左案をもとに4次計画へ反映。</li> <li>・運営までは介入せず、側面的支援を中心とする。</li> </ul>							
グループ名	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																											
介護者の会「わかほ」	20	15	12	12	12	6																																											
アスペルガー症候群を考える会	11																																																
高次脳機能障害を考える会	4	12	10	12	11	6																																											
精神障害者家族の集い	12	11	6	5	4	0																																											

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績	事務局内2次評価結果																																																																																																					
				実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)	策定委員会での協議結果																																																																																																		
基本項目	専門職集団としての事務局強化	<p>・社協による先駆的取り組みによらなければ新たな社会資源の創設につながらないといった分野へコミットしていくために、福祉専門職で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化していく。</p>	<p>(IV-1関係) 社会福祉士、精神保健福祉士資格取得者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉士</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>12</td> <td></td> </tr> <tr> <td>精神保健福祉士</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(正職員の人数)</td> <td>19</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>(IV-2関係) 事務局組織及び職員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神栖本所総務</td> <td>6</td> <td>6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 地域福祉推進</td> <td>7</td> <td>7</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 〃 (派遣)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>〃 在宅福祉(ケアマネ)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 (ヘルパー)</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 (デイ)</td> <td>29</td> <td>32</td> <td>31</td> <td>29</td> <td>27</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>〃 〃 (作業所)</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>波崎支所</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>73</td> <td>78</td> <td>77</td> <td>74</td> <td>69</td> <td>67</td> </tr> </tbody> </table>		H21	H22	H23	H24	H25	H26	社会福祉士	8	8	8	9	12		精神保健福祉士	4	5	6	8	8		(正職員の人数)	19	18	18	18	18	18		H21	H22	H23	H24	H25	H26	神栖本所総務	6	6					〃 地域福祉推進	7	7					〃 〃 (派遣)	1	1	1	1	1	3	〃 在宅福祉(ケアマネ)	3	3	3	4	1	-	〃 〃 (ヘルパー)	10	9	9	9	9	9	〃 〃 (デイ)	29	32	31	29	27	22	〃 〃 (作業所)	10	10	10	8	8	13	波崎支所	7	10	11	11	11	9	計	73	78	77	74	69	67	<p>・事務局機構改編、給与規程改正などを具体化。専門資格を保有する職員数も増えた。</p> <p>・東日本大震災以降市の財政事情が急変したことを受け社協の財政も悪化(事業費助成カット等)した。</p>	<p>・2次計画で「本会の存在理由、あるべき姿を全ての職員が理解するための研修体系強化」を掲げ、3次計画ではその基盤となる事務局の機能強化に、個々の職員の力量強化と併せ取り組んできたが、全てが完全に達成されたわけではない。</p> <p>・個々の力量強化と並行して、福祉専門職の人員確保(増員)にも取り組まないと目標達成には至らない。</p>	<p>・今後は社協の存在意義を職員が理解するだけでなく、わかりやすく法人外にも示し、行政や市民に理解を得る努力が必要。職員の完全専門職化とあわせ、積極的に推進する。</p> <p>・法人に求められた役割、役割を果たすための事業展開に必要な人材や資金の計画的・安定的確保に向け努力する。</p>	<p>・左案をもとに4次計画へ反映。</p>
		H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																		
	社会福祉士	8	8	8	9	12																																																																																																			
精神保健福祉士	4	5	6	8	8																																																																																																				
(正職員の人数)	19	18	18	18	18	18																																																																																																			
	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																			
神栖本所総務	6	6																																																																																																							
〃 地域福祉推進	7	7																																																																																																							
〃 〃 (派遣)	1	1	1	1	1	3																																																																																																			
〃 在宅福祉(ケアマネ)	3	3	3	4	1	-																																																																																																			
〃 〃 (ヘルパー)	10	9	9	9	9	9																																																																																																			
〃 〃 (デイ)	29	32	31	29	27	22																																																																																																			
〃 〃 (作業所)	10	10	10	8	8	13																																																																																																			
波崎支所	7	10	11	11	11	9																																																																																																			
計	73	78	77	74	69	67																																																																																																			
基本項目	1. 職員意識の向上	<p>・全ての実施項目における共通部分であり、あらゆる活動の出発点となる「総合相談機能」を、最も効果的に発揮できる形態を、組織づくりの根幹に置き、相談対応は全て一元化する。</p> <p>・福祉専門職(社会福祉士・精神保健福祉士)で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化。</p>	<p>(IV-2関係) 職員の年齢分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>うち正職員</th> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>うち正職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～25歳</td> <td>0</td> <td></td> <td>～25歳</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26～30歳</td> <td>8</td> <td>★★★</td> <td>26～30歳</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31～35歳</td> <td>10</td> <td>★★★★★</td> <td>31～35歳</td> <td>5</td> <td>★★★</td> </tr> <tr> <td>36～40歳</td> <td>11</td> <td>★★★★★</td> <td>36～40歳</td> <td>10</td> <td>★★★★★</td> </tr> <tr> <td>41～45歳</td> <td>11</td> <td>★★★★★</td> <td>41～45歳</td> <td>11</td> <td>★★★★★</td> </tr> <tr> <td>46～50歳</td> <td>16</td> <td>★</td> <td>46～50歳</td> <td>12</td> <td>★★★★★</td> </tr> <tr> <td>51～55歳</td> <td>10</td> <td></td> <td>51～55歳</td> <td>12</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>56～60歳</td> <td>5</td> <td>★</td> <td>56～60歳</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61歳～</td> <td>3</td> <td></td> <td>61歳～</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均年齢</td> <td>43.5歳</td> <td>(正職員38.1歳)</td> <td>平均年齢</td> <td>47.7歳</td> <td>(正職員41.9歳)</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	総数	うち正職員	年齢	総数	うち正職員	～25歳	0		～25歳	0		26～30歳	8	★★★	26～30歳	2		31～35歳	10	★★★★★	31～35歳	5	★★★	36～40歳	11	★★★★★	36～40歳	10	★★★★★	41～45歳	11	★★★★★	41～45歳	11	★★★★★	46～50歳	16	★	46～50歳	12	★★★★★	51～55歳	10		51～55歳	12	★	56～60歳	5	★	56～60歳	8		61歳～	3		61歳～	7		平均年齢	43.5歳	(正職員38.1歳)	平均年齢	47.7歳	(正職員41.9歳)	<p>・正職員18名中、社会福祉士12名(第3次計画目標:25年度中に15名)、精神保健福祉士8名(同:10名)。なお27年1月の受験予定者が5名(社)、4名(精)いる。</p> <p>・給与規程の改正や自主研修助成事業の結果、正職員の国家資格保有が標準化され、職員の国家資格取得への意識が向上。</p> <p>・職員倫理綱領は「職員行動原則」として平成23年度に作成、明示した。</p>	<p>・職員が、取得した資格を元に、市民の福祉増進にどのように寄与していくか、そういう意識を持っているかが今後重要となってくる。</p>	<p>・精神保険福祉士の自主研修助成事業については今後も通信教育を受講する職員が今後あり、行政からの精神保健福祉士派遣の要望も見込まれることから、第4次計画期間中も継続する。</p>	<p>・左案をもとに4次計画へ反映。</p>																																
	年齢	総数	うち正職員	年齢	総数	うち正職員																																																																																																			
	～25歳	0		～25歳	0																																																																																																				
26～30歳	8	★★★	26～30歳	2																																																																																																					
31～35歳	10	★★★★★	31～35歳	5	★★★																																																																																																				
36～40歳	11	★★★★★	36～40歳	10	★★★★★																																																																																																				
41～45歳	11	★★★★★	41～45歳	11	★★★★★																																																																																																				
46～50歳	16	★	46～50歳	12	★★★★★																																																																																																				
51～55歳	10		51～55歳	12	★																																																																																																				
56～60歳	5	★	56～60歳	8																																																																																																					
61歳～	3		61歳～	7																																																																																																					
平均年齢	43.5歳	(正職員38.1歳)	平均年齢	47.7歳	(正職員41.9歳)																																																																																																				
基本項目	2. 組織機構の再編	<p>・全ての実施項目における共通部分であり、あらゆる活動の出発点となる「総合相談機能」を、最も効果的に発揮できる形態を、組織づくりの根幹に置き、相談対応は全て一元化する。</p> <p>・福祉専門職(社会福祉士・精神保健福祉士)で構成された機動力ある、中立性を最重要視する精鋭組織へと変化。</p>	<p>(IV-2関係) 職員の年齢分布</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>うち正職員</th> <th>年齢</th> <th>総数</th> <th>うち正職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～25歳</td> <td>0</td> <td></td> <td>～25歳</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26～30歳</td> <td>8</td> <td>★★★</td> <td>26～30歳</td> <td>2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>31～35歳</td> <td>10</td> <td>★★★★★</td> <td>31～35歳</td> <td>5</td> <td>★★★</td> </tr> <tr> <td>36～40歳</td> <td>11</td> <td>★★★★★</td> <td>36～40歳</td> <td>10</td> <td>★★★★★</td> </tr> <tr> <td>41～45歳</td> <td>11</td> <td>★★★★★</td> <td>41～45歳</td> <td>11</td> <td>★★★★★</td> </tr> <tr> <td>46～50歳</td> <td>16</td> <td>★</td> <td>46～50歳</td> <td>12</td> <td>★★★★★</td> </tr> <tr> <td>51～55歳</td> <td>10</td> <td></td> <td>51～55歳</td> <td>12</td> <td>★</td> </tr> <tr> <td>56～60歳</td> <td>5</td> <td>★</td> <td>56～60歳</td> <td>8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>61歳～</td> <td>3</td> <td></td> <td>61歳～</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平均年齢</td> <td>43.5歳</td> <td>(正職員38.1歳)</td> <td>平均年齢</td> <td>47.7歳</td> <td>(正職員41.9歳)</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	総数	うち正職員	年齢	総数	うち正職員	～25歳	0		～25歳	0		26～30歳	8	★★★	26～30歳	2		31～35歳	10	★★★★★	31～35歳	5	★★★	36～40歳	11	★★★★★	36～40歳	10	★★★★★	41～45歳	11	★★★★★	41～45歳	11	★★★★★	46～50歳	16	★	46～50歳	12	★★★★★	51～55歳	10		51～55歳	12	★	56～60歳	5	★	56～60歳	8		61歳～	3		61歳～	7		平均年齢	43.5歳	(正職員38.1歳)	平均年齢	47.7歳	(正職員41.9歳)	<p>・「相談支援」を中核とする事務局機構再編は23年度に概ね達成。その後、人材派遣型社協の実現に取り組み、26年度からは労働者派遣事業による本会専門職の行政への派遣も実施できた。</p> <p>・在宅福祉部門はサービス提供量に応じた規模を縮小。相談支援部門は業務量が増加する一方で人員増員は図れなかった。</p>	<p>・職員派遣のため社協相談支援部門の職員が減少。日常的な相談支援業務は何とか継続出来るが、新規事業に取り組みにくい状況にある。</p> <p>・障害者計画相談を今後一定規模で中長期的に担う場合は業務を相談支援部門からサービス提供部門へ移行し事業の中立性を確保する必要がある。</p>	<p>・相談支援部門は業務内容に応じた増員が必要。事業継続性を確保するために、計画的な人員補充(新採)の仕組みをつくる。</p> <p>・サービス提供部門は介護保険事業の終了にあわせ規模を縮小。他の契約型サービス、自主事業も、中立公正な社会福祉法人である社協があえて実施する理由を明確に説明できるものを継続する。あわせて採算性と効率性を重視した人員配置に切り替える。</p>	<p>・左案をもとに4次計画へ反映。</p>																																
	年齢	総数	うち正職員	年齢	総数	うち正職員																																																																																																			
	～25歳	0		～25歳	0																																																																																																				
26～30歳	8	★★★	26～30歳	2																																																																																																					
31～35歳	10	★★★★★	31～35歳	5	★★★																																																																																																				
36～40歳	11	★★★★★	36～40歳	10	★★★★★																																																																																																				
41～45歳	11	★★★★★	41～45歳	11	★★★★★																																																																																																				
46～50歳	16	★	46～50歳	12	★★★★★																																																																																																				
51～55歳	10		51～55歳	12	★																																																																																																				
56～60歳	5	★	56～60歳	8																																																																																																					
61歳～	3		61歳～	7																																																																																																					
平均年齢	43.5歳	(正職員38.1歳)	平均年齢	47.7歳	(正職員41.9歳)																																																																																																				
基本項目	3. 委員会活動の充実	<p>・幅広い立場から参画(Vセンター運営委員会)、公益性の高い事業を中立公正に運営(福祉活動基金管理運営委員会)する会議として開催。</p> <p>・地域福祉活動計画の達成度合いを評価検討する委員会を組織し、課題整理を行う(進行管理委員会)</p> <p>・地域福祉推進員会議は行政委員の協力のもと実施。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会名及び開催状況</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ボランティアセンター運営委員会</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>福祉活動基金管理運営委員会</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>生活福祉資金調査委員会</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>地域福祉活動計画策定・進行管理委員会</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>神栖社協地域福祉推進員会議</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	委員会名及び開催状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26	ボランティアセンター運営委員会	3	5	3	3	3	1	福祉活動基金管理運営委員会	2	3	2	3	2	2	生活福祉資金調査委員会	1	1	-	-	-	-	地域福祉活動計画策定・進行管理委員会	11	1	1	1	1	-	神栖社協地域福祉推進員会議	4	4	3	3	1	1	<p>・生活福祉資金調査委員会は、県社協の貸付決定において市町村調査委員会の意見が殆ど不要となったこと、小口貸付資金滞納者整理が全て完了したことから、委員会の設置は23年度をもって終了することとした。</p>	<p>・地域福祉推進員会議は、行政委員を地域福祉推進員として委嘱することに変更はないが、25年度より行政委員会議の中で会費依頼や共同募金のチラシの回覧を依頼するという形態に転換した。</p>	<p>・いずれの委員会も計画通り、それぞれの課題ごとに必要に応じ開催することができており、今後も継続する。</p>	<p>・左案をもとに4次計画へ反映。</p>																																																								
	委員会名及び開催状況	H21	H22	H23	H24	H25	H26																																																																																																		
	ボランティアセンター運営委員会	3	5	3	3	3	1																																																																																																		
福祉活動基金管理運営委員会	2	3	2	3	2	2																																																																																																			
生活福祉資金調査委員会	1	1	-	-	-	-																																																																																																			
地域福祉活動計画策定・進行管理委員会	11	1	1	1	1	-																																																																																																			
神栖社協地域福祉推進員会議	4	4	3	3	1	1																																																																																																			

基本項目	重点項目 (具体的事業名・財源)	第3次地域福祉活動計画策定時に定めた方向性、策定時(平成21年度)の評価検討結果	平成21年度～平成26年度上半期(4～9月)までの実績	事務局内2次評価結果			策定委員会での協議結果																																																																																										
				実施結果・結果への補足	事業展開の中で出現した課題	課題の解決策・今後の方針(案)																																																																																											
専門職集団としての事務局強化	4. 組織管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>本会規程及び関係法令の遵守</li> <li>地域に開かれた組織としての情報公開や説明責任を果たす。広報紙やHPでは本会の事業紹介やボランティア募集、ボラ・市民活動団体からの情報配信等、活用される運営を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種規程関係の整備状況(平成22年度以降)</li> <li>22年09月(制定)財政調整積立金設置管理規程</li> <li>22年09月(改正)事務局職員就業規則(事務局体制を変更) ※併せて事務局規程、決裁規程、庶務規程ほか関連規程の一部を同時改正</li> <li>24年03月(制定)神栖市社会福祉協議会職員行動原則</li> <li>24年04月(制定)公益通報者保護に関する規程</li> <li>24年04月(改正)給与等に関する規程(資格取得者以外の昇給昇格、賞与手当率を変更)</li> <li>24年09月(制定)職員の私有自動車の業務使用に関する規程、(改正)車両運行管理規程</li> <li>26年03月(改正)定款(労働者派遣事業の追加、役員の数変更) ※併せて役員選任規程、評議員選任規程の一部を同時改正</li> <li>26年03月(改正)災害ボランティアセンター立上マニュアル(地域防災計画改定に準拠)</li> <li>26年04月(改正)事務局職員就業規則(派遣職員の就業について明記)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画1～2年次目で規則、規程類を整備。コンピュータシステム構築と併せて計画通りに推進できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害等で停電が続いた場合のPC用電源確保、利用者や業務データサーバーが被害を受けた際の安全なバックアップシステム構築が課題となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3次計画では法人として必要最小限のコンプライアンスを掲げたが、今後は日々の業務レベル、個々の職員レベルでの法令遵守、各種規程に基づいた行動を喚起していく。</li> <li>災害時の電源、データ保全システム構築に向けた検討を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左案をもとに4次計画へ反映。</li> </ul>																																																																																										
	5. 適正な財源措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業受託や市との協働により、市民の福祉ニーズの総合相談窓口機能を強化していくとともに、事業実施の対価としての安定的な財源確保を目指す。</li> <li>組織としてのダウンサイジングを目指す一方で、公費と『住民参加』に支えられた公共性の高い民間福祉団体として、適正な自主財源の規模、公費のあり方を明らかにし、かつその使われ方を明解に開示する。</li> </ul>	<p>(3) 神栖市社協の財源構成(内部取引を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入項目</th> <th>H21決算</th> <th>構成比</th> <th>H24決算</th> <th>構成比</th> <th>H26予算</th> <th>構成比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会費収入</td> <td>18,131,000</td> <td>5.9%</td> <td>17,341,000</td> <td>6.2%</td> <td>17,198,000</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>寄附金収入</td> <td>3,306,545</td> <td>1.1%</td> <td>3,338,124</td> <td>1.2%</td> <td>3,701,000</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>共同募金配分金</td> <td>4,217,220</td> <td>1.4%</td> <td>3,328,629</td> <td>1.2%</td> <td>250,000</td> <td>0.1%</td> </tr> <tr> <td>市補助金収入</td> <td>87,225,000</td> <td>28.3%</td> <td>79,218,000</td> <td>28.2%</td> <td>73,825,000</td> <td>28.1%</td> </tr> <tr> <td>受託金収入</td> <td>33,520,230</td> <td>10.9%</td> <td>29,045,808</td> <td>10.3%</td> <td>22,219,000</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>指定管理料</td> <td>94,009,000</td> <td>30.5%</td> <td>94,456,000</td> <td>33.6%</td> <td>21,335,000</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>介護報酬(介・障)</td> <td>29,689,869</td> <td>9.6%</td> <td>24,402,540</td> <td>8.7%</td> <td>91,555,000</td> <td>34.8%</td> </tr> <tr> <td>事業収入、派遣料</td> <td>4,904,523</td> <td>1.6%</td> <td>5,159,136</td> <td>1.8%</td> <td>22,699,000</td> <td>8.6%</td> </tr> <tr> <td>その他の収入</td> <td>2,075,589</td> <td>0.7%</td> <td>1,198,441</td> <td>0.4%</td> <td>871,000</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>財政調整積立金取崩</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>2,002,000</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>前期繰越金</td> <td>30,980,069</td> <td>10.1%</td> <td>23,469,363</td> <td>8.4%</td> <td>7,159,000</td> <td>2.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>308,059,045</td> <td></td> <td>280,957,076</td> <td></td> <td>262,814,260</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	収入項目	H21決算	構成比	H24決算	構成比	H26予算	構成比	会費収入	18,131,000	5.9%	17,341,000	6.2%	17,198,000	6.5%	寄附金収入	3,306,545	1.1%	3,338,124	1.2%	3,701,000	1.4%	共同募金配分金	4,217,220	1.4%	3,328,629	1.2%	250,000	0.1%	市補助金収入	87,225,000	28.3%	79,218,000	28.2%	73,825,000	28.1%	受託金収入	33,520,230	10.9%	29,045,808	10.3%	22,219,000	8.5%	指定管理料	94,009,000	30.5%	94,456,000	33.6%	21,335,000	8.1%	介護報酬(介・障)	29,689,869	9.6%	24,402,540	8.7%	91,555,000	34.8%	事業収入、派遣料	4,904,523	1.6%	5,159,136	1.8%	22,699,000	8.6%	その他の収入	2,075,589	0.7%	1,198,441	0.4%	871,000	0.3%	財政調整積立金取崩	0	0.0%	0	0.0%	2,002,000	0.8%	前期繰越金	30,980,069	10.1%	23,469,363	8.4%	7,159,000	2.7%	計	308,059,045		280,957,076		262,814,260		<ul style="list-style-type: none"> <li>受託事業の内容が変化。「事業請負型」は減少し、「専門職配置を要する相談事業の委任」が増加。受託費に占める正職員人件費の割合も増加中。このうち市の福祉部局で社協職員を配置する業務は26年度より「労働者派遣事業」として事業化。本会職員の専門性が行政に理解され活動財源に反映されたと感じた。</li> <li>東日本大震災後、財政調整積立金の内6700万円を市に移管(残金3000万円)。</li> <li>指定管理事業は26年度より利用料方式となり、市からの管理料は事業総額の2割強に縮減。差額は介護報酬で賄うこととなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理、介護保険事業は独立採算を目指したが、「採算性(法人の利益)」よりも「ミニマムサービスの確保(市民の利益)」を優先した結果、社協が担う必要性の高いサービスほど採算がとれず、事業によっては運営体制の見直しも必要である。</li> <li>自主事業を支える自主財源は会費、寄付金、共同募金配分金ともに減少。市からの事業費助成も23年度以降4年にわたりゼロが続いており、今ある事業を継続することも困難。将来的には財政調整積立金に加え、福祉活動基金の原資取崩も不可避な状況にある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政の機能を補完し、公福祉に継続して貢献することで、事業実施の対価としての安定的な財源確保を目指す。</li> <li>採算が合わなくても実施する事業、他の社会資源が整備された事業もあるため、継続・縮小・終了の優先順位を付けながら、法人を存続させつつ神栖市の福祉向上に最大限貢献できるように、財源を明確にし、財源に見合った事業の再編が必要である。</li> <li>事業の再編にあたっては「事業評価検討」のスタイルも見直し、達成度の客観化、検討作業の効率化を図る。</li> </ul>
収入項目	H21決算	構成比	H24決算	構成比	H26予算	構成比																																																																																											
会費収入	18,131,000	5.9%	17,341,000	6.2%	17,198,000	6.5%																																																																																											
寄附金収入	3,306,545	1.1%	3,338,124	1.2%	3,701,000	1.4%																																																																																											
共同募金配分金	4,217,220	1.4%	3,328,629	1.2%	250,000	0.1%																																																																																											
市補助金収入	87,225,000	28.3%	79,218,000	28.2%	73,825,000	28.1%																																																																																											
受託金収入	33,520,230	10.9%	29,045,808	10.3%	22,219,000	8.5%																																																																																											
指定管理料	94,009,000	30.5%	94,456,000	33.6%	21,335,000	8.1%																																																																																											
介護報酬(介・障)	29,689,869	9.6%	24,402,540	8.7%	91,555,000	34.8%																																																																																											
事業収入、派遣料	4,904,523	1.6%	5,159,136	1.8%	22,699,000	8.6%																																																																																											
その他の収入	2,075,589	0.7%	1,198,441	0.4%	871,000	0.3%																																																																																											
財政調整積立金取崩	0	0.0%	0	0.0%	2,002,000	0.8%																																																																																											
前期繰越金	30,980,069	10.1%	23,469,363	8.4%	7,159,000	2.7%																																																																																											
計	308,059,045		280,957,076		262,814,260																																																																																												

## 2. 神栖市社協の主な事業・職員数・決算額の推移

年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
正規職員数	16	17	17
常勤職員数	23	24	22
非常勤職員数	23	30	43
職員総数	62	71	82
社協自主事業 ...介護保険事業、 ...支援費/障害者自立 支援法に基づく事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・地区別民協研究会</li> <li>・ミニデイホーム</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・移送サービス</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食材支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・福祉用具貸与事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・地区別民協研究会</li> <li>・ミニデイホーム</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・移送サービス</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食材支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・アスペ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・第2次地域福祉活動計画</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・福祉用具貸与事業</li> <li>・訪問入浴事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・移送サービス</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食材支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・アスペ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・第2次地域福祉計画</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・社協合併作業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・福祉用具貸与事業</li> <li>・訪問入浴事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>
受託事業 市受託事業 指定管理者事業 茨城県社協受託事業	地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 身体障害者デイサービス 配食サービス 生活福祉資金 日常生活自立支援事業	地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 生きがいデイ 身体障害者デイサービス 障害者訪問入浴 配食サービス 生活福祉資金 日常生活自立支援事業	地域ケアシステム推進事業 敬老会 福祉作業所きぼうの家 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 介護保険デイサービス 生きがいデイサービス 身体障害者デイサービス 障害者訪問入浴 配食サービス 生活福祉資金 日常生活自立支援事業
福祉団体支援	5団体	5団体	5団体
総決算額	309,002,740円	300,089,725円	338,909,843円

平成17年度 (合併年度)	平成18年度	平成19年度	平成20年度
21	21	18	18
21	24	25	24
43	38	38	33
85	83	81	75
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・移送サービス</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食料支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車両貸出</li> <li>・アスベ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・第2次地福活計画</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第1期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・ファミサポ準備</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・福祉用具貸与事業</li> <li>・訪問入浴事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・移送サービス</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食料支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車両貸出</li> <li>・アスベ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第2期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・福祉用具貸与事業</li> <li>・訪問入浴事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食料支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車両貸出</li> <li>・アスベ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第3期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・緊急訪問入浴</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急食料支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車両貸出</li> <li>・アスベ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第4期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・緊急訪問入浴</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム推進事業</li> <li>・福祉作業所きぼうの家</li> <li>・障害者ヘルプ</li> <li>・介護認定調査</li> <li>・介護保険外ヘルプ</li> <li>・介護保険デイサービス</li> <li>・生きがいデイサービス</li> <li>・身体障害者デイサービス</li> <li>・障害者訪問入浴</li> <li>・配食サービス</li> <li>・精神デイケア</li> <li>・友愛訪問サービス</li> <li>・地域福祉相談</li> <li>・機能回復訓練</li> <li>・生活福祉資金</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム推進事業</li> <li>・障害者ヘルプ</li> <li>・介護認定調査</li> <li>・介護保険外ヘルプ</li> <li>・生きがいデイサービス</li> <li>・障害者訪問入浴</li> <li>・障害区分認定調査</li> <li>・配食サービス</li> <li>・精神デイケア</li> <li>・ファミリーサポート</li> <li>・包括支援センター派遣</li> <li>・介護保険デイサービス</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉作業所きぼうの家</li> <li>・生活福祉資金</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム推進事業</li> <li>・障害者ヘルプ</li> <li>・介護認定調査</li> <li>・介護保険外ヘルプ</li> <li>・生きがいデイサービス</li> <li>・障害区分認定調査</li> <li>・精神デイケア</li> <li>・ファミリーサポート</li> <li>・障害相談支援事業</li> <li>・高齢者相談センター</li> <li>・包括支援センター派遣</li> <li>・介護保険デイサービス</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉作業所きぼうの家</li> <li>・生活福祉資金</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケアシステム推進事業</li> <li>・障害者ヘルプ</li> <li>・介護認定調査</li> <li>・介護保険外ヘルプ</li> <li>・生きがいデイサービス</li> <li>・障害区分認定調査</li> <li>・精神デイケア</li> <li>・ファミリーサポート</li> <li>・障害相談支援事業</li> <li>・高齢者相談センター</li> <li>・包括支援センター派遣</li> <li>・介護保険デイサービス</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉作業所きぼうの家</li> <li>・生活福祉資金</li> <li>・日常生活自立支援事業</li> </ul>
4団体	4団体	4団体	4団体
403,469,876円	401,346,958円	369,491,131円	335,879,626円

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
正規職員数	19	18	18
常勤職員数	20	20	21
非常勤職員数	35	33	34
職員総数	74	71	73
社協自主事業 ...介護保険事業、 ...支援費/障害者自立 支援法に基づく事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・アスペ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第5期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・緊急訪問入浴</li> <li>居宅介護支援事業所 (かみす・はさき)</li> <li>訪問介護事業</li> <li>障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ふれ愛フェスティバル</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・アスペ支援</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座修了生研修会</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・緊急訪問入浴</li> <li>居宅介護支援事業所</li> <li>訪問介護事業</li> <li>障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座修了生研修会</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・緊急訪問入浴</li> <li>居宅介護支援事業所</li> <li>訪問介護事業</li> <li>障害者ホームヘルプ</li> </ul>
受託事業 市受託事業 指定管理者事業 茨城県社協受託事業	地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 障害区分認定調査 精神デイケア ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 市精神保健福祉士相談業務 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業	地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 障害区分認定調査 精神デイケア ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 市精神保健福祉士相談業務 知的障がい児放課後支援事業 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業	地域ケアシステム推進事業 障害者ヘルプ 介護認定調査 介護保険外ヘルプ 生きがいデイサービス 障害区分認定調査 精神デイケア ファミリーサポート 障害相談支援事業 高齢者相談センター 市精神保健福祉士相談業務 知的障がい児放課後支援事業 介護保険デイサービス 地域活動支援センター 福祉作業所きぼうの家 生活福祉資金 日常生活自立支援事業
福祉団体支援	4団体	4団体	4団体
総決算額	327,313,988円	360,757,551円	368,227,102円



平成24年度	平成25年度	平成26年度 (事業計画・予算)	平成27年度 (事業計画・予算)
18	18	18	18
21	20	20	19
34	34	29	25
73	72	67	62
<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・高校生の進路アシストカレッジ</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座修了生研修会</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・高校生の進路アシストカレッジ</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第6期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・長期休暇中の障がい児預かり</li> <li>・居宅介護支援事業所</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・高校生の進路アシストカレッジ</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・独居高齢者遠足</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第7期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・長期休暇中の障がい児預かり</li> <li>・専門職の人材派遣</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> <li>・障害者計画相談事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会、評議員会等</li> <li>・共同募金事業</li> <li>・社協会費関連業務</li> <li>・福祉総合相談</li> <li>・住民参加型在宅福祉サービス</li> <li>・予防デイサロン</li> <li>・サービスポスター</li> <li>・在宅ケア会議</li> <li>・在宅訪問活動</li> <li>・制度申請代行</li> <li>・ボランティアセンター運営</li> <li>・ボランティア相談事業</li> <li>・ボランティア集会</li> <li>・ボランティア協力校</li> <li>・福祉教育出前講座</li> <li>・ボランティア講座</li> <li>・高校生の進路アシストカレッジ</li> <li>・独居高齢者会食</li> <li>・ことばと発達の相談室</li> <li>・緊急生活支援事業</li> <li>・社協事業評価</li> <li>・地域ネットワーク勉強会</li> <li>・介護者の会</li> <li>・福祉車輛貸出</li> <li>・子育てボラ支援</li> <li>・精神PSG</li> <li>・精神訪問活動</li> <li>・精神家族会</li> <li>・発達障害講座(第8期)</li> <li>・高次脳障害支援</li> <li>・発達障害相談室</li> <li>・精神保健相談室</li> <li>・長期休暇中の障がい児預かり</li> <li>・専門職の人材派遣</li> <li>・CSWの圏域別配置</li> <li>・法人後見団体設立準備</li> <li>・訪問介護事業</li> <li>・障害者ホームヘルプ</li> <li>・障害者計画相談事業</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケアシステム推進事業</li> <li>障害者ヘルプ</li> <li>介護認定調査</li> <li>介護保険外ヘルプ</li> <li>生きがいデイサービス</li> <li>障害区分認定調査</li> <li>精神デイケア</li> <li>ファミリーサポート</li> <li>障害相談支援事業</li> <li>高齢者相談センター</li> <li>市精神保健福祉士相談業務</li> <li>知的障がい児放課後支援事業</li> <li>介護保険デイサービス</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉作業所きぼうの家</li> <li>生活福祉資金</li> <li>日常生活自立支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケアシステム推進事業</li> <li>障害者ヘルプ</li> <li>介護認定調査</li> <li>介護保険外ヘルプ</li> <li>生きがいデイサービス</li> <li>障害区分認定調査</li> <li>精神デイケア</li> <li>ファミリーサポート</li> <li>障害相談支援事業</li> <li>高齢者相談センター</li> <li>市精神保健福祉士相談業務</li> <li>知的障がい児放課後支援事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>介護保険デイサービス</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉作業所きぼうの家</li> <li>生活福祉資金</li> <li>日常生活自立支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者ヘルプ</li> <li>介護保険外ヘルプ</li> <li>障害区分認定調査</li> <li>精神デイケア</li> <li>ファミリーサポート</li> <li>障害相談支援事業</li> <li>高齢者相談センター</li> <li>知的障がい児放課後支援事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>障害者デイサービス</li> <li>福祉作業所きぼうの家</li> <li>生活福祉資金</li> <li>日常生活自立支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者ヘルプ</li> <li>介護保険外ヘルプ</li> <li>障害区分認定調査</li> <li>精神デイケア</li> <li>ファミリーサポート</li> <li>障害相談支援事業</li> <li>高齢者相談センター</li> <li>知的障がい児放課後支援事業</li> <li>養育支援訪問事業</li> <li>地域活動支援センター</li> <li>福祉作業所きぼうの家</li> <li>生活福祉資金</li> <li>日常生活自立支援事業</li> </ul>
4団体	4団体	4団体	4団体
291,948,424円	283,103,771円	291,799,000円	267,887,000円

### 3. 新規事業企画書

#### 地域福祉を推進するための新たな仕組みづくり構想（案）

##### コミュニティソーシャルワーカー（CSW）の地域別配置の必要性

コミュニティソーシャルワークとは、地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対して自立して生活出来るように個別の支援を行うことと、その個人や家族が生活する地域に対して住民の組織化や啓発等の地域への支援を行うことを専門職同士また住民も連携しチームアプローチによって統合的に取り組む実践のことを言います。

地域の様々な生活課題を的確に把握し、その要因を分析・評価し、適切なサービスへ結びつけるとともに、個別の生活課題を地域で支えあう地域生活支援ネットワークの構築や必要に応じたインフォーマルサービスの開発など、いわゆるコミュニティソーシャルワークの実践が求められています。

##### 1. 行政と社会福祉協議会の役割の確認から

行政は、地域福祉計画に基づき地域福祉の推進にかかる仕組みづくり、新たなサービスの開発、公的サービスの確保と質の向上への対策や地域福祉計画の進行管理といった事項に取り組んでいます。

一方、社会福祉協議会は、他の社会福祉法人とは一線を画する存在として、社会福祉法第109条に「地域福祉推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置付けられています。したがって、社会福祉協議会は、住民の福祉課題をしっかりと把握したうえで、様々な課題を抱えた人々を見過ごすことなく、地域で安心した生活が可能となるよう一人ひとりの生活を総合的に支援していくための実践活動を展開すると共に、地域住民の地域福祉への関心や意識を高め、自発的な活動を最大限に引き出す環境を育む活動を展開していかなければなりません。

つまり社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことができる「福祉のまちかみず」の実現に向けて、地域福祉推進のけん引役、実践機関としての役割が期待されています。

そこで、神栖市社会福祉協議会は、次に掲げる地域福祉推進システム構想を背景として、これまでの地域福祉推進活動の経験を活かしながら、保健医療サービス、その他の関連するサービスとの有機的な連携を図り、創意工夫を行いつつ、個別支援と地域支援を統合的に実践することで地域福祉の課題に取り組みます。

## 2. 地域福祉を推進するための新たな仕組みづくり

### 1) 地域福祉推進システムの構築

複雑多様化した生活課題に対応できる相談窓口がない、家族全体を視野に入れた支援や地域で重層的に支えていくといった体制が整っていない等から、現行の縦割り分野別のシステムでは、十分支援を行うことができません。

このような地域の生活課題に対応していくためには、**ケアマネジメント**を軸とした個人や家族の自立生活を、地域のもつエネルギーをも活用して支援するという「**コミュニティソーシャルワーク**」を中核とする新たなサービスシステムとしての地域福祉の計画化と推進が求められています。

そこで、神栖市社会福祉協議会は相談支援活動や地域ネットワーク勉強会及び地域ケア会議等の実践経験を踏まえ、「神栖市地域福祉推進システム」を構築し、推進していくことを目指します。

このシステムは、基本理念である「私たちでつくるやさしいまち」を具現化するものであり、計画推進の中核をなす仕組みといえます。この仕組みを前提に、第4次地域福祉活動計画では、4つの基本計画と実施計画を示し、計画の具体策について記述していく予定です。

地域福祉推進システムは、ケアマネジメントを手法とする個別・家族支援とそれを支える地域支援（生活環境の整備、地域福祉の主体形成、福祉教育等）活動及び、これらの活動を可能とする相談支援窓口（総合相談センター）の設置、地域福祉ネットワーク会議と4つの機能（課題発見、連携、サービス開発、検証）システムの適切な運営管理を司る地域福祉推進会議で構成していきます。

### 2) 地域福祉推進会議の構成と役割

計画の進行管理、サービスシステムの適切な運営・検証を図るために関係機関の代表者で構成する地域福祉推進会議を設置します。

その役割は、

計画の進行管理

システムの全体的検証

地域福祉ネットワーク会議が円滑に運営されるための環境整備

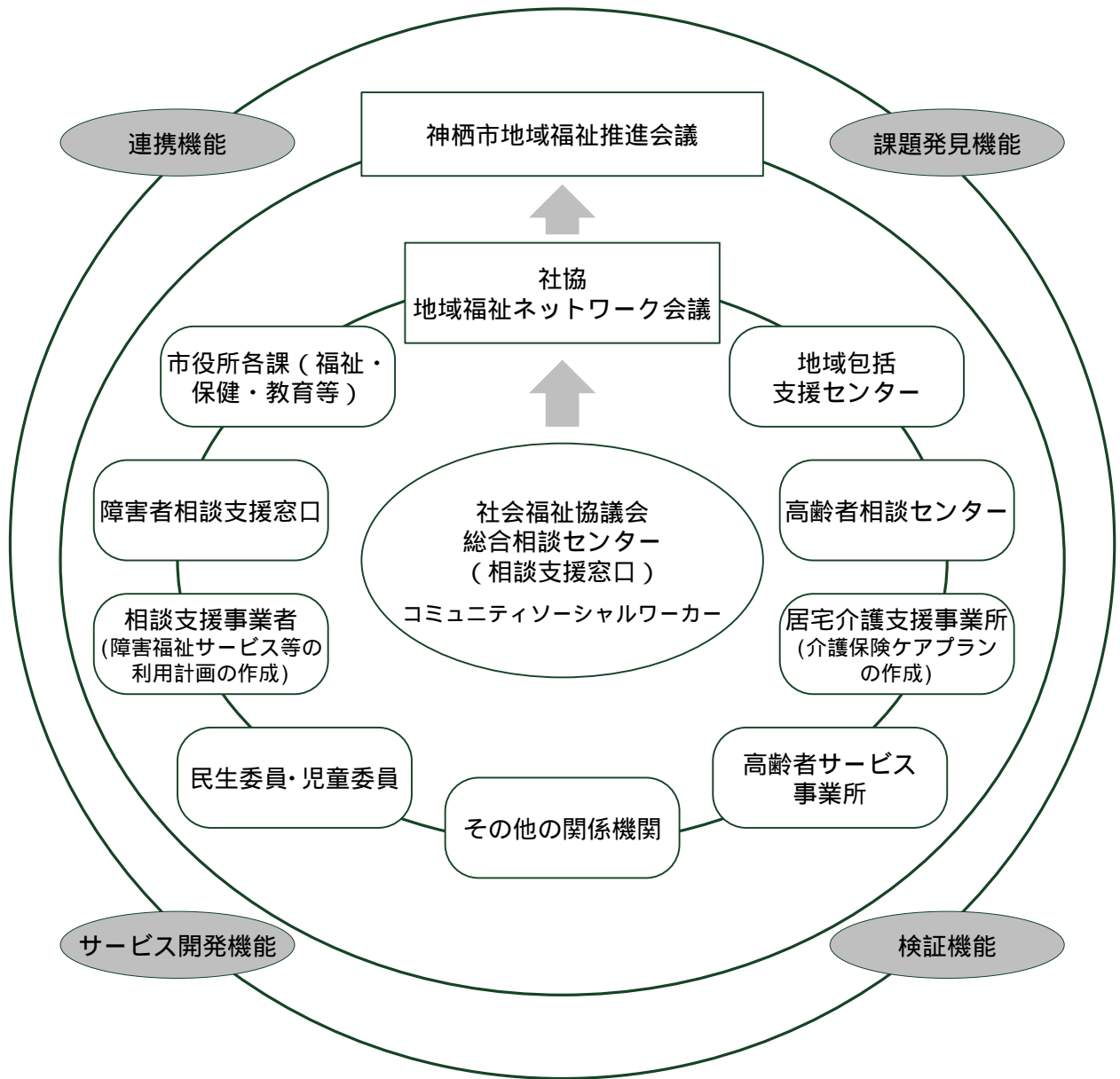
地域福祉ネットワーク会議からの活動状況の報告と評価、提言

などがあげられます。

**ケアマネジメント** 地域住民の生活上の課題（悩みや苦しみ）をどこに問題があるのかを考え、様々なサービスを活用しながら当事者や地域住民等と一緒に解決していくこと。

**コミュニティソーシャルワーク** ケアマネジメントを軸とし、共に生きる地域づくりを進めること。

【地域福祉推進システム全体図】



### 3) 地域福祉推進システムの4つの機能

#### 課題発見機能

地域福祉の課題は、そのほとんどが潜在的に存在するものです。相談につながる場合でも、問題が既に重篤化していることがほとんどです。したがって、早期に課題を発見することが重要であり、その仕組みを創出する必要があります。

福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）が積極的に地域に出向いて課題把握に努めると共に、他機関から情報提供がなされる仕組みを整えることが必要です。多様な機関がその役割を担えるようシステムを構築します。一方、福祉専門職や関係者だけでは、地域福祉の課題を把握するには限界があることから、地域において常に生活課題に目を向け支援活動に参加する協力者等を養成する必要があり、その対策を推進していきます。

#### 連携機能

地域において、個人や家族を支援していくためには、福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）のみでは困難であり、地域住民や関係者の参加や協力が欠かせない必須条件となります。多様な人材をつないでいく役割を担う*コミュニティソーシャルワーカー*を順次地域別に配置すると共に、情報の共有ができる仕組みと関係者が連携して支援できる*チームアプローチ*体制の構築を図ります。

#### サービス開発機能

生活課題を抱えた人々の自立生活を支援するためには、足りないサービスを開発整備する必要があります。日々の実践活動等から、必要性が明らかとなるサービスについては、その提言を受けて新たに開発する仕組みをつくる必要があります。

地域福祉ネットワーク会議に、現行サービスの改善、強化を含めた新たなサービスを開発する機能を付与し、神栖市独自のサービス開発システムを構築します。

#### 検証機能

相談支援の実践にあたって、どのように関与したか、その過程の妥当性を検証することは、福祉専門職（社会福祉士・精神保健福祉士）の力量を高めるうえで欠かせない要件となります。その対策として、事例検討会の定期的開催はもとより研究機関等の第三者による検証の機会を設け、さらなる地域福祉の向上に努めます。

*コミュニティソーシャルワーカー* 地域住民の生活上の課題(悩みや苦しみ)がどこにあるか考え、様々なサービスを活用しながら当事者や地域住民等と一緒に解決していくこと。

*チームアプローチ* 生活上の課題を抱えた人や家族に対し、目標や情報の共有を図りながら地域住民、関係機関、専門職等が協働して支援していくこと。

#### 4) 地域福祉ネットワーク会議

##### (1) 地域福祉ネットワーク会議の役割

地域福祉の課題に対応していくためには、コミュニティソーシャルワーカー単独で支援することは困難です。行政、関係する機関や地域住民が連携し、目標と情報の共有を図りながら協働で支援するチームアプローチ体制が望まれます。また、地域福祉の課題は、そのすべてが困難事例であるといっても過言ではないことから、神栖市として、どのように解決を講じていくかを協議する場の設定が求められます。

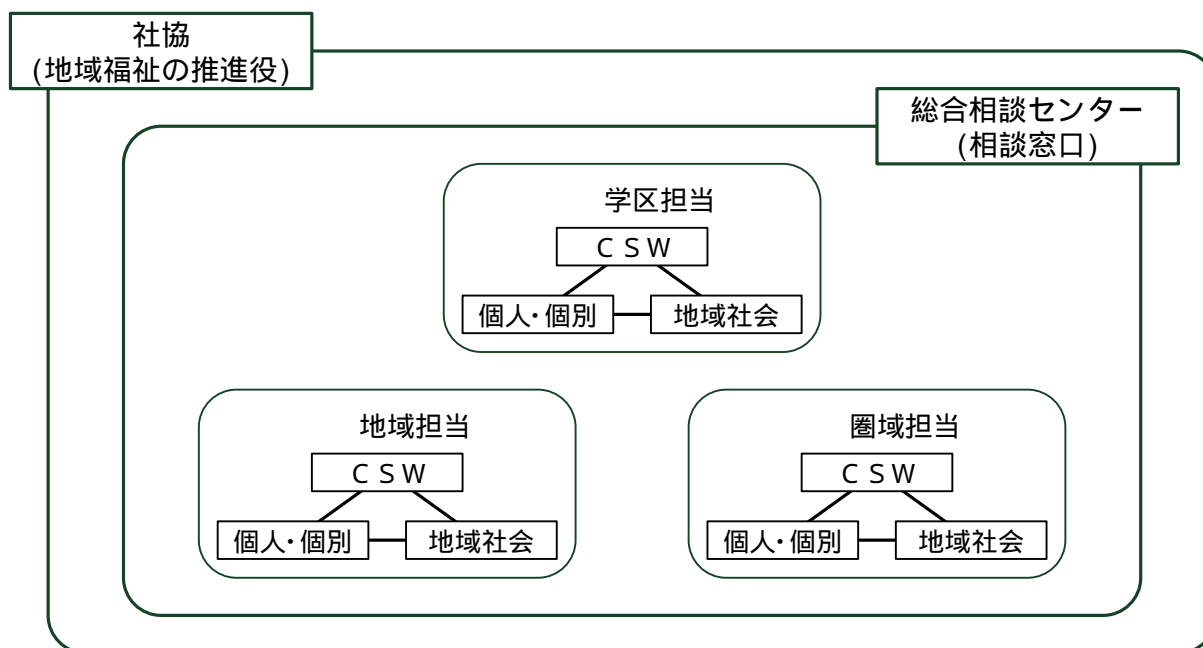
その対策の核となる機関として、社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワーク会議を設置します。この会議は、福祉、保健、医療、その他の関連するサービスとの連携のあり方、学際的な協力体制の構築、困難事例への対応の検討、新たなシステム等の提言を行う役割を担います。

##### (2) 地域福祉ネットワーク会議の機能

地域福祉ネットワーク会議は、地域福祉の課題にネットワークで対応する環境醸成、地域の福祉課題の把握、既存サービスの見直し強化と新規サービス開発の審議を担う機関として位置付けます。

#### 5) 総合相談センター

属性分野別の相談体制は、それぞれの法体系の下で既に整っています。今後必要な対策は、前述の地域福祉の課題に対応する相談支援窓口の設置であり、専門職の配置です。そこで、地域福祉推進の中核的役割を担うことが期待されている社会福祉協議会が総合相談センターを設置し、コミュニティソーシャルワーカーを配置します。個別と地域をつないでいく役割を担うコミュニティソーシャルワーカーは、業務量も膨大となることから複数配置が望ましく、旧町単位もしくは地域包括支援センターの設置されている3圏域ごと、又はコミュニティ協議会単位といった、地域社会が最も能動的に活動しやすい範囲で段階的に配置していきます。



#### 【コミュニティソーシャルワーカーの役割と権限】

コミュニティソーシャルワーカーの役割は、

制度の狭間のケース

自ら解決を望まない動機付けの低いケース

複合的な課題を抱えた家庭（家族）

社会的排除になりやすい人たちの課題

既存の福祉サービスだけでは解決できないケース等の地域福祉の課題発見に努め、ケアマネジメントを手段とする個別・家族支援活動とそれを支える生活環境の整備、**インフォーマルケア**の組織化、地域福祉ネットワークづくり、地域組織化活動、**ソーシャルインクルージョン**や**福祉コミュニティ**づくりなど福祉教育を中心とした精神的環境醸成などの地域支援活動を統合的に実践することです。

そのためには、コミュニティソーシャルワーカーが責任をもって家族支援を行うと共に、関係機関をコーディネートし課題解決に努めます。

**インフォーマルケア** 民間や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。

**ソーシャルインクルージョン** 福祉サービスを必要とする人を疎外することなく、地域社会の一員と認め、その人が地域で自立した生活ができるようみんなで支え合うという考え方。

**福祉コミュニティ** 住民が安心して地域で暮らせるように地域住民、関係機関、専門職等が協働し、お互いの役割分担と共同意識をつくりあげること。

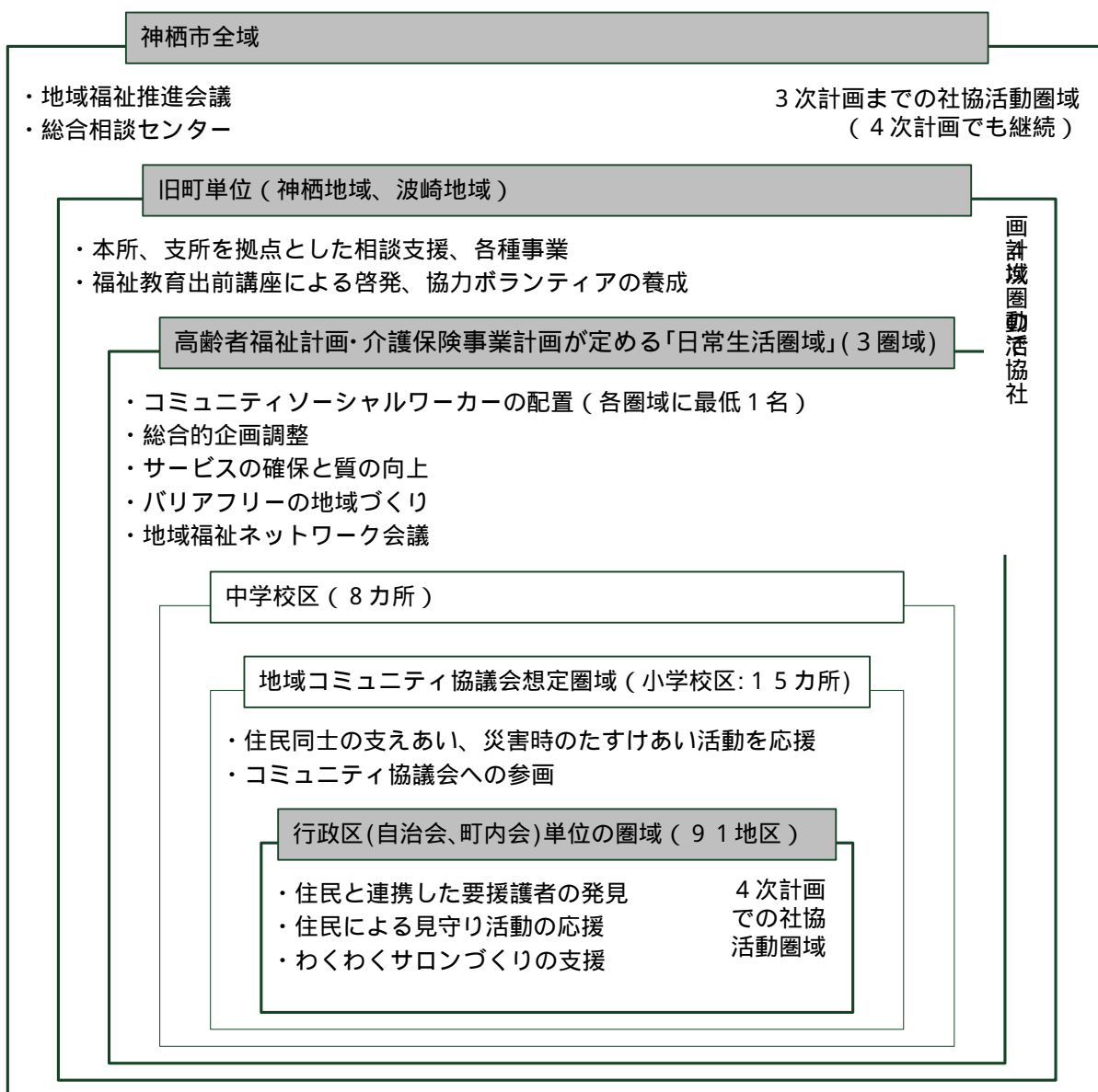
### 3. 福祉圏域の考え方

福祉圏域とは、地域福祉を推進するために必要な仕組みや取り組みを効率的、効果的に展開するための地域の範囲を示します。

現在神栖市においては、旧町単位もしくは地域包括支援センターの設置されている3圏域ごと、市民協働課を中心に小学校区を柱とした地域コミュニティ協議会の段階的設置といった範囲が考えられます。

このことを踏まえ、基本的に「全市単位」の福祉圏域、「複数小学校校区（旧町単位）」もしくは「地域包括支援センター（3圏域）」単位の福祉圏域、「行政区・自治会」単位の福祉圏域の3つを活動領域に設定して進めていきます。

#### 【福祉圏域図及び各圏域における社協活動の展開イメージ】





#### 4. 神栖市社会福祉協議会第4次地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成26年7月30日から  
平成27年3月31日まで

役職名	氏名	所属
委員長	阿部 年英	神栖市子ども会育成連合会、社協評議員
副委員長	小島 真知子	視覚障害者支援ボランティア、社協副会長
委員	土井 真理	神栖ケアサポートセンター（看護師、高齢者支援）
〃	鈴木 はつ子	かしま障害者就業・生活支援センター（知的障害者支援）
〃	小林 保則	作業療法士（精神障害者支援）
〃	高柳 のり子	民生委員・児童委員（神栖地域） 社協評議員
〃	仲川 道夫	民生委員・児童委員（波崎地域） 社協評議員
〃	千葉 千恵子	高齢者支援ボランティア、社協理事
〃	平島 幸子	子育て支援ボランティア
〃	檜林 春代	日常生活自立支援事業生活支援員
〃	篠原 義典	茨城県社会福祉協議会 福祉のまちづくり推進部
〃	大川 三男	神栖市健康福祉部 障がい福祉課
〃	高安 桂一	神栖市健康福祉部 社会福祉課
〃	滑川 里美	神栖市健康福祉部 地域包括支援課

（ 敬称略 ）



策定委員会の様子（第6回。3月17日）

## 5. 第4次地域福祉活動計画策定委員会協議経過

開催日	回数	内 容	出席者数
平成 26 年 7 月 30 日	第 1 回	委嘱状交付、委員顔合わせ、策定スケジュール説明、 正副委員長選出、第 4 次計画の基本コンセプトについて	12 名
平成 26 年 10 月 17 日	第 2 回	平成 26 年度事業評価検討結果をふまえた第 3 次計画 5 カ年 の総括（総合相談機能の発揮～必要とされる社会福祉 分野別の生活支援システムづくり）	13 名
平成 26 年 11 月 12 日	第 3 回	平成 26 年度事業評価検討結果をふまえた第 3 次計画 5 カ年 の総括（市民活動・当事者活動の応援～専門職集団と しての事務局強化）	11 名
平成 26 年 12 月 5 日	第 4 回	第 4 次地域福祉活動計画の骨子（案）について 「地域福祉を推進するための新たな仕組みづくり構想」につ いて	9 名
平成 27 年 2 月 17 日	第 5 回	第 4 次地域福祉活動計画（素案）検討	10 名
平成 27 年 3 月 17 日	第 6 回	第 4 次地域福祉活動計画（最終案）検討	10 名

## 6. 理事会・評議員会への報告

期 日	内 容
平成 26 年 8 月 28 日	第 2 回理事会 策定委員、策定スケジュール、計画のコンセプトを報告
平成 26 年 12 月 24 日	第 3 回理事会 策定委員会での事業評価検討結果を報告
平成 27 年 3 月 20 日	策定委員会 委員長より会長に答申
平成 27 年 3 月 26 日	第 4 回理事会 策定委員会での検討状況、計画書の内容について報告
平成 27 年 3 月 26 日	第 2 回評議員会 策定委員会での検討状況、計画書の内容について報告

## 7. 第4次計画策定委員会事務局内プロジェクトの開催

期 日	内 容
平成 26 年 4 月 4 日	第 4 次地域福祉活動計画策定の役割分担と策定スケジュールについて
4 月 22 日	第 4 次地域福祉活動計画の基本コンセプトについて
5 月 14 日	市の福祉関連計画と地域福祉活動計画の関連について確認
6 月 3 日	第 4 次地域福祉活動計画の基本コンセプトについて（重点項目）
6 月 18 日	第 4 次地域福祉活動計画の基本コンセプトについて（計画期間）
7 月 8 日	第 4 次地域福祉活動計画の基本コンセプト（案）について
7 月 22 日	第 4 次地域福祉活動計画の基本コンセプトについて事務局内で合意
8 月 14 日	平成 26 年度事業評価検討及び第 3 次計画の総括
9 月 11 日	平成 26 年度事業評価検討及び第 3 次計画の総括
9 月 17 日	平成 26 年度事業評価検討及び第 3 次計画の総括
9 月 30 日	平成 26 年度事業評価検討及び第 3 次計画の事務局内総括完了
11 月 17 日	第 4 次地域福祉活動計画の骨子について
11 月 25 日	第 4 次地域福祉活動計画の骨子について
11 月 28 日	第 4 次地域福祉活動計画の骨子について
12 月 1 日	第 4 次地域福祉活動計画の骨子について事務局内で合意
平成 27 年 1 月 14 日	第 4 次地域福祉活動計画（素案）の起草について
1 月 20 日	第 4 次地域福祉活動計画（素案）の起草について（校正）
1 月 30 日	第 4 次地域福祉活動計画（素案）の起草について（校正）
2 月 2 日	第 4 次地域福祉活動計画（素案）の起草について（校正）
2 月 9 日	第 4 次地域福祉活動計画（素案）について事務局内で合意
2 月 16 日	第 4 次地域福祉活動計画（案）の最終まとめについて
2 月 24 日	第 4 次地域福祉活動計画（案）の最終まとめについて
3 月 6 日	第 4 次地域福祉活動計画（案）の校正
3 月 13 日	第 4 次地域福祉活動計画（案）の事務局内最終確認

## 8. 事務局内プロジェクトチーム

氏名	所属・役職	資格
橋田 勝	事務局長	社会福祉士・精神保健福祉士
篠塚 たか子	波崎支所長	社会福祉士
相良 光浩	神栖本所地域福祉推進センター主査	社会福祉士・精神保健福祉士
荒井 真由美	在宅福祉サービスセンター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
三浦 秀作	神栖本所地域福祉推進センター係長	社会福祉士・精神保健福祉士
名雪 貴宏	神栖本所地域福祉推進センター主任	社会福祉士・精神保健福祉士

## 8. 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

### 社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 地域福祉活動計画策定委員会設置要項

#### (目的)

第1条 この要項は、神栖市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の設置、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (設置)

第2条 神栖市における地域福祉の推進と、神栖市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の事業の充実・強化及び体制の確立をめざすため、地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (任務)

第3条 委員会は、市社協会長からの次に掲げる諮問事項を、調査・審議する。

- (1) 地域福祉活動計画策定に必要な実態やニーズの把握、問題・課題の整理及び分析等
- (2) 地域福祉活動計画の策定
- (3) その他、計画策定のために必要な事項

#### (構成)

第4条 委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者の中から市社協会長が委嘱する。

#### (委員長)

第5条 この委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会の会務を統括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

#### (会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

#### (専門部会)

第7条 委員会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、部会員20名以内をもって構成し、市社協会長が委嘱する。
- 3 専門部会に、部会長1名及び副部会長1名を置く。
- 4 部会長及び副部会長は、部会員の互選による。

(意見等の聴取)

第8条 委員会及び専門部会が必要と認めた場合は、会議等に関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(任期)

第9条 委員の任期は、必要な事項の審議、検討及び市社協会長への答申が終了したときに終わる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、市社協内に置く。

(委任)

第11条 この要項に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

## 9. 神栖市社会福祉協議会職員行動原則

「神栖市社会福祉協議会職員行動原則」の策定について

平成24年3月28日

### 【尊厳の尊重と自立支援】

1. 私たちは、人々の尊厳と自己決定を尊重し、その人が抱える福祉問題を解決し、住み慣れた地域でその人らしく暮らすことができるよう最善を尽くします。

○人々の尊厳と基本的人権を尊重し、援助を必要とする人が心豊かに地域社会の一員として生活が継続できるよう支援します。

○個別の支援にあたっては、常に相手の立場に立ち、その人らしく生活できるように自己決定を尊重し、自立に向かうよう支援します。

### 【誰もが安心して暮らせるコミュニティづくり】

2. 私たちは、住民が身近な地域における福祉について関心をもち、福祉活動に参加する住民主体によるコミュニティづくりをめざします。

○様々な機会を通じて、住民が身近な地域で相互に交流し、また地域の福祉問題に目を向け、話し合いや学び合う場づくりをすすめ、自らも積極的に参加します。

○住民自らが身近な地域において支え合いや支援活動に参加し、人との繋がり合いを実感し、誰もが安心して暮らせるコミュニティづくりを計画的に進めます。

### 【住民参加と連携・協働】

3. 私たちは、住民参加と地域の連携・協働により業務を行なうことを心がけ、地域に根ざした先駆的な取り組みを応援し、地域福祉を推進する実践や活動を広げます。

○社協が住民組織、社会福祉施設、民生委員・児童委員、ボランティアやNPOなど、あらゆる地域の関係者による地域福祉をすすめる協働の場をつくる役割があることを理解し、あらゆる業務において、住民参加と地域における多様な組織や活動との連携・協働を心がけます。

○地域の先駆的な取り組みを発掘・応援し、また、福祉活動に取り組む人々の育成に努め、地域福祉を推進する活動や実践を広げます。

【地域福祉の基盤づくり】

4．私たちは、福祉課題を地域全体の問題として捉え、新たな事業や活動の開発、提言活動や計画づくりの取り組みに積極的にに関わり、地域福祉の基盤づくりの役割を担います。

○地域の実情を常に把握し、そこで捉えた福祉課題を地域全体の問題として捉え、先駆性をもって事業や活動の開発・改善に取り組み、さらに提言活動や改善運動を行い問題解決に向けたアクションにつなげます。

○地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定などの機会を捉え、福祉・保健・医療の連携によるよりよい制度づくりや地域福祉の財源づくり、人々が繋がり合いを実感し安心して暮らせるコミュニティの実現など、地域福祉の基盤づくりの取り組みに積極的に参画します。

【自己研鑽、チームワーク、チャレンジ精神】

5．私たちは、自己研鑽を重ね、職員同士のチームワークと部署間の連携をすすめ、チャレンジ精神をもって業務を遂行します。

○社協職員（コミュニティソーシャルワーカー）としての自覚をもち、自己研鑽に努め専門性を高めます。また、職員同士と部署間の情報共有に努め、互いの役割を認識し協働し合える環境をつくり、チームワークにより業務を遂行します。

○常に地域の福祉問題に目を向け、チャレンジ精神や先駆性をもって業務をすすめます。また、自らの業務の評価と改善に努め、コスト意識をもって効果的で効率的な業務を遂行します。

【法令遵守、説明責任】

6．私たちは、法令を遵守し、自らの組織や事業に関する説明責任を果たし、信頼され開かれた社協づくりをすすめます。

○関係法令の遵守はもちろん、社会的規律や職場内ルールに則った行動をします。

○職務上知り得た個人情報は、関係法令に基づき適切に対応します。また、プライバシーを尊重し、関係者との情報共有の際には、定められた手続きに基づき適切に対応し、その秘密を保持します。

○住民や関係者に対して、社協の業務について十分な説明責任を果たすとともに、情報公開に努めます。

## 10. 用語の解説 (50音順)

アウトリーチ	コミュニティソーシャルワーカー(CSW)等の支援者が、相談者等のところへ直接的に出向いて、心理的なケアとともに必要とされる支援に取り組むこと。
イコールフットイング	多様な経営主体が参入する介護・保育事業等における社会福祉法人与株式会社等との公平性を保つようにすること。
インフォーマルサポート	個人を取り巻く家族・親族、友人、近隣者、ボランティア等による非公式な支援の総称。
介護予防給付	要支援1または要支援2と認定された方で、支援が必要と認められた人に給付される介護保険の保険給付。
ケアマネジメント	地域住民の生活上の課題(悩みや苦しみ)をどこに問題があるのかを考え、様々なサービスを活用しながら当事者や地域住民等と一緒に解決していくこと。
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や認知症の高齢者、障害者の人権を守り、ニーズ表明を支援し、代弁すること。
コミュニティソーシャルワーク	地域において、生活課題を抱える個人や家族が自立して生活出来るよう個別支援を行うことと、その個人や家族が生活する地域に対して住民の組織化や啓発等の支援を行うことを、専門職同士また住民も連携したチームアプローチによって統合的に取り組む実践のこと。
市町村長申立て	成年後見制度を利用したくても、申し立てることのできる配偶者や四親等内の親族がいない場合、市町村長が代わりに家庭裁判所へ申し立てること。
指定管理者制度	公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り併せて経費の削減等を図る制度(地方自治法)。
指定特定相談支援事業所	障害福祉サービスの利用者に対して、サービス利用計画を作成し、サービスが計画通りに提供されているかモニタリングを行なう事業所。障害者総合支援法に基づく事業所申請が必要。
成年後見人制度利用支援事業	制度を利用する上で費用負担が困難な対象者に公費による補助を行うもので、市町村が事業実施主体。
成年後見人等	本人の判断能力が不十分になった場合に本人の財産管理や身上監護等にかかる法律行為を担う。家庭裁判所の審判により決定され、本人の判断能力の程度に応じて後見人、保佐人、補助人の3類型がある。



ソーシャルネットワーキングサービス	特定のつながりを通じ新たな人間関係を促進、サポートするインターネット上のサービス。SNSと略す。
第三者後見人	親族以外の後見人（弁護士・司法書士・社会福祉士・友人・知人等）。
第2種社会福祉事業	社会福祉を行う事業で、主に在宅サービス（訪問又は通所）として社会福祉法第2条に定める事業。ほかに第1種社会福祉事業がある。
地域ケアシステム	住み慣れた地域や家庭で安心して生活を送るために、地域全体で効率的、継続的に支えていく体制や取り組み、結びつきを表す言葉。
地域支援事業	平成18年4月に創設された介護保険の介護予防事業。市町村が実施主体となり、要支援・要介護認定で非該当と認定された方も利用できる。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。
チームアプローチ	生活上の課題を抱えた人や家族に対し、目標や情報の共有を図りながら地域住民、関係機関、専門職等が協働して支援していくこと。
日本社会福祉士会	「社会福祉士」の職能団体として組織された公益社団法人。全国47都道府県に支部を持ち平成26年3月現在で35,945人の会員組織。
パートナーシップ	異なる役割を持つ機関同士が、対等な立場で、協同して共通の目標に対して取り組むこと、あるいは取り組むためのシステム。
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥/多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法における定義）。
福祉の組織化	福祉と保健・医療、その他の地域の関係機関との連携・調整及びネットワークづくり。
フレキシブル	融通のきくさま、柔軟性のあるさま。
P D C A	P l a n（計画）、D o（実行）、C h e c k（評価）、A c t（改善）を繰り返すことによって業務を継続的に改善する手法。
ミニマムサービス	質・量ともに保たなければならない最小・最低限の必要サービス。
労働者派遣事業	雇用事業の一つ。派遣元となる人材派遣会社に登録している者を、派遣先（取引先）となる事業所へ派遣して、かつ派遣先担当者の指揮命令のもとで労働サービスを提供する雇用形態のこと。「一般労働者派遣」「特定労働者派遣」がある。

ふれ愛プラン 2015「私たちでつくるやさしいまち」  
神栖市社会福祉協議会 第4次地域福祉活動計画

平成27年3月

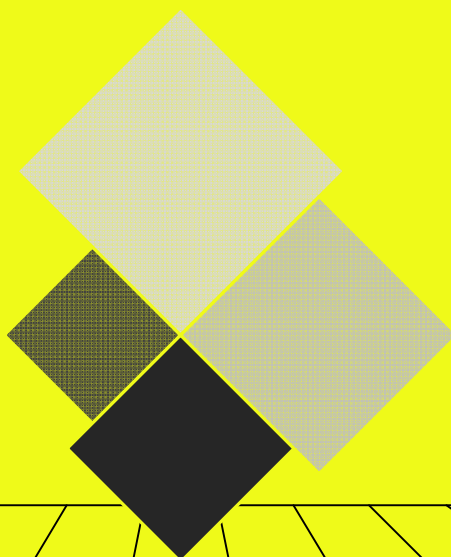
発行：社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会

〒314-0121 茨城県神栖市溝口1746番地1

TEL：0299-93-0294 FAX：0299-92-8750

URL：<http://www.kamisushakyo.com>

E-mail：[mail@kamisushakyo.com](mailto:mail@kamisushakyo.com)



「私たちでつくるやさしいまち」  
社会福祉法人 神栖市社会福祉協議会